

**第4回
相模原市・藤野町合併協議会**

日時：平成17年10月17日（月）午後1時30分から

場所：県立藤野芸術の家 2階 クリエーションホール

<相模原市・藤野町合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206（直通） FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

目 次

議 事

< 協議事項 >

協議第 10 号	相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について（継続協議）	1
協議第 17 号	財産の取扱いについて	2
協議第 18 号	行政連絡機構の取扱いについて	19
協議第 19 号	町名・字名の取扱いについて	26
協議第 20 号	土地利用の取扱いについて	32
協議第 21 号	上下水道事業の取扱いについて	35
協議第 22 号	地方税の取扱いについて	45
協議第 23 号	国民健康保険事業の取扱いについて	50
協議第 24 号	介護保険事業の取扱いについて	63
協議第 25 号	保健衛生事業の取扱いについて	70
協議第 26 号	補助金、交付金等の取扱いについて	99

< 報告事項 >

報告第 10 号	各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その 2	124
----------	----------------------------	-----

そ の 他

(1) 相模原市・藤野町市町村基本計画（素案）の公表及び意見募集要領（案） について	182
---	-----

協議第10号

相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について（継続協議）

相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）について、別紙のとおり協議を求める。

平成17年10月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

協議第17号

財産の取扱いについて

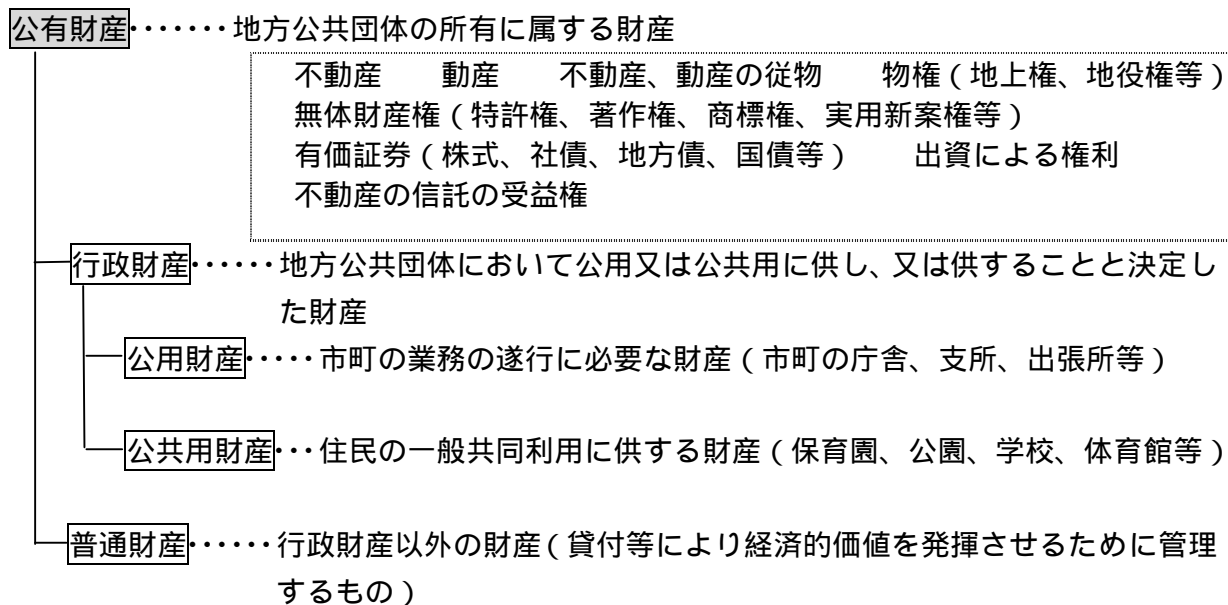
財産の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年10月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 藤野町の財産は、すべて相模原市に引き継ぐ。なお、基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し調整する。
- 2 藤野町の各財産区が所有する財産は、財産区有財産として相模原市に引き継ぐ。

地方公共団体の財産について



物品……………現金、公有財産及び基金を除く普通地方公共団が所有又は使用のために保管する動産（庁用自動車、事務機器等）

債権……………金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利

基金……………特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する基金とがある。

地方債……………地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が会計年度を超えて行われるもの。

債務負担行為……………地方公共団体が債務を負担するその行為、内容を定めておくもの。

財産の現況比較（平成17年3月31日現在）

〔総括〕

		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	合計
1. 公有財産							
土地	m ²	4,457,973.09	844,101.00	1,304,987.58	5,028,840.94	696,267.00	12,332,169.61
建物	m ²	1,313,390.90	53,050.00	86,347.91	42,680.80	39,715.86	1,535,185.47
物権	m ²	6,364.06	0.00	0.00	0.00	0.00	6,364.06
無体財産権	件	10	0	0	0	0	10
有価証券	千円	42,470	550	810	550	550	44,930
出資による権利	千円	2,302,265	9,085	271,123	10,450	5,907	2,598,830
2. 物 品（車両類）	台	598	53	80	30	60	821
3. 債 権	千円	1,453,833	1,743	0	5,000	0	1,460,576
4. 基 金							
資金積立基金	千円	12,402,915	1,814,352	1,724,056	185,055	1,189,035	17,315,413
定額資金運用基金	千円	8,030,959	287,950	629,042	154,515	10,000	9,112,466
5. 地方債現在高	千円	289,125,761	8,665,307	9,480,088	6,644,713	5,486,580	319,402,449
6. 債務負担行為	千円	41,000,574	40,000	1,666,197	303,353	40,646	43,050,770

（平成16年度決算書「財産に関する調書」、地方財政状況調査ほか）

* 4町の土地・建物には、津久井郡4町共有財産（各町持分4分の1）が含まれる。

- 【土地】 津久井郡郷土資料館 608.40m²
- 津久井郡急病診療所 1,463.58m²
- 【建物】 津久井郡郷土資料館 325.38m²

1. 公有財産

【土地】

平成17年3月31日現在 単位:㎡

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
行政財産	4,387,756.61	428,079.00	453,468.17	214,216.99	278,691.00	5,762,211.77
公用財産	342,404.50	14,122.00	6,471.29	5,865.97	4,303.00	373,166.76
本庁舎(出張所・清掃工場など)	298,338.79	12,863.00	3,932.71	5,018.10	3,363.00	323,515.60
消 防(本部・分署・消防団など)	44,065.71	1,259.00	2,538.58	847.87	940.00	49,651.16
公共用財産	4,045,352.11	413,957.00	446,996.88	208,351.02	274,388.00	5,389,045.01
市民会館・文化会館	6,122.90	0.00		0.00	0.00	6,122.90
公営住宅	176,243.37	13,898.00	32,396.41	297.51	2,909.00	225,744.29
児童福祉施設(保育園・児童館など)	56,886.29	2,784.00		3,768.42		63,438.71
衛生施設(墓地・斎場など)	58,868.80	0.00		0.00	0.00	58,868.80
公園・広場	1,521,297.54	111,133.00		98,174.99	1,949.00	1,732,554.53
小・中学校	1,582,640.32	114,312.00	164,978.50	72,871.32	53,229.00	1,988,031.14
体育施設(体育館・水泳場など)	41,708.01	25,708.00		15,530.51		82,946.52
社会教育施設(公民館・図書館など)	68,226.19			4,042.64		72,268.83
その他の施設	533,358.69	146,122.00	249,621.97	13,665.63	216,301.00	1,159,069.29
普通財産	70,216.48	416,022.00	851,519.41	4,814,623.95	417,576.00	6,569,957.84
普通財産一般	63,730.80	8,243.00	167,657.39	3,849.76	22,728.00	266,208.95
廃道路敷	6,485.68	2,028.00	0.00	0.00	0.00	8,513.68
山 林	0.00	405,751.00	683,862.02	4,810,774.19	394,848.00	6,295,235.21
合 計	4,457,973.09	844,101.00	1,304,987.58	5,028,840.94	696,267.00	12,332,169.61
備 考		は本庁舎に含む	はその他の施設に含む		はその他の施設に含む	

* 4町の土地には、津久井郡4町共有財産(各町持分4分の1)が含まれる。

行政財産 津久井郡郷土資料館 608.40㎡、 普通財産 津久井郡急病診療所 1,463.58㎡

【山林】

土地の権利の区分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
所 有		405,751.00	683,862.02	4,810,774.19	394,848.00	6,295,235.21
(うち分収)		(292,527.00)	(90,007.00)	(3,781,597.00)	0.00	(4,164,131.00)

分収...町所有の山林に植えてある立木について、分収林契約に基づき、県企業庁や森林づくり公社、自治会等が権利(地上権)を持ち、立木の販売で得た収益を町と権利者との間で分け合うもの

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

1. 公有財産

【建 物】

平成17年3月31日現在 単位: m²

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
行政財産	1,299,636.96	53,001.00	84,809.71	42,081.33	39,038.86	1,518,567.86
公用財産	153,306.13	8,416.00	5,843.03	3,770.70	4,375.93	175,711.79
本庁舎(出張所・清掃工場など)	128,062.31	7,829.00	4,115.11	3,441.30	3,148.36	146,596.08
消 防(本部・分署・消防団など)	25,243.82	587.00	1,727.92	329.40	1,227.57	29,115.71
公共用財産	1,146,330.83	44,585.00	78,966.68	38,310.63	34,662.93	1,342,856.07
市民会館・文化会館	23,120.99	0.00		0.00	0.00	23,120.99
公営住宅	140,464.60	2,370.00	5,424.90	1,095.87	792.53	150,147.90
児童福祉施設(保育園・児童館など)	30,245.19	917.00		1,072.02		32,234.21
衛生施設(墓地・斎場など)	4,327.31	0.00		0.00	0.00	4,327.31
公園・広場	6,583.26	0.00		1,401.55	0.00	7,984.81
小・中学校	653,373.98	37,094.00	54,553.59	28,134.11	21,871.97	795,027.65
体育施設(体育館・水泳場など)	45,576.48	779.00		59.59	0.00	46,415.07
社会教育施設(公民館・図書館など)	51,315.14	2,205.00		2,341.13		55,861.27
その他の施設	191,323.88	1,220.00	18,988.19	4,206.36	11,998.43	227,736.86
普通財産	13,753.94	49.00	1,538.20	599.47	677.00	16,617.61
合 計	1,313,390.90	53,050.00	86,347.91	42,680.80	39,715.86	1,535,185.47
備 考			はその他の施設に含む		はその他の施設に含む	

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

* 4町の建物には、津久井郡4町共有財産(各町持分4分の1)が含まれる。
行政財産 津久井郡郷土資料館 325.38m²

1. 公有財産

【物 権】

平成17年3月31日現在 単位: m³

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
地 上 権	6,270.27					6,270.27
地 役 権	93.79					93.79
合 計	6,364.06	0.00	0.00	0.00	0.00	6,364.06

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

【無体財産権】

平成17年3月31日現在 単位: 件

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
特 許 権	5					5
実用新案権	0					0
意 匠 権	3					3
商 標 権	2					2
著 作 権	0					0
合 計	10	0	0	0	0	10

〔特許権〕

標識建柱L型側溝用ブロック
 重車両L型側溝用ブロック
 マンホール用臨時トイレ装置
 調整池の排水流量制御システム
 洋式簡易便器装置

〔意匠権〕

マンホール載置用便器
 折畳み便器1
 折畳み便器2

〔商標権〕

リサイクルしましょう相模原
 SSDF(市道路情報管理システム・
 ファイルフォーマット形式の名称)

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

1. 公有財産

【有価証券】

平成17年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
株 券	42,470	550	810	550	550	44,930

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

内 訳

名 称	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
株式会社テレビ神奈川	32,470	550	660	550	550	34,780
株式会社神奈川食肉センター	10,000					10,000
津久井湖観光株式会社			150			150
合 計	42,470	550	810	550	550	44,930

1. 公有財産

【出資による権利】

平成17年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
出 資 ・ 出 捐	2,302,265	9,085	271,123	10,450	5,907	2,598,830

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

内 訳

名 称	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
神奈川県信用保証協会出資金	155,201	5,846	7,379	3,884	3,721	176,031
(社)神奈川県畜産会出資金	7,150	545	3,411	1,664	630	13,400
(財)神奈川県労働者信用基金協会出資金	5,320	199	322	125	129	6,095
(財)かながわ健康財団出資金	3,510	175	234	167	117	4,203
神奈川県農業信用基金協会出資金	1,830	520	1,110	460	710	4,630
(社)神奈川県農業公社出資金	1,500	200	200	200	200	2,300
土地開発公社出資金	10,000	1,000	1,000	1,000		13,000
(財)神奈川県暴力追放推進センター(設立)出資金	13,000	500	700		300	14,500
(社)神奈川県造林公社出資金		100	100	100	100	400
(財)ふるさと情報センター出資金				500		500
津久井郡森林組合出資金			2,500	2,350		4,850
(株)さがみはら産業創造センター出資金	1,135,000					1,135,000
(財)相模原市みちの協会出資金	300,000					300,000
(財)相模原市みどりの協会設立出資金	200,000					200,000
(財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団出資金			166,667			166,667
(財)相模原市市民文化財団出資金	100,000					100,000
(財)神奈川県市町村職員研修センター出資金			87,500			87,500
(財)相模原市産業振興財団出資金	80,000					80,000
(財)相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター出資金	80,000					80,000
(社)相模原市畜産振興協会出資金	60,000					60,000
橋本駅北口第一再開発ビル(株)出資金	60,000					60,000
(財)相模原市体育協会出資金	49,000					49,000
(財)神奈川県下水道公社出資金	12,540					12,540
(財)宇宙科学振興会出資金	10,000					10,000
(財)リバーフロント整備センター設立出資金	5,000					5,000
(財)神奈川県国民年金福祉協会出資金	4,500					4,500
(社福)相模原市社会福祉事業団設立出資金	3,000					3,000
(財)神奈川県国際交流協会出資金	2,714					2,714
(財)相模原市都市整備公社出資金	2,000					2,000
(財)国有財産管理調査センター出資金	1,000					1,000
合 計	2,302,265	9,085	271,123	10,450	5,907	2,598,830

2. 物 品

平成17年3月31日現在 単位:台

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
車 両 類	598	53	80	30	60	821
乗用自動車	25	6	6	16	8	61
貨物自動車	130	18	32	3	7	190
軽自動車	173	9	4	3	11	200
乗合自動車	9	2	1	1	8	21
特殊自動車	261	17	37	7	24	346
原動機付自転車	0	1	0	0	2	3

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

3. 債 権

平成17年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
貸 付 金	1,453,833	1,743	0	5,000	0	1,460,576

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

内 訳

名 称	金 額(千円)	備 考
相模原市		
土地開発公社貸付金	867,458	
看護師等修学資金貸付金	142,599	
保育所施設整備等資金貸付金	72,590	
奨学金貸付金	12,488	
母子寡婦福祉資金貸付金	358,698	
城 山 町		
奨学貸付金	382	
厚生貸付金	1,361	
相模湖町		
(財)相模湖周辺環境整備公社貸付金	5,000	
合 計	1,460,576	

目的・用途	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町		合計
	名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額	
文教、福祉施設等建設資金に充当するため設置			文教、福祉施設等建設基金	92,689					文化福祉施設建設基金	201,191	293,880
文化センター等建設事業に充当するため設置			文化センター等建設事業基金	448,991							448,991
公共施設整備資金に充てるため設置					公共施設整備基金	53,884					53,884
中道志川(奥相模湖下流から津久井湖まで)の清流を守る川のトラスト運動を展開し、水質保全及び河川美化を図るため設置					中道志川トラスト基金	5,991					5,991
道志ダム関連地域の振興を図るため設置					道志ダム関連地域環境整備基金	26,755					26,755
宮ヶ瀬ダム道志導水路地域の青根地区における環境保全と地域活性化を図るため設置					宮ヶ瀬ダム道志導水路環境整備基金	3					3
交通災害見舞金の事務を円滑かつ効率的に行うため設置					交通災害基金	14,223					14,223
津久井町簡易水道特別会計の財政の健全な運営を図るため設置					簡易水道特別会計財政調整基金	610,063					610,063
町営住宅の建設に係る資金を積み立てるため設置							町営住宅建設費積立基金	28,033	町営住宅建設基金	146,975	175,008
義務教育施設整備に係る資金を積み立てるため設置							義務教育施設整備費積立基金	36,993	学校建築基金	78,209	115,202
町民相互の協力による自主的な町づくり事業を推進するため設置							かある文化とうるおいの町づくり基金	27,657			27,657
千木良公民館の建設に係る資金を積み立てるため設置							千木良公民館建設費積立基金	54			54
藤野やまなみ温泉の施設整備に係る資金を積み立てるため設置									藤野やまなみ温泉施設整備基金	6,002	6,002
	合計	12,402,915	合計	1,814,352	合計	1,724,056	合計	185,055	合計	1,189,035	17,315,413

4. 基金

【定額資金運用基金】

平成17年3月31日現在 単位:千円

目的・使途	相模原市		城山町		津久井町		相模湖町		藤野町		合計
	名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額	名称	金額	
公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため設置	土地開発基金	3,580,000	土地開発基金	284,810	土地開発基金	615,712	土地開発基金	151,515			4,632,037
用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置	用品調達基金	50,000									50,000
良好な都市環境の保全に寄与するために行う緑地保全事業を円滑かつ効率的に行うため設置	緑地保全基金	2,000,691									2,000,691
市民のコミュニティ活動を促進するための場としての広場用地をあらかじめ取得することにより、広場用地取得事業の円滑な執行を図るため設置	広場基金	2,000,000									2,000,000
市民文化の振興に寄与するために行う美術品、美術に関する資料その他これらに類するものの収集を円滑かつ効率的に行うため設置	美術品等収集基金	100,268									100,268
公共料金の支払事務を円滑かつ効率的に行うため設置	公共料金支払基金	300,000									300,000
高額療養費資金の貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置			国民健康保険高額療養費資金貸付基金	3,140	高額療養費貸付基金	5,000	国民健康保険高額医療費資金貸付基金	3,000			11,140
国民健康保険出産費資金貸付に関する事務を円滑に実施するため設置					国民健康保険出産費資金貸付基金	1,000					1,000
育英奨学資金の貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置					育英奨学資金貸付基金	7,330					7,330
住民からの寄附を受け学校図書購入等の財源に充てるために設置									教育振興基金	10,000	10,000
	合計	8,030,959	合計	287,950	合計	629,042	合計	154,515	合計	10,000	9,112,466

(平成16年度決算書「財産に関する調書」ほか)

5. 地方債現在高

平成17年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
普通会計	173,899,149	4,672,112	6,259,476	3,955,809	2,848,799	191,635,345
一般公共事業債	3,075,486	0	0	0	0	3,075,486
一般単独事業債	61,903,816	622,860	1,470,524	922,839	601,948	65,521,987
公営住宅建設事業債	10,038,114	61,357	41,061	0	0	10,140,532
義務教育施設整備事業債	16,650,429	593,903	1,249,973	1,294,704	713,742	20,502,751
厚生福祉施設整備事業債	19,379,446	540,133	0	198,232	0	20,117,811
その他普通債	11,140,326	353,770	587,855	245,552	137,444	12,464,947
減税補てん債等	51,711,532	2,500,089	2,910,063	1,294,482	1,395,665	59,811,831
簡易水道事業債	-	-	-	-	82,078	82,078
病院事業債	-	-	40,104	-	-	40,104
介護サービス施設整備事業債	399,286	-	-	-	-	399,286
下水道事業債	104,604,662	3,993,195	3,180,508	2,688,904	2,555,703	117,022,972
駐車場整備事業債	10,075,910	-	-	-	-	10,075,910
母子寡婦福祉資金貸付事業債	146,754	-	-	-	-	146,754
合 計	289,125,761	8,665,307	9,480,088	6,644,713	5,486,580	319,402,449

「その他普通債」は、一般廃棄物処理事業債、社会福祉施設整備事業債、財源対策債、調整債、都道府県貸付金、その他をいう。

(平成16年度地方財政状況調査ほか)

「減税補てん債等」は、減税補てん債、減収補てん債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、臨時税収補てん債、臨時財政対策債をいう。

6. 債務負担行為

平成17年3月31日現在 単位:千円

区 分	相模原市	城 山 町	津久井町	相模湖町	藤 野 町	合 計
土地の購入に係るもの	2,290,000	0	101,764	0	0	2,391,764
建造物の購入に係るもの	1,855,234	0	0	0	0	1,855,234
債務保証・損失補償に係るもの	34,085,540	40,000	765,360	303,353	0	35,194,253
その他	2,769,800	0	799,073	0	40,646	3,609,519
債務負担行為限度額	41,000,574	40,000	1,666,197	303,353	40,646	43,050,770

(平成16年度地方財政状況調査ほか)

財産区について

1 財産区制度の趣旨

財産区制度は、明治の大合併の推進のとき、関係町村間の特別な財産や所有状態の著しい不均衡が合併交渉を妨げたことから、合併後も旧町村単位で従来の財産を所有する権利を認められたことがその起源となっている。このように市制・町村制の施行の際、設置された財産区は、大部分が江戸時代以来の村、又はその一部で住民が入会利用している山林、田畑等を所有していたものであり、戦後、地方自治法の改正の中で明文化された。

この結果、財産区は、その所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止につき、法律上独立の人格者たる能力（法人格）を持った特別地方公共団体となった。

財産区は、その成立した時期により、次の2つに大きく分けられる。

旧財産区...明治 22 年の市制・町村制施行当時、既に市町村の一部が財産又は公の施設を所有していることを認めたもの。

新財産区...市制・町村制の施行後に行われた町村合併の際（昭和28年施行町村合併促進法によるものなど）、旧町村が財産又は公の施設を所有していることを認めたもの。

2 財産区の業務等

- (1) 財産区は、所有する財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止を行う。
- (2) 財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村との一体性をそこなわないように努めなければならない。

3 財産区の会計

- (1) 財産又は公の施設に関し特に要する経費（財産区議会の議員選挙に要する費用など）は、財産区の負担とする。
- (2) 財産区の収入及び支出については、市町村の会計と分別しなければならない。
財産区の収支は明確にしておく必要があるため、市町村の会計と分別して経理することが要求されており、特別会計を設けることが適当である。（「地方自治小六法」注釈）

4 津久井郡における財産区の状況

津久井郡における財産区は、城山町には「川尻財産区」及び「中沢財産区」の2つの財産区が、津久井町には「三井財産区」「中野財産区」「串川財産区」「鳥屋財産区」「青野原財産区」及び「青根林野」の6つの財産区が、藤野町には「吉野財産区」「小淵財産区」「沢井財産区」「日連財産区」「名倉財産区」「牧野財産区」及び「佐野川財産区」の7つの財産区が設置されている。

また、城山町の各財産区には議決機関として財産区議会が、津久井町及び藤野町の各財産区には審議機関として財産区管理会等が設置されている。

財産区議会と財産区管理会について

区 分	財産区議会	財産区管理会
設置根拠	<p>地方自治法295条 財産等の管理処分が複雑なため、あるいは財産区と市町村との利害関係が必ずしも一致しないため等により、都道府県知事が必要であると認めるときに限り設置することができる固有の意思決定機関</p>	<p>地方自治法296条の2 財産区に財産区議会が設置されていない時に限り置くことができる任意設置機関</p>
設置方法	<p>知事が設置条例を提案し、市町村議会の議決により、市町村の条例で設置</p>	<p>市町村条例の制定によって設置 市町村の廃置分合又は境界変更の際し財産処分に関する協議によって設置</p>
条例又は協議書に規定する事項	<p>財産区議会議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項</p>	<p>管理会の同意を要する事項 財産区管理委員の選任、財産区管理会の運営その他財産区管理会に関し必要な事項</p>
執行機関	<p>市町村長が行う。</p>	<p>市町村長が行う。 市町村長は、財産管理に関する事務の全部又は一部を財産区管理会の同意を得て管理会又は管理委員に委任できる。</p>
議決機関	<p>財産区議会が行う。 財産区議会は、設置条例に定めるもののほかは、地方自治法の市町村の議会に関する規定が準用される。</p>	<p>市町村議会が行う。 管理会は条例で定める重要なものについて同意を与える審議機関であるので、管理会の同意が得られない限り市町村議会の議決があっても執行できない。</p>
監査機関	<p>市町村の監査委員が行う。</p>	<p>市町村の監査委員が行う。 管理会は財産区の事務の処理について監査できる。</p>
議員又は委員	<p>(身分) 財産区議会の議員の選挙は、公職選挙法の市町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。ただし、被選挙権の有無については、市町村の議会が決定する。 財産区議会の議員と当該市町村の議会の議員、市町村長、助役、収入役とは兼職できない。 (定員・任期) 条例で規定する。</p>	<p>(身分) 公職選挙法の適用がないので、委員の資格・選任方法は任意 委員は非常勤であり、当該市町村の議会の議員、市町村長、助役、収入役とは兼職が可能 (定員・任期) 7人以内、4年</p>

なお、これらの機関は財産区の事情に鑑み必要に応じて設置されるものであり、必置機関ではない。

財産区の現況比較

財産区設置市町：城山町・津久井町・藤野町

単位：㎡/㎡³/千円、平成17年3月31日現在

項 目		城 山 町		津 久 井 町							
財産区の名称		川尻財産区	中沢財産区	三井財産区	中野財産区	串川財産区	鳥屋財産区	青野原財産区	青根林野		
設置年月日		昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日	昭和30年4月1日 (昭和38年10月1日)		
設置の経緯		城山町合併時に関係村で協議	城山町合併時に関係村で協議	津久井町合併時に関係町村で協議	津久井町合併時に関係町村で協議	津久井町合併時に関係町村で協議	津久井町合併時に関係町村で協議	津久井町合併時に関係町村で協議	津久井町合併時に関係町村で協議		
財 産	土 地 (㎡)	山 林	所 有	44,949	114,301	132,971	727,130	2,055,061	12,029,916	13,919,810	13,998,723
			分 収	690,579	84,300	0	128,637	631,744	8,173,210	3,237,320	3,143,069
			貸 付	30,719	0	0	0	0	16,842,742	914,662	991,159
		その他	255 (宅地)	0	0	0	23,948 (切替畑)	0	0	0	
	合 計		766,502	198,601	132,971	855,767	2,710,753	37,045,868	18,071,792	18,132,951	
	立 木(㎡)		-	-	1,072	2,727	32,588	236,862	30,556	174,973	
	出資による権利 (千円)		420	210	210	50	1,660	8,460	4,065	4,020	
	基 金(千円) (平成16年度末)		335,538	21,610	5,957	36,341	444,605	560,131	33,542	4,839	
	予算規模(千円) (平成17年度当初)		8,000	750	1,100	6,500	65,000	47,600	22,600	19,900	
	管理機関		財産区議会	財産区議会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	管理委員会	
議員・委員数(人)		8	7	7	7	7	7	7	7		

*他に建物52㎡あり

*設置年月日の()は、財産区の名称が「青根林野」となった日である。
(平成16年度決算書「財産に関する調書」より)

財産区設置市町:城山町・津久井町・藤野町

単位:m²/m³/千円、平成17年3月31日現在

項 目		藤 野 町							
財産区の名称		吉野財産区	小淵財産区	沢井財産区	日連財産区	名倉財産区	牧野財産区	佐野川財産区	
設置年月日		昭和29年7月15日	昭和29年7月15日	昭和29年7月15日	昭和30年7月20日	昭和30年7月20日	昭和30年7月20日	昭和30年7月20日	
設置の経緯		吉野町合併時に関係町村で協議	吉野町合併時に関係町村で協議	吉野町合併時に関係町村で協議	藤野町合併時に関係町村で協議	藤野町合併時に関係町村で協議	藤野町合併時に関係町村で協議	藤野町合併時に関係町村で協議	
財 産	山 地 (m ²)	所 有	139,528	51,965	143,133	32,330	589,032	12,677,273	28,778
		分 収	0	0	0	0	0	5,391,270	451,043
		貸 付	770,303	0	11,319	325,772	212	35,677	25,190
		その他	0	0	0	0	0	0	0
		合 計	909,831	51,965	154,452	358,102	589,244	18,104,220	505,011
	立 木 (m ³)	1,266	862	2,714	4,399	359	50,026	25,147	
	出資による権利 (千円)	430	-	210	210	410	4,390	-	
	基 金 (千円) (平成16年度末)	13,986	1,715	11,355	54,785	33,502	87,571	2,965	
	予算規模(千円) (平成17年度当初)	1,822	565	552	2,987	1,656	13,000	564	
	管理機関	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	財産区管理会	
議員・委員数(人)	5	5	5	7	5	7	7		

(平成16年度決算書「財産に関する調書」より)

協議第18号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年10月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直しを行う。
ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。
- 2 自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直しを行う。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1ページ
1	行政連絡機構の取扱い	合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直しを行う。 ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。	1
2	地域振興嘱託員経費	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、藤野町への配置については、配置基準の見直しとともに新市において検討する。	2
3	自治会活動助成事業	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行う。	3
4	自治会集会所建設等助成事業	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行う。	4
5	自治会集会所賃借料助成事業	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行う。	5
6	防犯灯の維持管理	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行う。	6
7	防犯灯の設置・指導	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行う。	7

行政連絡機構の取扱いの考え方

行政連絡機構とは、行政からの伝達事項を住民に伝達したり、住民の要望等を行政に伝達する役割を担っている組織のことで、具体的には地域住民に最も身近な組織として自主的に運営されてきた自治会等のことを指します。

自治会等は、地域コミュニティの中心として、それぞれの地域において、先に述べました行政連絡業務を担っているほか、地域の防災・交通安全・防犯活動や地域美化活動などを通じて安全で住みやすい快適な地域づくりの推進に寄与しており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。

このため、合併後新市の一体性を確保するためには、本来速やかに全ての制度を統合する必要があるが、地域コミュニティの歴史に根ざした組織であることや、地域における自治会等の重要な役割などを考慮し、調整にあたっては、市全域に同一の情報を提供する必要性から、広報紙の配布については合併時に相模原市の制度に統一し、現行の組織及び自治会等への助成制度については、自治会等の振興と活性化に資するよう、合併後3年を目途に見直しを行うこととする。

行政連絡機構の現況比較

1 行政連絡機構に係る機構図

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>自治会連合会 (1団体)</p> <p>地区自治会連合 (18地区)</p> <p>自治会 (433自治会)</p> <p>自治会加入世帯 (159,987世帯)</p>	<p>自治会連合会 (1団体)</p> <p>自治会 (12自治会)</p> <p>自治会加入世帯 (6,224世帯)</p>	<p>自治会連合会 (1団体)</p> <p>地区自治会連絡協議会 (6地区)</p> <p>自治会 (62自治会)</p> <p>自治会加入世帯 (8,243世帯)</p>	<p>(連合会無し)</p> <p>地区自治会連合 (4地区のうち1地区あり)</p> <p>自治会 (36自治会) 未組織13</p> <p>自治会加入世帯 (2,841世帯)</p>	<p>(連合会無し)</p> <p>自治会 (55自治会)</p> <p>自治会加入世帯 (3,053世帯)</p> <p>行政委員数 64人</p>
<p><1自治会の世帯数></p> <p>平均 369世帯</p> <p>最小 22世帯</p> <p>最大 5,092世帯</p> <p><加入率></p> <p>市世帯数 255,476世帯</p> <p>加入率 62.6%</p>	<p><1自治会の世帯数></p> <p>平均 519世帯</p> <p>最小 125世帯</p> <p>最大 1,440世帯</p> <p><加入率></p> <p>町世帯数 8,314世帯</p> <p>加入率 74.9%</p>	<p><1自治会の世帯数></p> <p>平均 133世帯</p> <p>最小 14世帯</p> <p>最大 890世帯</p> <p><加入率></p> <p>町世帯数 9,723世帯</p> <p>加入率 84.8%</p>	<p><1自治会の世帯数></p> <p>平均 79世帯</p> <p>最小 7世帯</p> <p>最大 192世帯</p> <p><加入率></p> <p>町世帯数 3,691世帯</p> <p>加入率 77.0%</p>	<p><1自治会の世帯数></p> <p>平均 56世帯</p> <p>最小 6世帯</p> <p>最大 492世帯</p> <p><加入率></p> <p>町世帯数 3,549世帯</p> <p>加入率 86.0%</p>

* 自治会数及び世帯数は、平成17年4月1日現在の数値

* 自治会と加入世帯を結ぶ「班・組」等の制度については割愛した。

2 広報紙・回覧文書配布等の行政連絡事務

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>1. 市広報紙（月2回発行） 配布方法：原則、新聞折り込み。 その他：市の施設及び駅で入手可能。なお、希望者には郵送にて送付。</p>	<p>1. 町広報紙（月2回発行） 配布方法：1日号は自治会を通じて配布。15日号は新聞折り込み。 その他：町の施設及び橋本駅、町内金融機関、町内ほとんどのコンビニエンスストアに設置している専用スタンドから入手可能。</p>	<p>1. 町広報紙（月2回発行） 配布方法：1日号は自治会を通じて配布。代表者宅へ配送し、加入世帯へ配布する。15日号は新聞折り込み。 その他：町施設、郵便局、バスターミナルでも入手可能。 原則として、郵送配布は公共機関のみ。</p>	<p>1. 町広報紙（月2回発行） 配布方法：1日号は自治会等を通じて配布。15日号は新聞折り込み。 その他：町の施設及び駅で入手可能。なお、希望者には郵送にて送付。</p>	<p>1. 町広報紙（月2回発行） 配布方法：1日号は自治会等を通じて配布。15日号は新聞折り込み。 その他：町の施設及び駅で入手可能。なお、希望者には郵送にて送付。</p>
<p>2. 回覧文書（原則 月2回） 原則、地区自治会連合会ごとに情報を収集した、地域情報紙を作成し、自治会長（又は広報担当）宅に業者が配布し、加入世帯に回覧している。</p>	<p>2. 回覧文書 原則、1日号の広報紙配布にあわせて回覧を依頼する。ただし、回覧の可否については、自治会連合会において決定する。 回覧文書については、依頼者が自治会長の指定する場所へ必要部数を梱包し持参する。</p>	<p>2. 回覧文書（随時） 町関連については、必要に応じて、各課が各自治会長宅へ必要部数を持ち込み、加入世帯に回覧している。 また、民間事業者に関するもの等については、自治連役員会の承認が必要となる。</p>	<p>2. 回覧文書（原則 なし） 原則、回覧はないが、願いする場合は、担当課が直接自治会長等をお願いする。</p>	<p>2. 回覧文書（原則 なし） 原則、回覧はないが、願いする場合は、担当課が直接自治会長等をお願いする。</p>
<p>3. 掲示板 自治会が設置し、管理。 従来は、市が自治会の要望を受けて交付したが、平成14年度をもって廃止した。</p>	<p>3. 掲示板 自治会が設置し、管理。</p>	<p>3. 掲示板 該当なし</p>	<p>3. 掲示板 自治会が設置し、管理。</p>	<p>3. 掲示板 一部の自治会では設置し、管理を行っている。</p>

3 住民自治組織に対する支援の状況

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>1. 自治会連合会運営助成金 (1) 相模原市自治会連合会補助金 9,660,000円 (2) 地域情報紙発行、配送費補助金 13,319,000円</p>	<p>1. 自治会連合会運営助成金 なし</p>	<p>1. 自治会連合会助成金 800,000円</p>	<p>1. 自治会連合会運営助成金 なし</p>	<p>1. 自治会連合会運営助成金 なし</p>
<p>2. 自治会等活動推進奨励金 64,400,000円 (@400円×加入世帯) 相模原市自治会連合会に一括交付。 同連合会から地区自治会連合会、単位自治会、自治会長の活動費として交付</p>	<p>2. 自治会協力謝礼金 2,932,000円 (均等割額 35,000円 世帯割額 244円 火災保険料 35,000円 自治会館運営費助成 50,000円 各自治会へ上記により交付。) <地区行政委員> 目的：行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、自治会ごとに置く。 報酬(年額) 均等割額：225,000円 世帯割額：50円</p>	<p>2. 自治会等活動推進奨励金 なし <行政連絡員> 目的：町行政の円滑及び効率化をはかり、住民福祉の増進のため、自治会ごとに置く。 報酬(年額) 均等割額：52,750円 世帯割額：394.5円</p>	<p>2. 自治会等活動推進奨励金 なし <行政委員> 目的：行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、自治会ごとに置く。 報酬(年額) 均等割額：19,000円 世帯割額：110円</p>	<p>2. 自治会等活動推進奨励金 なし <行政委員> 目的：行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、自治会ごとに置く。 報酬(年額) 均等割額：26,800円 世帯割額：1,270円</p>
<p>3. コミュニティ助成事業助成金 2,500,000円</p>	<p>3. コミュニティ助成事業助成金 2,500,000円 (H16実績は、4,900,000円)</p>	<p>3. コミュニティ助成事業助成金 2,500,000円</p>	<p>3. コミュニティ助成事業助成金 自治会としては、行っていない。 広報により募集し、申請を行っている。</p>	<p>3. コミュニティ助成事業助成金 自治会としては、行っていない。 広報により募集し、申請を行っている。</p>

*金額は、平成17年度予算額

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>4. 自治会等集会所建設補助金 (補助内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地購入 購入額の1/2、対象面積200㎡まで ・建物の購入、建設及び増改築 購入額(建設費)の1/2、対象面積140㎡まで 対象単価140千円/㎡まで 24,500,000円 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会集会所建設事業に係る融資制度 預託先:相模原市農業協同組合 預託率:融資額の7/10 融資利率:年2.0% 融資期間:10年以内 63,814,000円 	<p>4. コミュニティ施設等整備事業補助 (補助内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所の新築 経費の1/3以内、限度額:15,000千円 (用地取得費は含まず) ・集会所の増改築及び修繕 経費の1/2以内、限度額:2,500千円 <p>ただし、身体障害者用のスロープ、トイレ、手すり等の設置については経費の2/3以内、限度額:2,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所付帯設備の整備 経費の1/2以内、限度額:1,000千円 	<p>4. 自治会集会所建設補助金 (補助内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地購入 購入額の1/2以内、限度額:10,000千円 対象面積200㎡まで ・建物の購入、建設及び増改築 購入額(建設費)の1/3 対象面積30㎡以上 限度額:一般財源分4,000千円(500千円以上) 特定財源分4,000千円 36,816,000円 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会集会所建設事業に係る融資制度 預託先:津久井郡農業協同組合 預託額:予算の範囲内 融資利率:年3.0% 融資期間:10年以内 10,000,000円 	<p>4. 自治会集会所建設等助成事業なし</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立集会施設を自治会集会所として利用している自治会には、管理を委託(管理補助金を交付) (年額:15千円) ・町立集会施設以外を集会所として利用している自治会には、補助金を交付 (年額:10千円) ・経費の内訳 需用費:450千円(応急修繕) 役務費:261千円(建物共済費等) 補助金:295千円(集会所管理補助金) 1,006,000円 	<p>4. 自治会集会所建設等助成事業 (補助内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所の新築 建設費の70%以内、限度額:20,000千円 (用地取得費は含まず) ・集会所の増改築等 建設費の70%以内、限度額:5,000千円 ・対象面積 1世帯あたり3㎡を限度
<p>5. 自治会等集会所賃借料補助金 (補助内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借地 限度面積:200㎡まで 補助金額:借地料 ・借家 限度面積:140㎡まで 補助金額:家賃(2,450円/㎡)1か月あたり ・補助率 対象金額の1/2以内 ・補助期間 原則10年以内 2,221,000円 	<p>5. 自治会等集会所賃借料助成事業なし</p>	<p>5. 自治会等集会所賃借料助成事業なし</p>	<p>5. 自治会等集会所賃借料助成事業なし</p>	<p>5. 自治会等集会所賃借料助成事業なし</p>

*金額は、平成17年度予算額

4 住民自治組織に対するその他の事務

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>1. 防犯灯助成費</p> <p>(1) 防犯灯維持管理費補助金 自治会で維持管理している防犯灯に対し、年間電気料(4月分×12か月)の90%及び管理費として1灯につき年額700円を補助 106,786,000円</p> <p>(2) 防犯灯設置費補助金 設置費の90%を助成 40,500,000円</p>	<p>1. 防犯灯助成費</p> <p>(1) 防犯灯維持管理委託 町で設置している防犯灯の維持管理について各自治会と委託契約を結ぶ。 契約金額：@800×設置灯数 1,365,600円 電気料は全額町で負担</p> <p>(2) 防犯灯設置費補助金 なし</p>	<p>1. 防犯灯助成費</p> <p>(1) 町が設置した防犯灯を自治会が管理するにあたり、管理する経費を1灯につき年額800円を交付。 2,392,000円</p>	<p>1. 防犯灯助成費</p> <p>自治会には、補助していない。 直接、町が行っている。</p>	<p>1. 防犯灯助成費</p> <p>自治会には、補助していない。 直接、町が行っている。</p>
<p>2. 団体事務局事務</p> <p>市自治会連合会及び各地区自治会連合会事務に対する支援</p> <p>(1) 自治会連合会事務 市民生活課職員及び市自治会連合会で雇用した非常勤職員により実施</p> <p>(2) 地区自治会連合会事務(18地区) 市民生活課及び出張所職員、さらに地域振興嘱託員(市非常勤特別職)により実施</p>	<p>2. 団体事務局事務</p> <p>町自治会連合会事務に対する支援を町民課職員により実施。</p>	<p>2. 団体事務局事務</p> <p>町自治会連合会及び各地区自治会連絡協議会事務に対する支援</p> <p>(1) 自治会連合会事務 企画政策室職員により実施</p> <p>(2) 地区自治会連絡協議会事務(6地区) 各支所及び出張所職員により実施</p>	<p>2. 団体事務局事務</p> <p>支援は、行っていない。</p>	<p>2. 団体事務局事務</p> <p>支援は、行っていない。</p>

*金額は、平成17年度予算

協議第19号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年10月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 相模原市の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2 藤野町の区域内の字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- 3 藤野町の区域内の字の名称は、町の意向を尊重する。

町名・字名の取扱について

1 町名・字名の数について

市 町 名	町名の数	字名の数	計
相模原市	2 9 7	1 5	3 1 2
城 山 町	2 1	1 5	3 6
津久井町	0	1 1	1 1
相模湖町	0	7	7
藤 野 町	0	7	7
合 計	3 1 8	5 5	3 7 3

この表における町名・字名の数について、町名数は、住居表示実施区域における町の名称区域の数であり、字名数は住居表示未実施区域の字の名称区域の数である。

2 町名・字名の一覧

別紙のとおり

3 同一又は類似する町名・字名について

相模原市、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町の町名・字名については、相模湖町と藤野町に同一の字名（相模湖町吉野、藤野町吉野）が存在する。

町名・字名の一覧(相模原市)

町名・字名	ヨミガナ	町名・字名	ヨミガナ
ア行		上鶴間	カミツルマ
相生一丁目	アイオイ1チョウメ	上鶴間一丁目	カミツルマ1チョウメ
相生二丁目	アイオイ2チョウメ	上鶴間二丁目	カミツルマ2チョウメ
相生三丁目	アイオイ3チョウメ	上鶴間三丁目	カミツルマ3チョウメ
相生四丁目	アイオイ4チョウメ	上鶴間四丁目	カミツルマ4チョウメ
相原一丁目	アイハラ1チョウメ	上鶴間五丁目	カミツルマ5チョウメ
相原二丁目	アイハラ2チョウメ	上鶴間六丁目	カミツルマ6チョウメ
相原三丁目	アイハラ3チョウメ	上鶴間七丁目	カミツルマ7チョウメ
相原四丁目	アイハラ4チョウメ	上鶴間八丁目	カミツルマ8チョウメ
相原五丁目	アイハラ5チョウメ	上鶴間本町一丁目	カミツルマホンチョウ1チョウメ
相原六丁目	アイハラ6チョウメ	上鶴間本町二丁目	カミツルマホンチョウ2チョウメ
青葉一丁目	アオバ1チョウメ	上鶴間本町三丁目	カミツルマホンチョウ3チョウメ
青葉二丁目	アオバ2チョウメ	上鶴間本町四丁目	カミツルマホンチョウ4チョウメ
青葉三丁目	アオバ3チョウメ	上鶴間本町五丁目	カミツルマホンチョウ5チョウメ
旭町	アサヒチョウ	上鶴間本町六丁目	カミツルマホンチョウ6チョウメ
麻溝台	アサミゾダイ	上鶴間本町七丁目	カミツルマホンチョウ7チョウメ
麻溝台一丁目	アサミゾダイ1チョウメ	上鶴間本町八丁目	カミツルマホンチョウ8チョウメ
麻溝台二丁目	アサミゾダイ2チョウメ	上鶴間本町九丁目	カミツルマホンチョウ9チョウメ
麻溝台三丁目	アサミゾダイ3チョウメ	上溝	カミミゾ
麻溝台四丁目	アサミゾダイ4チョウメ	上溝一丁目	カミミゾ1チョウメ
麻溝台五丁目	アサミゾダイ5チョウメ	上溝二丁目	カミミゾ2チョウメ
麻溝台六丁目	アサミゾダイ6チョウメ	上溝三丁目	カミミゾ3チョウメ
麻溝台七丁目	アサミゾダイ7チョウメ	上溝四丁目	カミミゾ4チョウメ
麻溝台八丁目	アサミゾダイ8チョウメ	上溝五丁目	カミミゾ5チョウメ
新磯野	アライソノ	上溝六丁目	カミミゾ6チョウメ
新磯野一丁目	アライソノ1チョウメ	上溝七丁目	カミミゾ7チョウメ
新磯野二丁目	アライソノ2チョウメ	上矢部	カミヤベ
新磯野三丁目	アライソノ3チョウメ	上矢部一丁目	カミヤベ1チョウメ
新磯野四丁目	アライソノ4チョウメ	上矢部二丁目	カミヤベ2チョウメ
新磯野五丁目	アライソノ5チョウメ	上矢部三丁目	カミヤベ3チョウメ
磯部	イソベ	上矢部四丁目	カミヤベ4チョウメ
鷓野森一丁目	ウノモリ1チョウメ	上矢部五丁目	カミヤベ5チョウメ
鷓野森二丁目	ウノモリ2チョウメ	北里一丁目	キタザト1チョウメ
鷓野森三丁目	ウノモリ3チョウメ	北里二丁目	キタザト2チョウメ
大島	オオシマ	共和一丁目	キョウワ1チョウメ
大野台一丁目	オオノダイ1チョウメ	共和二丁目	キョウワ2チョウメ
大野台二丁目	オオノダイ2チョウメ	共和三丁目	キョウワ3チョウメ
大野台三丁目	オオノダイ3チョウメ	共和四丁目	キョウワ4チョウメ
大野台四丁目	オオノダイ4チョウメ	向陽町	コウヨウチョウ
大野台五丁目	オオノダイ5チョウメ	古淵一丁目	コブチ1チョウメ
大野台六丁目	オオノダイ6チョウメ	古淵二丁目	コブチ2チョウメ
大野台七丁目	オオノダイ7チョウメ	古淵三丁目	コブチ3チョウメ
大野台八丁目	オオノダイ8チョウメ	古淵四丁目	コブチ4チョウメ
大山町	オオヤマチョウ	古淵五丁目	コブチ5チョウメ
小山	オヤマ	古淵六丁目	コブチ6チョウメ
小山一丁目	オヤマ1チョウメ	小町通一丁目	コマチドリ1チョウメ
小山二丁目	オヤマ2チョウメ	小町通二丁目	コマチドリ2チョウメ
小山三丁目	オヤマ3チョウメ	サ行	
小山四丁目	オヤマ4チョウメ	栄町	サカエチョウ
カ行		相模大野一丁目	サガミオオノ1チョウメ
鹿沼台一丁目	カヌマダイ1チョウメ	相模大野二丁目	サガミオオノ2チョウメ
鹿沼台二丁目	カヌマダイ2チョウメ	相模大野三丁目	サガミオオノ3チョウメ
上九沢	カミクザワ	相模大野四丁目	サガミオオノ4チョウメ

町名・字名の一覧(相模原市)

町名・字名	ヨミガナ	町名・字名	ヨミガナ
東橋本一丁目	ヒガシハシモト1チョウメ	御園五丁目	ミソノ5チョウメ
東橋本二丁目	ヒガシハシモト2チョウメ	緑が丘一丁目	ミドリガオカ1チョウメ
東橋本三丁目	ヒガシハシモト3チョウメ	緑が丘二丁目	ミドリガオカ2チョウメ
東橋本四丁目	ヒガシハシモト4チョウメ	宮下一丁目	ミヤシモ1チョウメ
東淵野辺一丁目	ヒガシフチノベ1チョウメ	宮下二丁目	ミヤシモ2チョウメ
東淵野辺二丁目	ヒガシフチノベ2チョウメ	宮下三丁目	ミヤシモ3チョウメ
東淵野辺三丁目	ヒガシフチノベ3チョウメ	宮下本町一丁目	ミヤシモホンチョウ1チョウメ
東淵野辺四丁目	ヒガシフチノベ4チョウメ	宮下本町二丁目	ミヤシモホンチョウ2チョウメ
東淵野辺五丁目	ヒガシフチノベ5チョウメ	宮下本町三丁目	ミヤシモホンチョウ3チョウメ
東林間一丁目	ヒガシリンカン1チョウメ	南台一丁目	ミナミダイ1チョウメ
東林間二丁目	ヒガシリンカン2チョウメ	南台二丁目	ミナミダイ2チョウメ
東林間三丁目	ヒガシリンカン3チョウメ	南台三丁目	ミナミダイ3チョウメ
東林間四丁目	ヒガシリンカン4チョウメ	南台四丁目	ミナミダイ4チョウメ
東林間五丁目	ヒガシリンカン5チョウメ	南台五丁目	ミナミダイ5チョウメ
東林間六丁目	ヒガシリンカン6チョウメ	南台六丁目	ミナミダイ6チョウメ
東林間七丁目	ヒガシリンカン7チョウメ	南橋本一丁目	ミナミハシモト1チョウメ
東林間八丁目	ヒガシリンカン8チョウメ	南橋本二丁目	ミナミハシモト2チョウメ
光が丘一丁目	ヒカリガオカ1チョウメ	南橋本三丁目	ミナミハシモト3チョウメ
光が丘二丁目	ヒカリガオカ2チョウメ	南橋本四丁目	ミナミハシモト4チョウメ
光が丘三丁目	ヒカリガオカ3チョウメ	元橋本町	モトハシモトチョウ
氷川町	ヒカワチョウ	ヤ行	
富士見一丁目	フジミ1チョウメ	弥栄一丁目	ヤエイ1チョウメ
富士見二丁目	フジミ2チョウメ	弥栄二丁目	ヤエイ2チョウメ
富士見三丁目	フジミ3チョウメ	弥栄三丁目	ヤエイ3チョウメ
富士見四丁目	フジミ4チョウメ	矢部新田	ヤベシンデン
富士見五丁目	フジミ5チョウメ	矢部一丁目	ヤベ1チョウメ
富士見六丁目	フジミ6チョウメ	矢部二丁目	ヤベ2チョウメ
淵野辺一丁目	フチノベ1チョウメ	矢部三丁目	ヤベ3チョウメ
淵野辺二丁目	フチノベ2チョウメ	矢部四丁目	ヤベ4チョウメ
淵野辺三丁目	フチノベ3チョウメ	矢部新町	ヤベシンチョウ
淵野辺四丁目	フチノベ4チョウメ	豊町	ユタカチョウ
淵野辺五丁目	フチノベ5チョウメ	横山一丁目	ヨコヤマ1チョウメ
淵野辺本町一丁目	フチノベホンチョウ1チョウメ	横山二丁目	ヨコヤマ2チョウメ
淵野辺本町二丁目	フチノベホンチョウ2チョウメ	横山三丁目	ヨコヤマ3チョウメ
淵野辺本町三丁目	フチノベホンチョウ3チョウメ	横山四丁目	ヨコヤマ4チョウメ
淵野辺本町四丁目	フチノベホンチョウ4チョウメ	横山五丁目	ヨコヤマ5チョウメ
淵野辺本町五丁目	フチノベホンチョウ5チョウメ	横山六丁目	ヨコヤマ6チョウメ
双葉一丁目	フタバ1チョウメ	横山台一丁目	ヨコヤマダイ1チョウメ
双葉二丁目	フタバ2チョウメ	横山台二丁目	ヨコヤマダイ2チョウメ
文京一丁目	ブンキョウ1チョウメ	陽光台一丁目	ヨウコウダイ1チョウメ
文京二丁目	ブンキョウ2チョウメ	陽光台二丁目	ヨウコウダイ2チョウメ
星が丘一丁目	ホシガオカ1チョウメ	陽光台三丁目	ヨウコウダイ3チョウメ
星が丘二丁目	ホシガオカ2チョウメ	陽光台四丁目	ヨウコウダイ4チョウメ
星が丘三丁目	ホシガオカ3チョウメ	陽光台五丁目	ヨウコウダイ5チョウメ
星が丘四丁目	ホシガオカ4チョウメ	陽光台六丁目	ヨウコウダイ6チョウメ
マ行		陽光台七丁目	ヨウコウダイ7チョウメ
松が枝町	マツガエチョウ	由野台一丁目	ヨシノダイ1チョウメ
松が丘一丁目	マツガオカ1チョウメ	由野台二丁目	ヨシノダイ2チョウメ
松が丘二丁目	マツガオカ2チョウメ	由野台三丁目	ヨシノダイ3チョウメ
御園一丁目	ミソノ1チョウメ	ワ行	
御園二丁目	ミソノ2チョウメ	若松一丁目	ワカマツ1チョウメ
御園三丁目	ミソノ3チョウメ	若松二丁目	ワカマツ2チョウメ
御園四丁目	ミソノ4チョウメ	若松三丁目	ワカマツ3チョウメ

町名・字名の一覧(相模原市)

町名・字名	ヨミガナ
若松四丁目	ワカマツ4チョウメ
若松五丁目	ワカマツ5チョウメ
若松六丁目	ワカマツ6チョウメ

町名・字名の一覧(城山町)

町名・字名	ヨミガナ
ア行	
小倉	オグラ
カ行	
川尻	カワシリ
久保沢一丁目	クボサワ1チョウメ
久保沢二丁目	クボサワ2チョウメ
久保沢三丁目	クボサワ3チョウメ
サ行	
城山一丁目	シロヤマ1チョウメ
城山二丁目	シロヤマ2チョウメ
城山三丁目	シロヤマ3チョウメ
城山四丁目	シロヤマ4チョウメ
タ行	
谷ヶ原一丁目	タニガハラ1チョウメ
谷ヶ原二丁目	タニガハラ2チョウメ
ナ行	
中沢	ナカザワ
ハ行	
葉山島	ハヤマジマ
原宿一丁目	ハラジユク1チョウメ
原宿二丁目	ハラジユク2チョウメ
原宿三丁目	ハラジユク3チョウメ
原宿四丁目	ハラジユク4チョウメ
原宿五丁目	ハラジユク5チョウメ
原宿南一丁目	ハラジユクミナミ1チョウメ
原宿南二丁目	ハラジユクミナミ2チョウメ
原宿南三丁目	ハラジユクミナミ3チョウメ
広田	ヒロタ
マ行	
町屋一丁目	マチヤ1チョウメ
町屋二丁目	マチヤ2チョウメ
町屋三丁目	マチヤ3チョウメ
町屋四丁目	マチヤ4チョウメ
向原一丁目	ムカイハラ1チョウメ
向原二丁目	ムカイハラ2チョウメ
向原三丁目	ムカイハラ3チョウメ
ワ行	
若葉台1丁目	ワカバダイ1チョウメ
若葉台2丁目	ワカバダイ2チョウメ
若葉台3丁目	ワカバダイ3チョウメ
若葉台4丁目	ワカバダイ4チョウメ
若葉台5丁目	ワカバダイ5チョウメ
若葉台6丁目	ワカバダイ6チョウメ
若葉台7丁目	ワカバダイ7チョウメ

町名・字名の一覧(津久井町)

町名・字名	ヨミガナ
ア行	
青根	アオネ
青野原	アオノハラ
青山	アオヤマ
太井	オオイ
タ行	
鳥屋	トヤ
ナ行	
長竹	ナガタケ
中野	ナカノ
根小屋	ネゴヤ
マ行	
又野	マタノ
三井	ミイ
三ヶ木	ミカゲ

町名・字名の一覧(相模湖町)

町名・字名	ヨミガナ
ア行	
小原	オバラ
サ行	
寸沢嵐	スワラシ
タ行	
千木良	チギラ
ヤ行	
吉野	ヨシノ
与瀬	ヨセ
与瀬本町	ヨセホンチョウ
ワ行	
若柳	ワカヤナギ

町名・字名の一覧(藤野町)

町名・字名	ヨミガナ
ア行	
小淵	オブチ
サ行	
佐野川	サノガワ
澤井	サワイ
ナ行	
名倉	ナグラ
ハ行	
日連	ヒツレ
マ行	
牧野	マギノ
ヤ行	
吉野	ヨシノ

協議第 20 号

土地利用の取扱いについて

土地利用の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 17 年 10 月 17 日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、住民の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進	市町村マスタープランは、合併後 3 年以内に新市において策定する。 なお、新市の市町村マスタープランが策定されるまでの間は、合併市町村基本計画を基本とし、地域的な課題等については、市及び町の市町村マスタープランを尊重しながら運用する。	9
2	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、策定等にあたっては、合併後新市において検討する。	10
3	区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、決定等にあたっては、合併後新市において検討する。	11

土地利用の取扱いの考え方について

市町村が合併した場合の都市計画区域の指定については、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましい。

しかしながら、1つの都市計画区域を指定することが困難である場合には、実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられる。

都市計画の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
都市計画区域 一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定する	市全域が都市計画区域に指定されている。 (相模原都市計画、城山町の全域を含む)	町全域が都市計画区域に指定されている。 (相模原都市計画、相模原市の全域を含む)	町域の一部が都市計画区域に指定されている。 (津久井都市計画)	町全域が都市計画区域に指定されている。 (相模湖都市計画、藤野町の町域の一部を含む)	町域の一部が都市計画区域に指定されている。 (相模湖都市計画、相模湖町の全域を含む)
区域区分 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分して定めるもの	区域区分を定めている。	区域区分を定めている。	区域区分を定めていない。	区域区分を定めていない。	区域区分を定めていない。
用途地域 都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途等について制限を行う制度	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。
市町村マスタープラン 議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの	市町村マスタープランを定めている。	市町村マスタープランを定めている。	市町村マスタープランを定めている。	市町村マスタープランを定めている。	市町村マスタープランを定めている。

協議第21号

上下水道事業の取扱いについて

上下水道事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年10月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

1 水道事業

藤野町の水道事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。

なお、町営簡易水道事業、簡易水道・小規模水道補助事業及び専用水道町営化整備事業については、合併後、それぞれの地区にふさわしい水道事業のあり方について検討する。

2 下水道事業

(1) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、藤野町の単位負担金額については、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。

(2) 公共下水道事業受益者分担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、藤野町の単位分担金額については、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。

(3) 公共下水道使用料については、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。

なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。

(4) 藤野町の農業集落排水事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業(公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図る。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	水道事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、町営簡易水道事業、簡易水道・小規模水道補助事業及び専用水道町営化整備事業については、合併後、それぞれの地区にふさわしい水道事業のあり方について検討する。	12

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
2	公共下水道事業受益者負担金	<p>受益者負担金制度の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。</p> <p>ただし、単位負担金額については、都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また、金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。</p> <p>なお、それまでの間は現行の単位負担金額を引き続き適用する。</p>	15
3	公共下水道事業受益者分担金	<p>受益者分担金制度の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。</p> <p>ただし、単位分担金額については、都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また、金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。</p> <p>なお、それまでの間は現行の単位分担金額を引き続き適用する。</p>	18
4	公共下水道使用料	<p>公共下水道使用料の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。</p> <p>なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。</p>	21
5	下水道普及啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	24
6	下水道事業審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	25
7	相模川流域下水道維持管理負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。	26
8	隣接市町下水道施設利用負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。	27

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
9	相模川流域下水道建設負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、神奈川県との協定書については、合併後速やかに締結する必要がある。	28
10	下水道基本計画策定事業	原則として合併後3年以内に相模原市の制度に統合する。 なお、新市の下水道基本計画、都市計画決定、事業認可の延伸については、計画・認可の期間内で、策定・手続きを行う。	29
11	登録等手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	30
12	都市下水路等維持補修管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	31
13	雨水浸透施設設置助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に雨水対策における整備方針を定める必要がある。	32
14	水洗化促進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、水洗便所改造等助成金制度については、合併時まで処理開始されている区域に限り、処理開始日から起算して3年間存続させる。	33
15	水質管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	34
16	公共下水道施設維持管理補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	35
17	公共下水道不明水浸入対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	36
18	公共下水道整備済区域内における公共汚水ますの設置	合併時に相模原市の制度に統合する。	37
19	排水設備に係る申請の審査並びに工事の指導及び検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	38
20	指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者の審査、登録等事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	39

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
2 1	排水施設の指導及び検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 0
2 2	除害施設の指導	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 1
2 3	流域下水道に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 2
2 4	私設下水道組合の指導、工事の検査等	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 3
2 5	私設下水道施設の移管事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 4
2 6	相模川流域下水道事業助成金	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、神奈川県企業庁等との協定書については、合併後速やかに締結する必要がある。	4 5
2 7	水洗便所改造等利子補給金	合併時に廃止し、水洗化促進事業に移行する。 ただし、合併時までには契約されているものについては、最長で3年間存続させる。	4 6
2 8	私設汚水ポンプ設置助成金	合併時に廃止する。 ただし、合併時までには代替制度について検討する。	4 7
2 9	上下水道料金管理システム経費負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 8
3 0	下水道法に規定する供用開始及び処理開始	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 9
3 1	都市下水路等調査測量設計委託	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策（公共下水道・汚水）、雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における整備方針を定める必要がある。	5 0
3 2	排水路整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策（公共下水道・汚水）、雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における整備方針を定める必要がある。	5 1

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
3 3	公共下水道測量設計等委託	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策（公共下水道・汚水） 雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における 整備方針を定める必要がある。	5 2
3 4	公共下水道整備補助事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策（公共下水道・汚水） 雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における 整備方針を定める必要がある。	5 3
3 5	面整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策（公共下水道・汚水） 雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における 整備方針を定める必要がある。	5 4
3 6	負担金、補償費等	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 5
3 7	雨水幹線整備補助事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に汚水対策（公共下水道・汚水） 雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における 整備方針を定める必要がある。	5 6
3 8	合流式下水道の改善	現行のまま新市に引き継ぐ。（藤野町は分流式の 下水道計画であり、合流式で整備された区域はな く改善の必要がない。）	5 7
3 9	農業集落排水事業(水洗化・助 成金)	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業 (公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図る。	5 8
4 0	農業集落排水事業(不明水浸 水対策)	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業 (公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図る。	5 9
4 1	農業集落排水事業(整備・測 量・公共汚水ます設置)	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業 (公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図る。	6 0
4 2	農業集落排水事業(排水設備 に係る申請の審査並びに工事 の指導・検査)	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業 (公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図る。	6 1
4 3	農業集落排水事業(指定業者 及び責任技術者の審査、登録 等事務)	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業 (公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図る。	6 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
4 4	農業集落排水事業(分担金)	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業(公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図る。</p>	6 3
4 5	農業集落排水事業(施設使用料)	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業(公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図る。</p>	6 4
4 6	農業集落排水事業(施設維持管理)	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業(公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図る。</p>	6 5
4 7	農業集落排水事業(その他)	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業(公共下水道・合併処理浄化槽)との調整を図る。</p>	6 6

上下水道事業の取扱い方針の考え方について

1 水道事業

水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施されている。藤野町においては町営簡易水道事業も実施しており、水道事業については、地域の特性を勘案し、現行のまま新市に引き継ぐ。

なお、町営簡易水道事業等のうち、「町営簡易水道」及び「簡易水道・小規模水道補助事業及び専用水道町営化整備事業」については、合併後、それぞれの地区にふさわしい水道事業のあり方について検討する。

2 下水道事業

(1) 公共下水道事業受益者負担金

受益者負担金制度の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、単位負担金額については、都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また、金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。なお、それまでの間は、現行の単位負担金額を引き続き適用する。

(2) 公共下水道事業受益者分担金

受益者分担金制度の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、単位分担金額については、都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また、金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。なお、それまでの間は、現行の単位分担金額を引き続き適用する。

(3) 公共下水道使用料

公共下水道使用料の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。

(4) 農業集落排水事業

農業集落排水事業の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業（公共下水道・合併処理浄化槽）との調整を図る。

公共下水道受益者負担金とは

公共下水道事業受益者負担金制度とは、都市計画法第75条の規定に基づき、相模原市は市街化区域、藤野町は都市計画事業認可区域内において、公共下水道が整備されることにより衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものである。

公共下水道受益者分担金とは

公共下水道事業受益者分担金制度とは、地方自治法第224条の規定に基づき、相模原市は市街化調整区域、藤野町は都市計画事業認可区域外において、公共下水道が整備されることにより衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものである。

上下水道事業の現況比較

1 水道事業

区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
水道事業 1ヶ月あたり の平均使用料 (消費税込み)	神奈川県企業庁水道局が 実施(従量制) 2,231円 〔平成15年度相模原 営業所管内〕	神奈川県企業庁水道局が 実施(従量制) 2,772円 〔平成15年度津久井 営業所管内〕	神奈川県企業庁水道局が 実施(従量制) 2,772円 〔平成15年度津久井 営業所管内〕 町で簡易水道事業を実施 (定額制) 1,680円	神奈川県企業庁水道局が 実施(従量制) 2,772円 〔平成15年度津久井 営業所管内〕	神奈川県企業庁水道局が 実施(従量制) 2,772円 〔平成15年度津久井 営業所管内〕 町で簡易水道事業を実施 (従量制) (家事用・業務用) (浴場用・一時用有) 牧野中央簡易水道 3,634円 葛原簡易水道 2,924円 篠原簡易水道 2,396円 〔平成15年度実績〕

2 下水道事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
公共下水道事業 受益者負担金	1㎡当り270円 納期：3年12期に分割 年4期に区分7,9,11,2月	1㎡当り300円 納期：3年12期に分割 年4期に区分6,9,11,1月	1㎡当り378円 納期：3年12期に分割 年4期に区分6,9,11,1月	1㎡当り 第1負担区398円 第2負担区411円 納期：3年12期に分割 年4期に区分6,9,11,1月	1㎡当り 第1負担区430円 納期：3年12期に分割 年4期に区分6,9,11,1月
公共下水道事業 受益者分担金	1㎡当り490円 納期：3年12期に分割 年4期に区分7,9,11,2月	該当なし	1㎡当り378円 納期：3年12期に分割 年4期に区分6,9,11,1月	1㎡当り 第1負担区398円 第2負担区411円 納期：3年12期に分割 年4期に区分6,9,11,1月	1㎡当り 第1負担区430円 納期：3年12期に分割 年4期に区分6,9,11,1月
下水道使用料 一般世帯 (20m ³ /月使用) における 使用料(消費税込み)	1,737円	1,948円	1,904円	1,533円	1,638円

3 農業集落排水事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
農業集落排水事業分担金	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1戸あたり 150,000円 納期：3年12期に分割 年4期に区分6,9,11,1月
農業集落排水処理施設使用料 (1戸あたり 1,500円) + (1人あたり 250円×人員) における使用料 (消費税込み)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1世帯4人の場合(1か月あたり) 1,500円 + (250円×4) = 2,500円

協議第 2 2 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 個人市町民税の均等割及び所得割の税率については、現行のとおりとし、普通徴収の納期については、相模原市の制度に統合する。
- 2 法人市町民税の均等割の税率については、現行のとおりとする。
法人税割の税率については、相模原市の制度に統合する。ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統合する。
- 4 軽自動車税の税率及び納期については、相模原市の制度に統合する。
- 5 事業所税については、相模原市の制度を適用する。ただし、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税免除を実施する。
- 6 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除については、相模原市の制度に統合する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	個人の市・県民税の取扱い	普通徴収の納期については、合併時に相模原市の制度に統合する。 均等割の非課税基準については、合併時に相模原市の制度に統合する。	6 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
2	法人市民税の取扱い	法人税割の税率については、合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、合併年度に限り不均一課税を実施する。	68
3	固定資産税の取扱い	納期については、合併時に相模原市の制度に統合する。	69
4	軽自動車税の取扱い	納期については、合併時に相模原市の制度に統合する。 小型特殊の農耕作業用の税率については、合併時に相模原市の制度に統合する。	70
5	事業所税の取扱い	合併により新たに課税対象となる事業所等については、合併年度とこれに続く5年度に限り課税免除とする。	71
6	市たばこ税の取扱い	現行のまま新市に引き継ぐ。	72
7	入湯税の取扱い	課税免除については、合併時に相模原市の制度に統合する。	73
8	都市計画税の取扱い	現行のまま新市に引き継ぐ。	74

地方税の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
個人市 町民税	(1) 均等割の税率 3,000円 (2) 所得割の税率 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額10% (3) 普通徴収の納期 (第1期 6/1～6/30) (第2期 8/1～8/31) (第3期 10/1～10/31) (第4期 1/1～1/31)	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 所得割の税率 相模原市と同じ (3) 普通徴収の納期 (第1期 6/15～6/30) (第2期 8/1～8/31) (第3期 10/1～10/31) (第4期 1/1～1/31)	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 所得割の税率 相模原市と同じ (3) 普通徴収の納期 (第1期 6/16～6/30) (第2期 8/1～8/31) (第3期 10/1～10/31) (第4期 1/1～1/31)	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 所得割の税率 相模原市と同じ (3) 普通徴収の納期 (第1期 6/16～6/30) (第2期 8/16～8/31) (第3期 10/16～10/31) (第4期 1/16～1/31)	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 所得割の税率 相模原市と同じ (3) 普通徴収の納期 (第1期 6/15～6/30) (第2期 8/1～8/31) (第3期 10/1～10/31) (第4期 1/1～1/31)
法人市 町民税	(1) 均等割の税率 5万円～300万円 (2) 法人税割の税率 (資本金等) (税率) 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3%	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 法人税割の税率 (資本金等) (税率) 5億円以上 14.7% 2億円以上 13.5% 2億円未満 12.3%	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 法人税割の税率 12.3%	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 法人税割の税率 12.3%	(1) 均等割の税率 相模原市と同じ (2) 法人税割の税率 12.3%
固定 資産税	(1) 税率 1.4% (2) 納期 (第1期 5/1～5/31) (第2期 7/1～7/31) (第3期 9/1～9/30) (第4期 12/1～12/25)	(1) 税率 相模原市 と同じ (2) 納期 (第1期 5/15～5/31) (第2期 7/1～7/31) (第3期 12/1～12/25) (第4期 2/1～2月末日)	(1) 税率 相模原市 と同じ (2) 納期 (第1期 5/16～5/31) (第2期 7/1～7/31) (第3期 12/1～12/28) (第4期 2/1～2月末日)	(1) 税率 相模原市 と同じ (2) 納期 (第1期 5/16～5/31) (第2期 7/16～7/31) (第3期 12/16～12/25) (第4期 2/16～2月末日)	(1) 税率 相模原市 と同じ (2) 納期 (第1期 5/15～5/31) (第2期 7/1～7/31) (第3期 12/1～12/25) (第4期 2/1～2月末日)

地方税の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
軽自動車税	(1) 税率 ・原付1,000円~2,500円 ・軽自2,400円~7,200円 ・小型特殊 農耕作業用 1,000円 その他 4,700円 ・二輪小型自動車4,000円 (2) 納期 5/11~31	(1) 税率 ・原付 相模原市と同じ ・軽自 相模原市と同じ ・小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 相模原市と同じ ・二輪小型自動車 相模原市と同じ (2) 納期 5/11~31	(1) 税率 ・原付 相模原市と同じ ・軽自 相模原市と同じ ・小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 相模原市と同じ ・二輪小型自動車 相模原市と同じ (2) 納期 5/16~31	(1) 税率 ・原付 相模原市と同じ ・軽自 相模原市と同じ ・小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 相模原市と同じ ・二輪小型自動車 相模原市と同じ (2) 納期 5/16~31	(1) 税率 ・原付 相模原市と同じ ・軽自 相模原市と同じ ・小型特殊 農耕作業用 1,600円 その他 相模原市と同じ ・二輪小型自動車 相模原市と同じ (2) 納期 5/15~31
事業所税	(1) 税率 ・資産割 事業所床面積1㎡当り600円 ・従業者割 従業者給与総額の0.25% (2) 免税点 ・資産割 市内の全事業所等の面積が 1,000㎡以下 ・従業者割 従業者100人以下	課税対象外	課税対象外	課税対象外	課税対象外
入湯税	(1) 税率 1人1日150円 (2) 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・入湯料金が1,000円以下の公衆浴場に入湯する者	課税対象外	(1) 税率 相模原市と同じ (2) 課税免除 相模原市と同じ	課税対象外	(1) 税率 相模原市と同じ (2) 課税免除 ・年齢満12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

地方税の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
都市計 画税	(1) 税率 0.3% (2) 納期 (第1期 5/1～5/31) (第2期 7/1～7/31) (第3期 9/1～9/30) (第4期 12/1～12/25)	(1) 税率 相模原市と 同じ (2) 納期 (第1期 5/15～5/31) (第2期 7/1～7/31) (第3期 12/1～12/25) (第4期 2/1～2月末日)	課税なし	課税なし	課税なし

協議第 23 号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 17 年 10 月 17 日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、国民健康保険診療所管理運営事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	国民健康保険税の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	75
2	証明手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	79
3	各種国民健康保険組合補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、補助金の額等については見直しを図る。	80
4	診療報酬明細書点検嘱託員経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	81
5	国民健康保険団体連合会負担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	82
6	保険税収納率向上特別対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	83
7	運営協議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	84
8	療養給付費	合併時に相模原市の制度に統合する。	85
9	療養費	合併時に相模原市の制度に統合する。	87

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1 0	診療報酬審査支払手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 8
1 1	高額療養費	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 9
1 2	移送費	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 1
1 3	出産育児一時金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 2
1 4	葬祭費	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 3
1 5	精神・結核医療付加金	合併時に相模原市の制度を適用する。	9 4
1 6	老人保健拠出金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 5
1 7	介護納付金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 6
1 8	高額医療費共同事業医療費拠出金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 7
1 9	退職者医療共同事業拠出金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 8
2 0	健康診査等委託事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	9 9
2 1	人間ドック助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 0
2 2	疾病分類調査委託事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 0 1
2 3	国民健康保険事業に係る限度額適用・標準負担額減額の認定	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 2
2 4	国民健康保険事業に係る一部負担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 3

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
25	国民健康保険事業に係る 特定疾病に係る認定	合併時に相模原市の制度に統合する。	104
26	被保険者資格の認定及び 被保険者証等の交付	合併時に相模原市の制度に統合する。	105
27	国民健康保険診療所管理 運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	107
28	財政調整基金	合併時に廃止する。	109
29	医療費通知	相模原市においても神奈川県国民健康保険 団体連合会への委託を検討し、合併時に統合す る。	110
30	調整交付金	合併時に相模原市の制度に統合する。	111
31	第三者行為	合併時に相模原市の制度に統合する。	112
32	不当利得	合併時に相模原市の制度に統合する。	113

国民健康保険事業の取扱いの考え方について

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、被保険者が予め保険税を拠出して、疾病、負傷、出産、死亡など不測の事故に対して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互共済制度である。国民健康保険事業の基本的事項は、市町村の保険者が国民健康保険法等に基づき運営しているため、相模原市及び藤野町において実施されている事務事業も概ね統一されたものである。

しかし、国民健康保険事業は、市町村単位で運営されることから、それぞれの地域特性に応じた運用もされており、例えば、保険税率や葬祭費の給付額などは異なる制度を設けているのが現状である。

このため、新市の一体性を確保しつつ、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平を図る必要があるため、合併時に藤野町の国民健康保険事業を相模原市の制度に統合するものである。

ただし、国民健康保険診療所管理運営事業は、地域保健施設の中核として、すでに藤野町に設置されており、地域住民の医療の確保及び健康の保持増進に果たす役割は多大なものであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。

国民健康保険事業の現況比較

参考

1 国民健康保険税

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>【保険税率】</p> <p>・保険税医療分</p> <p>所得割 (前年中の総所得金額 - 基礎控除)の5.76%</p> <p>資産割 固定資産税額(土地・家屋)の10.0%</p> <p>均等割額(1人当たり年間) 22,500円</p> <p>平等割額(1世帯当たり年間) 22,800円</p> <p>課税限度額 530,000円</p> <p>・保険税介護分</p> <p>所得割 (前年中の総所得金額 - 基礎控除)の1.15%</p> <p>資産割 固定資産税額(土地・家屋)の2.6%</p> <p>均等割額(1人当たり年間) 5,100円</p> <p>平等割額(1世帯当たり年間) 5,400円</p> <p>課税限度額 80,000円</p> <p>【納期】 10期 6月~3月</p>	<p>【保険税率】</p> <p>・保険税医療分</p> <p>所得割 6.65%</p> <p>資産割 35.03%</p> <p>均等割額 22,660円</p> <p>平等割額 19,810円</p> <p>課税限度額 530,000円</p> <p>・保険税介護分</p> <p>所得割 1.18%</p> <p>資産割 8.76%</p> <p>均等割額 7,200円</p> <p>平等割額 4,400円</p> <p>課税限度額 80,000円</p> <p>【納期】 8期 7月~2月</p>	<p>【保険税率】</p> <p>・保険税医療分</p> <p>所得割 6.0%</p> <p>資産割 39.0%</p> <p>均等割額 21,500円</p> <p>平等割額 25,000円</p> <p>課税限度額 530,000円</p> <p>・保険税介護分</p> <p>所得割 1.1%</p> <p>資産割 7.9%</p> <p>均等割額 4,700円</p> <p>平等割額 5,300円</p> <p>課税限度額 80,000円</p> <p>【納期】 12期 4月~3月</p>	<p>【保険税率】</p> <p>・保険税医療分</p> <p>所得割 6.5%</p> <p>資産割 40.0%</p> <p>均等割額 25,200円</p> <p>平等割額 25,900円</p> <p>課税限度額 530,000円</p> <p>・保険税介護分</p> <p>所得割 1.05%</p> <p>資産割 7.0%</p> <p>均等割額 6,000円</p> <p>平等割額 6,000円</p> <p>課税限度額 80,000円</p> <p>【納期】 8期 7月~2月</p>	<p>【保険税率】</p> <p>・保険税医療分</p> <p>所得割 5.7%</p> <p>資産割 39.5%</p> <p>均等割額 18,200円</p> <p>平等割額 20,000円</p> <p>課税限度額 530,000円</p> <p>・保険税介護分</p> <p>所得割 1.15%</p> <p>資産割 9.87%</p> <p>均等割額 5,100円</p> <p>平等割額 5,400円</p> <p>課税限度額 80,000円</p> <p>【納期】 6期 4.6.8.10.12.2月</p>

2 各種国民健康保険組合補助金

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付。</p> <p>平成17年度予算 当該年度の4月1日現在において、住所を有する者、若しくはその従事者に単価を乗じた額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県建設連合国民健康保険組合(8,450人) ・ 神奈川県医師国民健康保険組合(870人) ・ 神奈川県歯科医師国民健康保険組合(860人) ・ 神奈川県建設業国民健康保険組合(2,168人) ・ 神奈川県薬剤師国民健康保険組合(205人) ・ 神奈川県食品衛生国民健康保険組合(1,260人) <p>6団体合計 13,813人×250円 3,453千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設連合(神奈川支部)国民健康保険組合 296人×125円 37千円 	<p>該当なし</p> <p>* 平成15年度で終了</p> <p>(参考) 平成15年度交付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県建設連合国民健康保険組合 288人×150円= 43,200円 	<p>該当なし</p> <p>* 平成15年度で終了</p> <p>(参考) 平成15年度交付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県建設連合国民健康保険組合 850人×150円= 127,500円 	<p>該当なし</p> <p>* 平成16年度で終了</p> <p>(参考) 平成16年度予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県建設連合国民健康保険組合補助金 194人×150円 30千円 	<p>該当なし</p> <p>* 平成15年度で終了</p> <p>(参考) 平成15年度交付額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県建設連合国民健康保険組合 85人×150円= 12,750円

3 国民健康保険税収納率向上特別対策事業

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>主として、収納推進員による保険税未納分の徴収を進めるほか、サーバーを利用した滞納整理を推進し、収納率向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納率向上対策本部会議の設置 ・休日納税相談 年7回 ・休日臨戸訪問 年6回 (管理職1回) ・夜間納税相談 年4回 (17日) ・夜間臨戸訪問 年1回 (1日) ・滞納整理強化月間 年3回 <p>短期被保険者証交付期間 6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談または納付指導に応じようとなし世帯等に被保険者資格証明書を交付 	<p>主として、収納課による保険税未納者の個人情報管理を行い、徴収を進めるほか、サーバーを利用した滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間来庁納付約束のみ夜間対応 <p>短期被保険者証交付期間 6月及び12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<p>主として、税務課納税係及び納対策特別班による保険税未納者の個人情報管理を行い、徴収を進めるほか、サーバーを利用した滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策会議設置 ・休日臨戸訪問 年3回 ・夜間窓口開設 月2回 (4名～5名) <p>短期被保険者証交付期間 6月及び12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<p>主として、税務課管理収納班による保険税未納者の個人情報管理を行い税務課及び全課の課長、課長補佐、主幹で構成された特別収納対策班により滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納対策会議設置 ・休日臨戸訪問 毎月1回 ・夜間徴収及び夜間窓口開設 年2回 <p>短期被保険者証交付期間 6月及び12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<p>主として、税務課納税班による保険税未納者の個人情報管理を行い、税務課及び部課長で構成された特別滞納整理班及び税務課納税班と町民課職員の徴収班により収納率の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間臨戸訪問 年12回 2名一組で3～4班 ・滞納整理強化月間 年1回 2名一組で14班 (3か月間) <p>短期被保険者証交付期間 1月・3月・6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同左

4 国民健康保険運営協議会

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
審議事項 ・ 国民健康保険の給付に関する事項 ・ 国民健康保険税に関する事項 ・ その他国民健康保険に関する重要な事項 委員定数 13名 (1) 被保険者を代表する委員4名 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4名 (3) 公益を代表する委員 4名 (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1名 任期 2年 委員報酬 月額 12,600円	審議事項 同左 委員定数 6名 (1) 同左 2名 (2) 同左 2名 (3) 同左 2名 任期 2年 委員報酬 会長 年額 37,500円 委員 年額 35,500円	審議事項 同左 委員定数 12名 (1) 同左 4名 (2) 同左 4名 (3) 同左 4名 任期 2年 委員報酬 会長 月額 8,000円 委員 月額 7,400円	審議事項 同左 委員定数 6名 (1) 同左 2名 (2) 同左 2名 (3) 同左 2名 任期 2年 委員報酬 会長 年額 34,000円 委員 年額 32,000円	審議事項 同左 委員定数 9名 (1) 同左 3名 (2) 同左 3名 (3) 同左 3名 任期 2年 委員報酬 会長 年額 35,700円 委員 年額 30,600円

5 高額療養費

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>受領委任払制度を実施 【目的】 一部負担金の支払いが困難な人 に限って適用されるもので、自己 負担限度額だけを医療機関へ支払 い、被保険者が申請して受けとる べき高額療養費に相当する額を保 険者が直接医療機関へ支払う制 度。 平成16年度委任払実績 1,984件 353,690,202円 高額療養費資金貸付 該当なし</p>	<p>受領委任払制度を実施 【目的】 同左 平成16年度委任払実績 62件 7,541,694円 高額療養費資金貸付を実施 【目的】 国民健康保険法第57条の2の 規定による高額療養費の支給を受 けることが見込まれる者が属する 世帯の世帯主に対し、高額療養費 の支給を受けるまでの間、当該医 療費の支給にかかる療養に要する 費用を支払うための資金を貸付け ることにより、被保険者の福祉の 向上に寄与する。 平成16年度貸付実績 0件 0円 基金の額 2,000千円 貸付額 高額療養費支給見込額 の9割</p>	<p>受領委任払制度 該当なし 高額療養費資金貸付を実施 【目的】 同左 同左 70件 11,719千円 基金の額 5,000千円 貸付額 高額療養費支給見込額 の範囲以内</p>	<p>受領委任払制度 該当なし 高額療養費資金貸付を実施 【目的】 同左 同左 4件 390千円 基金の額 3,000千円 貸付額 高額療養費支給見込額 の8割</p>	<p>受領委任払制度 該当なし 高額療養費資金貸付 該当なし</p>

6 出産育児一時金

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>受領委任払制度を実施</p> <p>【目的】 出産費の支払いが困難な人によって適用されるもので、被保険者が申請して受けとるべき出産育児一時金（30万円）の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>平成16年度実績 310件 93,000,000円</p>	<p>受領委任払制度を実施</p> <p>【目的】 同左</p> <p>同左 14件 4,200,000円</p>	<p>出産費貸付金制度を実施</p> <p>【目的】 国民健康保険税の世帯の被保険者の申請により受けとるべき出産一時金（30万円）の10分の8の範囲以内で、資金を貸付することにより、被保険者の福祉の向上に寄与する制度。</p> <p>同左 10件 2,360,000円</p> <p>出産費貸付基金の額 1,000,000円</p>	<p>受領委任払制度を実施</p> <p>【目的】 相模原市、城山町と同じ</p> <p>同左 1件 300,000円</p>	<p>受領委任払制度 該当なし</p>

7 葬祭費

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し8万円を支給。</p> <p>平成16年度実績 2,427件 193,620,000円</p>	<p>同左</p> <p>同左 92件 7,360,000円</p>	<p>被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し6万円を支給。</p> <p>同左 130件 7,800,000円</p>	<p>同左</p> <p>同左 53件 3,180,000円</p>	<p>同左</p> <p>同左 50件 3,000,000円</p>

8 精神・結核医療付加金

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>被保険者（老人保健医療の対象者を除く）が、精神又は結核の公費負担医療（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める措置入院及び通院医療、結核予防法に定める命令入所及び適正医療）を受療した場合には、医療機関の窓口において一部費用を支払う必要がない。</p> <p>これは、受療した被保険者の診療費用について、公費（県費）負担以外の部分につき、精神・結核医療付加金として、本市がその被保険者に代わって直接医療機関へ支払う。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

9 健康診査等委託事業

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>30歳代の被保険者を対象とした健康診査（費用1,000円）。国民健康保険税の未納がない世帯の人が対象。</p> <p>平成16年度実績 321人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

10 人間ドック助成事業

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
人間ドック検診料の一部助成を実施。	同左	同左	同左	同左
対象 ・満40歳以上の被保険者 ・前年度から継続して加入している被保険者	対象 ・満35歳以上の被保険者 (老人保健対象者を除く)	対象 ・満35歳以上の被保険者	対象 ・満35歳以上の被保険者 (老人保健対象者を除く)	対象 ・同左
・前年度までの国民健康保険税を完納している世帯の人	・同左	・人間ドックを利用しようとする日の前年度において年間を通じて被保険者であること ・前年度の国民健康保険税を完納していること	・同左	・同左 ・利用日までに国民健康保険税の滞納がないこと
助成額 22,000円	助成額 20,000円	助成額 25,000円	助成額 15,000円	助成額 20,000円

11 被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
証のカード化を実施済。	証のカード化は実施していない。	同左	同左	同左

1 2 国民健康保険診療所管理運営事業

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
該当なし	該当なし	地域保健施設の中核として、地域住民の医療の確保及び健康の保持増進を図るため、国民健康保険直営診療施設を設置。	同左	同左

1 3 財政調整基金

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
該当なし	城山町国民健康保険診療報酬等支払準備基金 平成16年度末現在高 31,678,614円	津久井町国民健康保険給付費支払準備基金 平成16年度末現在高 52,819,745円	相模湖町国民健康保険給付費支払準備基金 平成16年度末現在高 27,459,000円	藤野町国民健康保険給付費支払準備基金 平成16年度末現在高 26,459,497円

1 4 医療費通知

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<ul style="list-style-type: none"> 市独自のシステムで作成 通知回数 年6回 通知対象 抽出 対象医療機関 一部 	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県国民健康保険団体連合会に委託 通知回数 年6回 通知対象 全部 対象医療機関 全部 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 同左 同左 同左

協議第 2 4 号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	介護保険料の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 4
2	訪問介護サービス利用者負担助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 5
3	社会福祉法人利用者負担助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 1 6
4	訪問入浴サービス利用者負担助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、事業の継続について検討する。	1 1 7
5	介護サービス適正実施指導事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 1 8
6	介護認定審査会	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 1 9
7	要介護認定事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 0
8	介護（支援）サービス等給付事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 1
9	財政安定化基金拠出金	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 2 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
10	介護保険給付費支払準備 基金積立金	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、基金残高については、合併時に統 合する。	123
11	介護保険事業計画	合併時に新市において検討する。	124
12	被保険者資格の管理及び 被保険者証の交付	合併時に相模原市の制度に統合する。	125

介護保険事業の取扱いの考え方について

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年度から制度化され、40歳以上の人が被保険者として保険料を負担し、介護が必要となったときサービスを利用できる（40歳以上65歳未満の場合は特定疾病該当者のみ）ものであり、市町村が保険者となって運営する制度である。

被保険者には、市町村ごとに算定した保険料を年金から天引き納付することを原則とする第1号被保険者（65歳以上）と、保険料を医療保険の保険料と同時に徴収される第2号被保険者（40歳以上65歳未満）とがある。

この第1号被保険者に係る保険料については、市町村ごとに、介護サービス総費用、被保険者数、後期高齢者割合、高齢者所得水準等を基に算定するため差異があり、現在、藤野町の保険料は相模原市より低い水準となっている。

合併後の保険料については、合併時に策定する新たな介護保険事業計画に基づき算定するものとする。

なお、合併後の保険料は、介護サービス総費用等の算定基礎に占める割合から相模原市の水準に近いものとなることが想定され、藤野町の保険料の引上げが見込まれるため、町民の理解に十分配慮する必要がある。

保険給付サービスについては、相模原市と藤野町で種類・内容に差異はないが、サービスの供給体制については、地域的な特性により、サービス提供事業者が進出しにくい状況も見受けられるので、その維持・向上対策に留意する必要がある。

このほかの各事業については、新市としての一体性の観点から、相模原市の制度に整理・統合するものとする。

介護保険事業の現況比較

1 介護保険料

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																														
<p>1 保険料</p> <p>第1号被保険者(65歳以上の者)</p> <p>所得段階別定額保険料 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>年額保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td>17,300</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>26,600</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>36,900</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>46,100</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>55,400</td></tr> <tr><td>第6段階</td><td>73,800</td></tr> </tbody> </table> <p>第1段階 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯</p> <p>第2段階 世帯全員が市民税非課税</p> <p>第3段階 本人が市民税非課税</p> <p>第4段階 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満</p> <p>第5段階 本人が市民税課税で合計所得金額が200万以上1000万円未満</p> <p>第6段階 本人が市民税課税で合計所得金額が1000万円以上</p>	段階	年額保険料	第1段階	17,300	第2段階	26,600	第3段階	36,900	第4段階	46,100	第5段階	55,400	第6段階	73,800	<p>1 保険料</p> <p>第1号被保険者(65歳以上の者)</p> <p>所得段階別定額保険料 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>年額保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td>17,880</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>26,820</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>35,760</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>44,700</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>53,640</td></tr> </tbody> </table> <p>第1段階 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯</p> <p>第2段階 世帯全員が住民税非課税</p> <p>第3段階 本人が住民税非課税</p> <p>第4段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満</p> <p>第5段階 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</p>	段階	年額保険料	第1段階	17,880	第2段階	26,820	第3段階	35,760	第4段階	44,700	第5段階	53,640	<p>1 保険料</p> <p>第1号被保険者(65歳以上の者)</p> <p>所得段階別定額保険料 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>年額保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td>16,200</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>24,300</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>32,400</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>40,500</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>48,600</td></tr> </tbody> </table> <p>同左</p>	段階	年額保険料	第1段階	16,200	第2段階	24,300	第3段階	32,400	第4段階	40,500	第5段階	48,600	<p>1 保険料</p> <p>第1号被保険者(65歳以上の者)</p> <p>所得段階別定額保険料 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>年額保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td>16,200</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>24,300</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>32,400</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>40,500</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>48,600</td></tr> </tbody> </table> <p>同左</p>	段階	年額保険料	第1段階	16,200	第2段階	24,300	第3段階	32,400	第4段階	40,500	第5段階	48,600	<p>1 保険料</p> <p>第1号被保険者(65歳以上の者)</p> <p>所得段階別定額保険料 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>年額保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第1段階</td><td>16,200</td></tr> <tr><td>第2段階</td><td>24,300</td></tr> <tr><td>第3段階</td><td>32,400</td></tr> <tr><td>第4段階</td><td>40,500</td></tr> <tr><td>第5段階</td><td>48,600</td></tr> </tbody> </table> <p>同左</p>	段階	年額保険料	第1段階	16,200	第2段階	24,300	第3段階	32,400	第4段階	40,500	第5段階	48,600
段階	年額保険料																																																																	
第1段階	17,300																																																																	
第2段階	26,600																																																																	
第3段階	36,900																																																																	
第4段階	46,100																																																																	
第5段階	55,400																																																																	
第6段階	73,800																																																																	
段階	年額保険料																																																																	
第1段階	17,880																																																																	
第2段階	26,820																																																																	
第3段階	35,760																																																																	
第4段階	44,700																																																																	
第5段階	53,640																																																																	
段階	年額保険料																																																																	
第1段階	16,200																																																																	
第2段階	24,300																																																																	
第3段階	32,400																																																																	
第4段階	40,500																																																																	
第5段階	48,600																																																																	
段階	年額保険料																																																																	
第1段階	16,200																																																																	
第2段階	24,300																																																																	
第3段階	32,400																																																																	
第4段階	40,500																																																																	
第5段階	48,600																																																																	
段階	年額保険料																																																																	
第1段階	16,200																																																																	
第2段階	24,300																																																																	
第3段階	32,400																																																																	
第4段階	40,500																																																																	
第5段階	48,600																																																																	

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>2 納期 10期</p> <p>3 保険料減免 (生活困窮)</p> <p>(1)対象者 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下、預貯金が100万円以下の者</p> <p>(2)減免額 第1段階の2分の1に減額</p>	<p>2 納期 8期</p> <p>3 保険料減免 (生活困窮)</p> <p>同左</p>	<p>2 納期 8期</p> <p>3 保険料減免</p> <p>減免基準規程なし</p>	<p>2 納期 9期</p> <p>3 保険料減免 (生活困窮)</p> <p>(1)対象者 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下の者</p> <p>(2)減免額 当該対象者の保険料額の2分の1に減額</p>	<p>2 納期 6期</p> <p>3 保険料減免</p> <p>減免基準規程なし</p>

2 介護給付費支払準備基金

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>1 介護給付費支払準備基金</p> <p>(1)事業内容</p> <p>ア 目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>イ 積立て 決算上、剰余金を生じたとき、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>ウ 処分 介護保険の保険給付費の財源とするととき処分をすることができる。</p> <p>(2)平成16年度末残高 491,341千円</p>	<p>1 介護給付費支払準備基金</p> <p>(1)事業内容 同左</p> <p>(2)平成16年度末残高 417千円</p>	<p>1 介護給付費支払準備基金</p> <p>(1)事業内容 同左</p> <p>(2)平成16年度末残高 138,085千円</p>	<p>1 介護給付費支払準備基金</p> <p>(1)事業内容 同左</p> <p>(2)平成16年度末残高 51,342千円</p>	<p>1 介護給付費支払準備基金</p> <p>(1)事業内容 同左</p> <p>(2)平成16年度末残高 64,341千円</p>

3 介護保険事業計画

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
<p>1 介護保険事業計画</p> <p>(1)事業内容 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年を1期とする市の介護保険事業計画を定める。</p> <p>(2)事業策定期間 第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度 第3期の策定はH17年度に実施予定</p>	<p>1 介護保険事業計画 同左</p>	<p>1 介護保険事業計画 同左</p>	<p>1 介護保険事業計画 同左</p>	<p>1 介護保険事業計画 同左</p>

協議第 2 5 号

保健衛生事業の取扱いについて

保健衛生事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 7 年 1 0 月 1 7 日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合する。ただし、一部の事務事業については、地域の実情を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐ。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	保健衛生功労者表彰事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 8
2	市民健康づくり運動推進事業	健康づくり事業については、合併後 5 年以内に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域特性に配慮した新しい体制づくりを図る。 普及員制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 2 9
3	健康づくりのつどい開催事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	1 3 1
4	在宅ケア連携事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 3 3
5	献血推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 4
6	栄養改善事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	1 3 5
7	病院・診療所等指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 3 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
8	保健衛生統計調査事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	137
9	国民健康・栄養調査等事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	138
10	保健所情報化推進事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	139
11	総合保健医療センター維持管理補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	140
12	墓地等紛争調停委員会	合併時に相模原市の制度を適用する。	141
13	保健医療計画	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、次計画の策定までは、現計画をそれぞれの地域計画とする。	142
14	医師等医療関係従事者の免許事務	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	143
15	結核診査協議会経費	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	144
16	結核定期健康診断・予防接種事業	結核定期健康診断については、合併時に相模原市の制度に統合する。 BCG接種については、現行のまま新市に引き継ぐ。	145
17	結核定期外健康診断事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	146
18	結核医療扶助事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	147
19	結核患者管理指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	148
20	結核対策特別促進事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	149
21	結核児童療育給付事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	150
22	感染症診査協議会経費	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	151

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
23	感染症予防対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	152
24	感染症発生動向調査事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	153
25	エイズ予防対策事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	154
26	集団予防接種事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	155
27	個別予防接種事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	156
28	特定疾患保健指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	157
29	精神保健相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については地域特性に配慮し調整する。	158
30	精神保健集団指導活動事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	159
31	精神保健訪問指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	160
32	精神保健普及事業	普及講演会・公開講座開催・地域作業所・関係機関連絡会議・ボランティア育成支援・社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問・生活ホーム運営支援については、合併時に相模原市の制度に統合する。 当事者会、家族会支援については、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	161
33	精神障害者社会参加促進事業	地域精神保健福祉連絡協議会については、合併時に相模原市の制度に統合する。 ほのぼの100人運動会については、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	162
34	高齢者認知症対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	163

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
35	エイズ検査・相談事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	165
36	性感染症検査・相談事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	166
37	難病患者等短期入所事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	167
38	難病患者等ホームヘルプサービス事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、実施方法については調整を図る。	168
39	精神障害者ホームヘルプサービス事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	169
40	精神障害者短期入所事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	170
41	ひきこもり相談・支援事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	171
42	医事・薬事等指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	172
43	食品衛生事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	173
44	環境衛生関係営業施設等指導事務	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	174
45	生活環境対策事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	175
46	狂犬病予防事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	176
47	動物愛護事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	177
48	衛生害虫等駆除事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	178
49	調理師等免許事務	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	179
50	衛生検査事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	180

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
5 1	衛生試験所維持管理事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 1
5 2	保健所衛生検査施設整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 2
5 3	保健と福祉のライブラリー事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 8 3
5 4	健康教育事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 4
5 5	健康相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 6
5 6	機能訓練事業	合併後3年以内に相模原市の制度に統合する。	1 8 7
5 7	訪問指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 9
5 8	母子健康教育事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については地域特性に配慮し調整する。	1 9 0
5 9	乳幼児健康診査の実施	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 1
6 0	栄養改善指導の実施	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 2
6 1	健康度評価事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 3
6 2	口腔衛生事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 4
6 3	保健所一般健康相談事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 9 5
6 4	健康手帳交付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 6
6 5	健康増進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については地域特性に配慮し調整する。	1 9 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
66	基本健康診査事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については関係機関との調整を要する。	198
67	がん検診事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については関係機関との調整を要する。	199
68	成人歯科保健対策推進事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については関係機関との調整を要する。	201
69	骨粗しょう症予防事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	202
70	生活習慣病対策事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。 なお、事業内容については関係機関との調整を要する。	203
71	母子健康手帳交付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	204
72	妊婦健康診査事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	205
73	乳幼児健康診査事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	206
74	歯の衛生週間歯科保健事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	208
75	妊産婦新生児訪問指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	209
76	母子保健事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	210
77	慢性疾患児保健指導事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	212
78	思春期保健事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業内容については地域特性に配慮し調整する。	213

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
79	特定不妊治療費助成事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	214
80	未熟児養育事業	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	215
81	育成医療事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	216
82	小児慢性特定疾患医療事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	217
83	地域保健医療審議会事務	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	218
84	急病診療事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日急病医科診療事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、そのあり方については、合併後新市において検討する。 ・ 休日急患歯科診療事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ・ 休日夜間急患調剤事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ・ 夜間急病診療事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、そのあり方については、合併後新市において検討する。 ・ 病院群輪番制運営事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ・ 小児急病診療事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ・ 外科系救急医療体制支援事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ・ 救急医療情報センター運営事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ・ 休日柔道整復施療所運営費補助金については、合併時に相模原市の制度を適用する。 	219

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
85	災害時医療救護体制整備事業	災害時医療救護検討会については、合併後速やかに相模原市の制度を適用する。 なお、災害時医薬品の更新については、新たな地域防災計画の策定状況を見ながら検討する。	228
86	地域医療事業	保健衛生思想啓発普及事業及び高度医療機器共同利用事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 地域医療協力事業補助金については、現行のまま新市に引き継ぐ。	229
87	看護職員確保対策事業	「看護の心」啓発普及事業、院内保育施設運営費補助金及び看護師等修学資金貸付事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ナースセンター運営費補助金、相模原衛生学院運営費補助金、相模原准看護学院運営費補助金及び看護職員養成施設維持管理費については、現行のまま新市に引き継ぐ。	231
88	各種医療関係団体補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、そのあり方については、合併後新市において検討する。	235

保健衛生事業の取扱いの考え方について

1 保健所について

現在保健所業務は、相模原市域については相模原市保健所が、津久井郡については神奈川県津久井保健福祉事務所がそれぞれ行っています。合併後は、新市域全体が中核市となるため新市において保健所業務を行うこととなります。

(1) 保健所業務の主なもの

ア 医事業事関係

- ・ 病院、診療所（医科、歯科） 施術所、歯科技工所及び衛生検査所の開設許可及び立入検査
- ・ 指導（医療法、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律等）
- ・ 医薬品、医療機器、毒物・劇物の販売業等許可及び監視指導（薬事法、毒物劇物取締法）
- ・ 薬物乱用防止対策事業（麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、あへん法）
- ・ 国民生活基礎調査、人口動態調査等の保健衛生統計調査に関すること（統計法）

イ 保健予防関係

- ・ 身体障害児育成医療給付事業（児童福祉法）
- ・ 未熟児養育医療給付事業（母子保健法）
- ・ 結核患者医療費給付事業（結核予防法）
- ・ 感染症対策事業（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）

ウ 環境衛生関係

- ・ 旅館業、興行場、公衆浴場・水浴場（プール）の許可及び監視指導（旅館業法、興行場法、公衆浴場法、神奈川県水浴場等に関する条例）
- ・ 理容、美容、クリーニング業の開設確認及び監視指導（理容師法、美容師法、クリーニング法）
- ・ 特定建築物の届出の受理及び監視指導（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）
- ・ 温泉利用施設の立入検査及び許可（温泉法）
- ・ 有害物質を含有する家庭用品の製造・輸入・販売業者への立入検査及び収去（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律）
- ・ 墓地等の経営の許可（墓地、埋葬等に関する法律）
- ・ 専用水道・小規模水道の確認及び簡易専用水道小規模受水槽水道施設の届出の受理及び監視指導（水道法）

エ 食品衛生関係

- ・ 飲食店営業等の営業許可及び監視指導（食品衛生法等）
- ・ 給食施設等の届出及び監視指導（食品衛生法の施行に関する条例）

オ 動物指導関係

- ・ 犬猫の引き取り、負傷動物の保護・連絡・収容（動物の愛護及び管理に関する法律）
- ・ 動物取扱業の確認及び指定動物の飼養許可及び監視指導（神奈川県動物愛護及び管理に

関する条例)

・犬の捕獲及び抑留・処分(狂犬病予防法)

(2) 相模原市及び津久井地域の保健所の名称、位置

名称	所在地	所管区域
相模原市保健所	相模原市富士見 6 - 1 - 1	相模原市
神奈川県津久井保健福祉事務所	津久井町中野 9 3 7 - 2	城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町

2 保健センターについて

保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し、必要な事業を行うことを目的として設置しています。

【設置状況】

名称	所在地
相模原市保健所中央保健センター	相模原市富士見 6 - 1 - 1
相模原市保健所中央保健センター南保健指導班	相模原市相模大野 6 - 2 2 - 1
城山町保健福祉センター	城山町久保沢 2 - 2 6 - 1
津久井町保健センター	津久井町中野 6 3 3

3 急病診療事業について

急病診療事業については、相模原市では、休日や夜間に発生した急病患者的の医療の確保を図るための初期救急医療機関として、相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所を設置し、休日急病医科診療事業、夜間急病診療事業、小児急病診療事業を行っています。また、入院治療を要する患者の治療を受け持つ二次救急医療機関の確保を図るため、病院群輪番制運営事業や外科系救急医療体制支援事業を行っています。

津久井地域では、広域行政組合が、休日に発生した急病患者的の医療を確保するため津久井郡急病診療所委託事業を行うとともに、夜間に発生した急病患者的の医療を確保するため、在宅当番医制による夜間急病診療委託事業を行っています。

合併後においては、相模原市及び津久井地域で実施している事業は、「現行のまま新市に引き継ぎ、そのあり方については、医師会を含め、合併後新市において検討する」とし、津久井地域で実施していない事業については、「相模原市の制度を適用する」とします。

【急病診療所設置状況】

名称	所在地
相模原メディカルセンター急病診療所	相模原市富士見 6 - 1 - 1
相模原南メディカルセンター急病診療所	相模原市相模大野 4 - 4 - 1
津久井郡急病診療所	津久井町中野 1 6 8 1 - 1

保健衛生事業の現況比較

1 保健医療計画

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
計画名称	相模原市保健医療計画～みんな元気「さがみはら健康プラン21」～	健やかさがこだまする城山町	津久井町保健計画～つくい芽生芽木プラン21	健康さがみこ21計画	藤野町保健福祉総合計画
計画期間	平成14年度～平成22年度	平成13年度～平成22年度	平成15年度～平成24年度	平成16年度～平成25年度	平成12年～平成21年度 (途中で改定・見直し有り)

2 基本健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上
実施方法	市医師会加入の協力医療機関	郡医師会加入の町内医療機関	郡医師会加入の町内医療機関	郡医師会加入の町内医療機関	郡医師会加入の町内医療機関
実施時期	通年	6月～10月	9～10月	64歳以下 5～6月 65歳以上 9月、10月	64歳以下 6～7月 65歳以上 9～10月
一部負担金	基本 1,000円 基本+肝炎2,200円	基本 1,000円 基本+肝炎2,000円	基本 1,000円 基本+肝炎2,000円	基本 1,000円 基本+肝炎2,000円	基本 1,000円 基本+肝炎 2,000円
予定人員 (平17)	49,560人	基本健康診査 2,100人 肝炎検査 500人	3,200人	1,000人	655人

3 がん検診事業

(1) 胃がん検診事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上
実施場所					
：施設	市医師会加入の協力医療機関	-	-	-	-
：集団	市内公共施設 (検診車)	保健福祉センター (検診車)	町内公共施設 (検診車)	町内公共施設 (検診車)	町内公共施設 (検診車)
実施時期					
：施設	通年	-	-	-	-
：集団	通年(年4回)	年5回(5,6,7,9,10月)	年5回(9,10月に5日間)	年1回(5月に6日間)	年2回(5月、6月)
一部負担金					
：施設	2,900円	-	-	-	-
：集団	900円	900円	900円	1,000円	900円
予定人員					
：施設	6,300人	-	-	-	-
(平17)：集団	4,680人	500人	500人	550人	210人

(2) 子宮がん検診事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	30歳以上	25歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上
実施場所					
：施設	市医師会加入の協力医療機関	郡医師会加入の郡内及び町内協力医療機関(2施設)	郡医師会加入の郡内及び町内協力医療機関	郡医師会加入の郡内及び町内協力医療機関	郡医師会加入の郡内及び町内協力医療機関
：集団	市内公共施設 (検診車)	保健福祉センター (検診車)	町内公共施設 (検診車)	町内公共施設 (検診車)	町内公共施設 (検診車)
実施時期					
：施設	通年	10～12月	10月1日～12月18日	10月1日～12月18日	10月1日～12月18日
：集団	通年(年4～6回)	年3回(5,6,9月)	年5回(9～11月に5日間)	年1回(5月に4日間)	年2回(5月、6月)
一部負担金					
：施設	頸部 1,700円 頸部+体部2,200円	頸部 1,700円 頸部+体部2,500円	頸部 1,700円 頸部+体部2,500円	頸部 1,700円 頸部+体部2,500円	頸部 1,700円 頸部+体部2,500円
：集団	頸部 600円	頸部 600円	頸部 600円	頸部 900円	頸部 600円
予定人員					
：施設	9,800人	110人	70人	10人	43人
(平17)：集団	4,600人	300人	500人	320人	161人

(3) 乳がん検診事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	30歳以上 集団検診は40歳以上	30歳以上	30歳以上	40歳以上	40歳以上、平成17年度中に偶数年齢になる人
実施場所					
：施設	市医師会加入の協力医療機関及	郡医師会加入の郡内及び町内協力医療機関(1施設)	郡医師会加入の町内協力医療機関	郡医師会加入の郡内及び町内協力医療機関	郡医師会加入の郡内及び町内協力医療機関
：集団	びメディアセンター 市内公共施設	保健福祉センター (検診車)	町内公共施設 (検診車)	町内公共施設 (検診車)	町内公共施設 (検診車)
実施時期	(検診車)				
：施設		9月	11月	9月	9月
：集団	通年 通年(年46回)	年3回(5,6,9月)	年5回(9~11月に5日間)	年1回(5月に4日間)	年2回(5月、6月)
一部負担金					
：施設	700円	マンモ2,000円	2,000円	1,500円	40歳代 2,000円 50歳代 1,500円
：集団	2,000円	マンモ1,500円 エコー 700円	マンモ 1,000円	1,500円 視触診+マンモ	40歳代 1,500円 50歳代 1,000円 マンモグラフィは40歳代は二方向、50歳以上は一方向
予定人員					
：施設	12,000人	マンモ40人	マンモ二方向併用50人	5人	11人
(平17)：集団	2,100人	マンモ80人 エコー280人	マンモ一方向併用350人	200人	75人

(4) 肺がん検診事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上
実施場所					
：施設	市医師会加入の協力医療機関	-	-	-	-
：集団	市内公共施設 (検診車)	保健福祉センター (検診車)	町内公共施設 (検診車)	町内公共施設 (検診車)	町内公共施設 (検診車)
実施時期					
：施設	通年	-	-	-	-
：集団	通年(年46回)	年5回(5,6,7,9,10月)	年5回(9,10月に5日間)	年1回(5月に6日間)	年2回(5月、6月)
一部負担金					
：施設	X線(50歳以上) 800円	-	-	-	-
	X線+喀痰(40歳以上) 1,700円				
：集団	X線 200円 X線+喀痰 700円	X線 200円 喀痰 500円	X線 300円 X線+喀痰 800円	X線 200円 X線+喀痰1,200円	X線 200円 X線+喀痰 700円
予定人員					
：施設	8,790人	-	-	-	-
(平17)：集団	5,220人	肺がん500人 喀痰 50人	430人	580人	200人

(5) 大腸がん検診事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上
実施場所					
：施設	市医師会加入の協力医療機関	-	-	-	-
：集団	市内公共施設 (検診車)	保健福祉センター (検診車)	町内公共施設 (検診車)	町内公共施設 (検診車)	町内公共施設 (検診車)
実施時期					
：施設	通年	-	-	-	-
：集団	通年(年46回)	年5回(5,6,7,9,10月)	年5回(9,10月に5日間)	年1回(5月に6日間)	年2回(5月、6月)
一部負担金					
：施設	500円(基本健康診査と併せて受診の場合のみ実施)	-	-	-	-
：集団	500円	500円	500円	500円	500円
予定人員					
：施設	27,000人	-	-	-	-
(平17)：集団	5,220人	500人	500人	550人	250人

4 乳幼児健康診査事業

(1) 4か月児健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	4か月児（医科）	4か月児（医科）	4か月児（医科）	4か月児（医科）	4か月児（医科）
実施方法	集団（市内3会場）	集団（町内3会場）	集団（町内1会場）	集団（町内1会場）	集団（町内1会場）
実施時期	6回／月	1回／2か月 年6回	1回／2か月 年6回	1回／2か月	1回／2か月
予定人員 （平17）	6,000人	約200人	180人	50人	60人

(2) 8か月児健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	8か月児（医科）	10か月児（医科）	9か月児（医科）	9か月児（医科）	9か月児（医科）
実施方法	個別（協力医療機関）	集団（町内1会場）	集団（町内1会場）	集団（町内1会場）	集団（町内1会場）
実施時期	通年	1回／2か月 年6回	1回／2か月	4回／年	1回／2か月
予定人員 （平17）	6,000人	約200人	180人	50人	60人

(3) 1歳児健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	1歳児(医科)				
実施方法	個別(協力医療機関)				
実施時期	通年	-	-	-	-
予定人員 (平17)	6,000人				

(4) 1歳6か月児健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	1歳6か月児	1歳6か月児(6~7か月児)	1歳6か月児(6~7か月児)	1歳6か月児(5~7か月児)	1歳6か月(6~7か月児)
実施方法、 実施時期	個別(協力医療機関) 通年	集団(町内1会場) 1回/2か月	集団(町内1会場) 1回/2か月	集団(町内1会場) 1回/2か月	集団(町内1会場) 1回/2か月
：医科	個別(協力医療機関)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)
：歯科	集団(市内3会場) 5回/月	集団(町内1会場) 1回/2か月	集団(町内1会場) 1回/2か月	集団(町内1会場) 1回/2か月	集団(町内1会場) 1回/2か月
予定人員					
：医科	6,000人	約200人	180人~220人	60人	70人
(平17)：歯科	6,000人	約200人	180人~220人	60人	70人

(5) 2歳6か月児歯科健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	2歳6か月児	2歳児、2歳6か月児	2歳6か月児	2歳児、2歳6か月児	2歳児、2歳6か月児
実施方法	集団(市内3会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)
実施時期	5回/月	1回/2か月	1回/2か月	4回/年	1回/2か月
予定人員 (平17)	6,000人	各約200人	200人~240人	各約60人	2歳児: 70人 2歳6か月児: 65人

(6) 3歳6か月児健康診査

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	3歳6か月児(医科、歯科、視聴覚)	3歳児(医科、歯科) 3歳10か月(歯科、視聴覚)	3歳6か月児(医科、歯科、視聴覚)	3歳6か月児(医科、歯科、視聴覚)	3歳児(医科、歯科) 3歳6か月(視聴覚)
実施方法	集団(市内3会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)	集団(町内1会場)
実施時期	6回/月	1回/2か月 6回/年	1回/2か月	3回/年	医科・歯科 6回/年 視聴覚 3回/年
予定人員 (平17)	6,000人	各約200人	200人~240人	60人	各65人

5 妊産婦新生児訪問指導事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	訪問指導を必要と認める第1子の新生児及び妊産婦	訪問指導を必要とする妊婦及び新生児と産婦の全数	・初妊婦の訪問希望者 ・第1子の産婦及び新生児 ・第2子以降で母乳教室に参加した産婦及び新生児	第1子及び訪問指導を必要と認める新生児及び妊産婦	訪問指導を必要とする妊婦及び新生児と産婦の全数
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活指導、相談 疾病の早期発見 新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> 親子の健康状態の観察 育児環境、療育環境の把握 育児相談 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活全般の指導 母体回復に関する生活指導 新生児の発育、栄養状態や適切な療育環境に関する指導 疾病の早期発見 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活指導、相談 疾病の早期発見 新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導 	<ul style="list-style-type: none"> 親子の健康状態の観察 育児環境、療育環境の把握 育児相談
訪問人数 (平16)	2,282人	336人	129人	妊産婦 91人 乳幼児 143人	122人

6 結核定期健康診断・予防接種事業

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
定期健康診断の実施回数(平17)	46回	5回	5回	6回	2回
実施方法	集団健診	集団健診	集団健診	集団健診	集団健診
定期健康診断の受診予定者数(平17)	4,170人	500人	400人	580人	200人
乳幼児に対するツベルクリン反応検査・BCG接種の実施会場	延べ72会場	1会場 (町保健福祉センター)	延べ22会場 1会場(月1回) 町保健センター	1会場(町役場)	1会場(町役場)
実施方法	集団予防接種 (一部個別)	集団予防接種	集団予防接種	集団予防接種	集団予防接種(平成17年度より個別予防接種)
乳幼児に対するツベルクリン・BCG接種の接種者数(平16)	ツ反 7,014人 BCG 6,596人	ツ反 287人 BCG 287人	ツ反 218人 BCG 203人	ツ反 77人 BCG 71人	ツ反 78人 BCG 75人

7 集団予防接種事業（ポリオ）

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
実施時期	年2回（4月、10月）	年2回（4、10月）	年2回（4月、9月）	年2回（4月、10月）	年2回（4月、10月）
予定人数 （平17）	12,600人	440人	360人	150人	130人
実施会場	19会場 （延べ84会場）	1会場 （延べ6会場）	1会場 （延べ6会場）	1会場 （延べ3会場）	1会場 （延べ4会場）

8 個別予防接種事業

（1）乳幼児等予防接種事業（三種混合、二種混合、麻しん、風しん及び日本脳炎）

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
実施時期	通年	通年	通年	通年	通年
予定人数 （平17）	約66,000人	2,170人	2,355人	750人	893人
実施会場	協力医療機関	協力医療機関	協力医療機関	協力医療機関	協力医療機関
協力医療 機関数	141施設	6施設	6施設	5施設	3施設
助成金制度	有（113件）	有（3件）	無	有（4件）	有（3人）

(2) 高齢者インフルエンザ

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
実施時期	10月初旬から12月31日	10月1日から2月28日	10月1日から2月28日	10月1日から2月28日	10月1日から2月28日
予定人数 (平17)	約51,000人	1,300人	1,800人	600人	950人
実施会場	協力医療機関	郡内協力医療機関	郡内協力医療機関	郡内協力医療機関	郡内協力医療機関
協力医療 機関数	247施設	24施設	24施設	15施設	24施設
自己負担 金	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
自己負担 金免除対 象者	生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する人	生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する人	生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する人	生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する人	生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する人

9 健康度評価事業

(1) 生活習慣病予防

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	基本健康診査の結果、 ・保健師要指導の指示のあった者 ・異常なし（40、50歳）、要指導（40、45、50、55、60歳）のうち送付不可の者以外	詳細は検討中	・基本健康診査の結果、保健師、栄養士要指導等の指示のあった者のうち希望者 ・健康相談来所者で希望する者 ・脳卒中情報提供システムに基づき相談訪問が必要な者	該当なし	該当なし
実施方法	生活習慣質問票（A）を実施。生活習慣アドバイス票、おすすめ事業案内、リーフレットを送付。ただし、保健師要指導の指示のあった者に関しては、面接等で返却		・基本健康診査の問診票データから条件抽出して保健事業を紹介する。健康相談来所者には、面接相談。 ・脳卒中情報提供書より把握された方へ訪問、聞き取りにて実施		
対象人数 (平17)	2,600人		80人		

(2) 生活機能低下予防

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
対象者	当該年度70歳以上の市民全員に生活習慣問診票を送付し、返送された内容を評価し、要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者	該当なし	当該年度75歳以上（介護保険対象者を除く）青根地区在住者	該当なし	該当なし
実施方法	質問紙返送者に対し、生活機能低下アセスメント結果票、おすすめ事業案内、アドバイス票を送付する。ランクC（ハイリスク群）に対しては保健師等が電話や訪問等で積極的に保健指導・事業参加勧奨を行う。		<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の訪問活動時に調査を行う。その内容から保健師が要フォロー者をピックアップする。 ・保健師による地区健康講座実施時にアセスメント票を活用し調査する。 ・青根診療所健康管理事業（保険年金課主催）総合相談で活用。・保健師等が電話や訪問等で保健指導・事業参加勧奨を行う。 ・生活習慣問診票を送付し、相談日に持参、提出診療所で相談対応実施（青根地区） 		
予定人数 (平17)	約6,000人		124人		

10 急病診療事業

(1) 休日急病医科診療事業

区分	相模原市	広域行政組合
内容	休日（日曜日、祝祭日、年末年始）における初期救急医療機関の確保	休日（日曜日、祝祭日、年末年始）における初期救急医療機関の確保
診療時間	午前9時から午後5時	午前8時45分から午後0時 午後0時45分から午後4時 午後7時から午後10時
診療科目	内科、外科、眼科、耳鼻科等 （眼科、耳鼻科は、相模原南メディカルセンター急病診療所に限る）	内科・小児科 （耳鼻科は相模原市と覚書を締結し、広域耳鼻咽喉科救急医療事業として実施）
診療場所	相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所	津久井郡急病診療所

(2) 休日急患歯科診療事業

区分	相模原市	広域行政組合
内容	休日（日曜日、祝祭日、年末年始）の昼間における急患歯科診療所の確保	
診療時間	午前9時から午後5時	-
診療場所	相模原口腔保健センター休日急患歯科診療所	

(3) 休日夜間急患調剤事業

区分	相模原市	広域行政組合
内容	休日（日曜日、祝祭日、年末年始）及び毎夜間における急患調剤薬局の確保	事業としては実施していないが、津久井郡急病診療所において院内処方を実している。
診療時間	休日：午前9時から午後5時 夜間：午後8時から午後11時（休日は午後5時から、平日は1か所午後7時から）	
診療場所	相模原及び相模原南メディカル調剤薬局	

(4) 夜間急病診療事業

区分	相模原市	広域行政組合
内容	夜間における初期救急医療機関の確保	夜間における初期救急医療機関の確保
診療時間	【内科系】・相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所：午後8時から午後11時（休日は午後5時から、平日は1か所午後7時から）・有床医療機関：午後7時から翌日午前9時（土曜日・休日は午後5時から） 【内科系以外】・相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所（いずれか1か所）：午後8時から午後11時（年末年始は午後5時から）・コール医療機関：午後7時から翌日午前9時（土曜日・休日は午後5時から）	午後7時から午後10時
診療科目	内科系、内科系以外	
診療場所	・相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 ・有床医療機関（1日1か所） ・コール医療機関	郡内在宅当番医

(5) 病院群輪番制運営事業

区分	相模原市	広域行政組合
内容	土曜日、休日及び夜間における入院治療を必要とする救急患者のための二次救急医療機関の確保	土曜日、休日及び夜間における入院治療を必要とする救急患者のための二次救急医療機関の確保（相模原市と協定を締結して実施）
診療時間	休日：午前9時から午後5時 土曜日：午後1時から午後5時 夜間：午後7時（土曜日・休日は午後5時）から翌日午前9時	
診療場所	二次救急医療機関及び二次救急補助医療機関（1日1か所）	

(6) 小児急病診療事業

区分	相模原市	広域行政組合
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・休日及び夜間における小児救急患者のための初期救急医療機関及び二次救急医療機関の確保 ・メディカル調剤薬局の確保 	休日及び夜間における小児救急患者のための初期救急医療機関及び二次救急医療機関の確保（相模原市と協定を締結して実施）
診療時間	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時から午後5時 夜間：午後8時（土曜日・休日は午後5時）から翌日午前6時 ・相模原南メディカルセンター急病診療所 休日：午前9時から午後5時 ・二次救急医療機関 休日：午前9時（土曜日は午後1時）から午後5時 夜間：午後7時（土曜日・休日は午後5時）から翌日午前9時 	
診療場所	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 ・二次救急医療機関（1日1か所） 	

(7) 外科系救急医療体制支援事業

区分	相模原市	広域行政組合
内容	土曜、休日及び夜間における外科系二次救急医療機関の確保（初期診療も兼ねて実施）	
診療時間	休日：午前9時から午後5時 土曜日：午後1時から午後5時 夜間：午後5時から翌日午前9時	
診療場所	12医療機関（1日1か所）	

(8) 救急医療情報センター運営事業

区分	相模原市	広域行政組合
内容	土曜日、休日及び夜間における受診可能な医療機関を電話で紹介する相模原救急医療情報センターの運営	
開設時間	休日：午前9時から午後5時 土曜日：午後1時から午後5時 夜間：午後5時から翌日午前9時	

協議第 26 号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 17 年 10 月 17 日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。

なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

- 1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。
- 2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後 3 年以内を目途に調整する。

補助金、交付金等の取扱いについて

1 補助金

一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認められた場合に対価なく支出するものである。

補助金は本来、地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助が多いが、一方では国の施策に基づき国から補助金を受けて地方公共団体が間接的に補助をする場合もある。

補助金には、法令に基づくものと予算措置によって行われるものの二種類がある。

2 交付金

法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、委託金が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付されるものである。

3 負担金

法令又は契約等によって、地方公共団体が負担するもので、次の二つに大別される。

特定の事業から受ける受益に対して、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するもの。

一定の事業等について、財政政策上又はその他の見地から定められた負担割合に応じて負担するもの。

なお、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出するものも、負担金として扱われる。

補助金・交付金等の現況比較

1 補助金・交付金一覧(同一・同種)

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
企画部会	国際化推進事業支援金		国際化推進事業支援金		
総務部会	職員厚生会交付金	町職員親睦会厚生費交付金	町職員厚生会補助金	町職員親睦会補助金	
	自主防災組織活動助成金	自主防災組織活動助成金	自主防災組織助成金・自主防災組織資機材整備費補助金	自主防災組織活動助成金	
保健福祉部会	相模原市民生委員児童委員協議会運営補助金	民生委員児童委員協議会補助金	町民生委員児童委員連絡協議会補助金		町民生委員等活動費補助金
	神奈川人権センター人権関係啓発事業補助金	神奈川県人権センター啓発活動、研修事業補助金	神奈川人権センター助成金	神奈川人権センター補助金	神奈川人権センター補助金
	横浜国際人権センター人権関係啓発事業補助金	横浜国際人権センター補助金	横浜国際人権センター助成金	横浜国際人権センター補助金	横浜国際人権センター補助金
	相模原市社会福祉協議会運営助成費(運営費)	社会福祉協議会運営費補助金	町社会福祉協議会補助金(事務所管理費)	町社会福祉協議会運営費補助金	町社会福祉協議会育成費補助金
	相模原市社会福祉協議会運営助成費(職員給与費)		町社会福祉協議会補助金(職員給与費)		
	相模原市戦没者遺族会補助金	城山町遺族会補助金	町遺族会補助金	町遺族会補助金	町遺族会補助金
	相模原市保護司会補助金	城山町保護司会補助金 津久井地区保護司会助成金	町保護司会補助金 津久井地区保護司会負担金	相模湖分区保護司会補助金 津久井地区保護司会補助金	藤野分区保護司会補助金 津久井地区保護司会補助金
	相模原市シルバー人材センター運営費補助金	城山町生きがい事業団運営費補助金	生きがい事業団補助金	町生きがい事業団運営事業費補助金	
	相模原市老人クラブ連合会運営費補助金	城山町老人クラブ連合会補助金 城山町単位老人クラブ補助金	町老人クラブ連合会補助金 町単位老人クラブ運営費補助金 老人生きがい活動部補助金	老人クラブ等活動事業費	
	特別養護老人ホーム等建設費補助金				
相模原市母子寡婦福祉協議会補助金		母子福祉会活動運営事業補助金			

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
保健福祉部会	相模原市母親クラブ連絡協議会補助金		母親クラブ運営費補助金	母親クラブ育成推進事業費補助金	
	障害者・高齢者財産保安全管理センター運営費補助金	地域福祉権利擁護補助金	地域福祉権利擁護事業補助金		
	相模原市身体障害者連合会補助金	城山町身体障害者福祉会補助金	町身体障害者福祉会補助金	町身体障害者福祉会補助金	
	相模原市肢体不自由児者父母の会補助金	城山町肢体不自由児父母の会補助金	町肢体不自由児父母の会補助金		
	相模原市手をつなぐ育成会補助金		町のぞみの会補助金		
	障害者地域作業所補助金	精神障害者地域作業指導事業負担金	障害者作業所指導事業補助金 精神障害者地域作業指導事業負担金	障害者地域作業所補助金 在宅精神障害者地域作業指導事業負担金	藤野町障害児者地域作業所運営費補助金 精神障害者地域作業所運営費補助金
	障害者小規模通所授産施設補助金	精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金		精神障害者小規模通所授産施設運営費負担金	
	精神障害者地域生活支援センター家賃等助成	精神障害者地域生活支援事業補助金			
	生活ホーム等設置費補助金	精神障害者地域生活援助事業補助金			知的障害者生活ホーム設置運営費補助金
	生活ホーム等家賃助成	精神障害者グループホーム家賃助成事業補助金			生活ホーム運営費等補助金
	福祉的就労協力事業所補助金	知的障害者福祉的就労協力事業所奨励金			知的障害者福祉的就労協力事業所奨励金
保健所部会	J R 橋本駅垂直移動施設整備費補助金			J R 相模湖駅垂直移動施設整備費補助金	
	予防接種助成金	予防接種費用助成金		予防接種費用助成事業費	障害児予防接種費用助成金
市民部会	食品衛生協会運営事業補助金	津久井食品衛生協会城山支部助成金 津久井食品衛生協会城山料飲支部助成金			
	相模原市自治会連合会補助金		町自治会連合会助成金		
	コミュニティ助成事業助成金	コミュニティ施設等整備事業補助金	コミュニティ助成事業助成金	コミュニティ助成事業助成金	コミュニティ助成事業助成金

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
市民部会	自治会等集会所建設補助金		自治会集会所建設費補助金	地域集会所管理補助金	藤野町地区集会所建設事業補助金
	相模原市行政相談委員連絡会補助金	城山町行政相談委員・人権擁護委員連絡会補助金	津久井町人権擁護委員等連絡会助成金	行政相談委員県北地区負担金	藤野町人権擁護委員行政相談委員連絡会補助金
	相模原市人権擁護委員会補助金			郡・町人権擁護委員連絡会助成金	
	(財)法律扶助協会神奈川県支部補助金	(財)法律扶助協会神奈川県支部補助金	(財)法律扶助協会神奈川県支部補助金	(財)法律扶助協会神奈川県支部補助金	(財)法律扶助協会神奈川県支部補助金
	神奈川県建設連合国民健康保険組合補助金			神奈川県建設連合国民健康保険組合補助金	
	人間ドック助成費			人間ドック本人希望機関補助金	
	防犯灯維持管理費補助金		防犯灯維持管理費交付金		
	相模原連合防犯協会運営費補助金 相模原南連合防犯協会運営費補助金	津久井郡連合防犯協会負担金	津久井郡連合防犯協会助成金	郡連合防犯協会負担金	津久井郡連合防犯協会負担金
	相模原市交通安全都市推進協議会補助金		町交通安全対策協議会助成金	町交通安全対策協議会補助金	藤野町交通安全対策協議会補助金
	相模原交通安全協会補助金 相模原南交通安全協会補助金				
経済部会	相模原商工会議所補助金	城山町商工会補助金 地域振興ビジョン推進事業費補助金	津久井町町商工会補助金	相模湖町商工会助成金	藤野町商工会補助金
	小企業小口資金利子補給金		中小企業設備資金利子補給金		中小企業設備資金利子補給金
	中小企業事業資金信用保証料補助金	信用保証料補助金	信用保証料補助金		
	牛海綿状脳症関連特別資金利子補給金		牛海綿状脳症(BSE)緊急対策利子補給金		
	商店街街路灯電気料補助金		商店街街路灯組合補助金		
	相模原納涼花火大会補助金			さがみ湖湖上祭分担金	
	相模原市観光協会補助金	町観光協会補助金	町観光協会補助金	相模湖観光協会宣伝負担金	藤野町観光協会補助金

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
経済部会	中小企業退職金共済掛金補助金	町中小企業退職金共済制度加入奨励補助金			
	相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金	相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金	相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金	相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金	相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金
	湘北建築高等職業訓練校補助金	湘北建築高等職業訓練校補助金	湘北建築高等職業訓練校補助金		湘北建築高等職業訓練校負担金
				神奈川県農業共済組合負担金	神奈川県農業共済組合負担金
	農業経営改善支援センター設置事業補助金	郡農業経営改善支援センター活動費負担金	農業経営改善支援センター運営負担金	農業経営改善支援センター活動費負担金	郡農業経営改善支援センター補助金
	農業経営基盤強化資金利子補給金			農業制度資金利子補給事業費	
	有害鳥獣駆除対策事業補助金	有害鳥獣防除事業補助金	町鳥獣被害対策協議会補助金 農作物獣害防護事業補助金	町野猿対策協議会補助金	町野猿対策協議会補助金
	生活改善グループ連絡会補助金	町女性農業者連絡協議会助成金			
	農業近代化資金利子補給金	農業制度資金利子補給金	農業近代化資金等利子補助金		農業近代化資金等利子補給金
	(社)相模原市畜産振興協会運営管理費補助金	郡畜産振興協議会負担金	郡畜産振興協議会負担金 町酪農振興協議会補助金	郡畜産振興協議会負担金	津久井郡畜産振興協議会負担金
	(社)相模原市畜産振興協会事業費補助金	家畜防疫環境衛生対策事業補助金 受精卵移植技術定着事業補助金 畜産施設等整備事業補助金		家畜防疫事業助成金 酪農経営改善事業費補助金 畜産共進会出品補助 家畜排泄物処理施設設置費奨励金	家畜防疫対策事業補助金 優良乳用牛購入事業補助金 家畜舎衛生対策事業補助金 受精卵移植技術定着事業補助金
諏訪森下用水組合運営事業補助金	水田揚水費補助金				
環境保全部会	合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	合併処理浄化槽設置費補助金	合併処理浄化槽設置費補助金	合併処理浄化槽設置費補助金
	みどりの協会補助金	緑化推進事業助成金	生け垣設置費補助金		
	相模川を愛する会補助金		中道志川トラスト協会補助金		
	保存樹林・樹木奨励金	緑化推進事業助成金			

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
環境事業部会	集団資源回収事業補助金	集団資源回収実施団体奨励金	集団資源回収実施奨励金	集団資源回収実施奨励金	資源回収実施団体奨励金
	相模原市美化運動推進協議会補助金		環境美化推進協議会補助金		
	生ごみ処理容器購入費補助金	生ごみ処理容器設置費助成金	生ごみ処理機購入費助成金	生ごみ処理容器購入費補助金	ゴミ減量化補助金
管理部会	相模原市私立幼稚園就園奨励補助金	私立幼稚園就園奨励費補助金 私立幼稚園就園費補助金	就園奨励費補助金	公立・私立幼稚園就園奨励費補助金	藤野町私立幼稚園就園奨励費補助金
	相模原市私立幼稚園教育振興補助金	私立幼稚園就園費補助金	私立幼稚園施設整備費補助金		
	相模原市公立小学校校長会補助金	町校長会補助金	町校長会補助金		町校長会補助金
	相模原市立中学校校長会補助金				
	相模原市公立小学校教頭会補助金	町教頭会補助金	町教頭会補助金		町教頭会補助金
	相模原市立中学校教頭会補助金				
	相模原市立小学校教育研究会補助金	郡小学校教育研究会負担金	郡小学校教育研究会負担金	郡小学校教育研究会負担金	郡小学校教育研究会負担金 養護教諭研究補助金
	相模原市立中学校教育研究会補助金	郡中学校教育研究会負担金	郡中学校教育研究会負担金	郡中学校教育研究会負担金	郡中学校教育研究会負担金 養護教諭研究補助金
	相模原市中学校体育連盟補助金	郡中学校体育連盟分担金	郡中学校体育連盟負担金	郡中学校体育連盟補助金	郡中学校体育連盟負担金
	神奈川県高等学校定時制通信制教育振興会補助金	神奈川県高等学校定時制通信制教育振興会補助金	神奈川県高等学校定時制通信制教育振興会負担金	神奈川県高等学校定時制通信制教育振興会補助金	神奈川県高等学校定時制通信制教育振興会負担金
	県央県北地区高等学校定時制通信制教育振興会補助金	県央県北地区高等学校定時制通信制教育振興会助成金	県央県北地区高等学校定時制通信制教育振興会分担金	県央県北地区高等学校定時制通信制教育振興会補助金	県央県北地区高等学校定時制通信制教育振興会補助金
	児童生徒指導対策助成金	校内生活指導費補助金（中学校）	生徒指導研究会補助金	生活指導費助成金	
	進路指導対策助成金	進路指導費補助金	進路指導研究会補助金	進路対策費補助金	
	相模原市学校保健会補助金	郡学校保健会負担金	郡学校保健会助成金	郡学校保健会負担金	郡学校保健会補助金
	相模原市立小中学校視聴覚教育研究会補助金				視聴覚教育研究会補助金

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
管理部会	相模原市支援教育研究会補助金				障害児学級交流会補助金
	相模原市立学校事務研究協議会補助金				学校事務職員研修会補助金
学校教育部会	相模原市立学校教職員互助会補助金	津久井地域教職員互助会助成金	津久井地域教職員互助会補助金	津久井地域教職員互助会負担金	津久井地域教職員互助会助成金
生涯学習部会	相模原市立小中学校PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会補助金	町PTA連絡協議会助成金	町PTA育成事業費補助金	町PTA連絡協議会補助金
	相模原市地域婦人団体連絡協議会補助金		町婦人会連絡協議会助成金	婦人団体育成費補助金	女性組織活動育成補助金
	相模原市文化協会補助金	町文化協会補助金	町文化協会助成金	文化団体(28団体)育成費補助金	町文化団体育成活動補助金
	指定・登録文化財保存管理奨励金	町指定重要文化財等保存管理奨励金	烏屋獅子舞保存会助成金		
	相模原市青少年健全育成組織補助金		地区健全育成組織補助金		
	(財)相模原市体育協会事業費補助金 (財)相模原市体育協会管理費補助金	町体育協会補助金	町体育協会補助金	町体育協会補助金	町体育協会補助金
	相模原市子ども会育成連絡協議会運営補助金	町青少年育成団体連絡協議会補助金 町青少年育成会活動費補助金	町子供会育成団体連絡協議会助成金	地区育成団体連絡協議会活動費補助金 青少年団体育成事業費補助金 郡子ども会育成団体連絡協議会分担金	青少年団体等地域活動推進事業補助金
議会部会	相模原市議会政務調査費	議員政務調査費	議員政務調査費交付金		
選挙管理委員会部会	明るい選挙推進協議会補助金	明るい選挙推進協議会補助金	明るい選挙推進協議会補助金	明るい選挙推進協議会運営費助成金	明るい選挙推進協議会運営費助成金
消防部会	相模原市消防団共済組合補助金		消防団員福祉共済掛金	消防団員福祉共済掛金	消防団員福祉共済掛金
	相模原市消防団運営交付金	消防団活動助成金	消防団運営費交付金	消防活動助成金	本・分団活動報償金

補助金・交付金等の現況比較

2 補助金・交付金一覧(市町独自)

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
企画部会	パートナーシップ事業支援制度助成金	城山町土地開発公社補助金	町録音奉仕会補助金	相模湖町土地開発公社補助金	藤野ふるさと芸術村メッセージ事業実行委員会補助金
	フォトシティさがみはら実行委員会補助金			録音奉仕会「かつら」補助金	
	相模原市邦舞三曲連盟補助金			かおる文化とうるおいの町づくり推進事業補助金	
	国際化推進事業支援金				
	相模原市民文化財団事業費補助金				
	相模原市民文化財団運営費負担金				
	相模原市民文化財団運営費負担金(派遣法分)				
	銀河連邦サガミハラ共和国事業補助金				
	緊急一時保護施設運営補助金				
	男女共同参画にかかわる研究活動助成金				
	米軍基地返還促進市民協議会補助金				
総務部会	(財)相模原市都市整備公社補助金			地域振興施設整備事業補助金	
				県民の警察官表彰賛助金	
				アマチュア無線局助成金	
財務部会	相模原たばこ商業協同組合補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
保健福祉部会	全国民生委員児童委員互助共励事業補助金	城山町赤十字奉仕団補助金	地域福祉推進体制整備補助金	ふれあいのまちづくり運営費補助金	重度心身障害者住宅設備改良費助成金
	あじさい会館売店運営費補助金	重度障害者住宅設備改良費補助金	中野地区敬老会運営費助成金	精神障害者地域生活援助事業費補助金	身体障害者用自動車改造費助成金
	社会福祉事業振興資金補助金	身体障害者用自動車改造費助成金	三ヶ木地区敬老会運営費助成金	郡医師会負担金	下肢等障害者自動車運転訓練費助成金
	社会福祉事業団運営助成費	下肢等障害者自動車運転訓練費補助金	グループホーム運営費補助金（精神）		身体障害者手帳診断料補助金
	地区社会福祉協議会育成推進事業補助金	身体障害者手帳診断料助成金	日常生活用具給付等補助金		郡精神障害者地域作業所通所交通費助成金
	社会福祉基金運用事業補助金	城山町めばえ会補助金（訓練会）	身体障害者手帳診断料補助金		藤野町障害者等共同作業所たんぼの家通所交通費助成金
	在宅福祉サービス運営費補助金	障害者施設等通所交通費助成金	重度障害者住宅設備改良費補助金		町社会福祉委員協議会活動費補助金
	相模原原爆被災者之会補助金	精神障害者短期入所事業補助金	身体障害者用自動車改造費補助金		知的障害者福祉的就労協力事業所奨励交付金
	相模原市福祉のまちづくり推進協議会補助金	町民たすけあいサービス事業補助金	下肢等障害者自動車運転訓練費補助金		チャイルドシート購入費補助金
	相模原市社会を明るくする運動補助金	地域福祉権利擁護補助金	在宅重度身体障害者日常生活用具給付・貸与補助金		
	相模原市更生保護女性会補助金	城山町すみれ会補助金（ひとり暮らし高齢者）	精神障害者地域作業所通所交通費助成金		
	防災ボランティア推進事業補助金		町障害者作業所通所交通費助成金		
	生活保護施設運営費補助金				
	低所得者緊急援護貸付資金交付金				
	生活福祉資金利子補給交付金				
	地域福祉推進補助金				
	障害者歯科診療所運営費補助金				
	休日急病医科診療所運営費補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
保健福祉部会	休日急患歯科診療所運営費補助金				
	休日夜間急患調剤薬局運営費補助金				
	外科系救急医療体制支援事業補助金				
	休日柔道整復施療所運営費補助金				
	「健康さがみはら」発行事業補助金				
	高度医療機器共同利用事業補助金				
	地域医療協力事業補助金（北里大学病院分）				
	地域医療協力事業補助金（相模原協同病院分）				
	「看護の心」啓発普及事業補助金				
	院内保育施設運営費補助金				
	相模原市ナースセンター運営費補助金				
	相模原看護専門学校運営費補助金				
	相模原准看護学院運営費補助金				
	相模原市医師会運営費補助金				
	相模原歯科医師会運営事業補助金				
	相模原市薬剤師会運営事業補助金				
生きがい農園運営費補助金					
特養ホーム等建設費借入償還金補助金					

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
保健福祉部会	軽費老人ホーム事務費補助金				
	高齢者福祉施設運営費補助金				
	施設入所高齢者福祉給付金 支給事業補助金				
	介護老人保健施設建設費借 入償還金補助金				
	社会福祉法人利用者負担助 成事業				
	子どもの広場施設賠償責任 保険料補助金				
	相模原市児童館連絡協議会 補助金				
	民間児童クラブ運営費補助 金				
	子どもの広場整備等補助金				
	幼児養育費支給費（3歳 児）				
	幼児養育費支給費（4歳 児）				
	幼児養育費支給費（5歳 児）				
	母子福祉資金等利子補給交 付金				
	自立支援教育訓練給付金				
	母子家庭高等技能訓練促進 費				
	コミュニティ保育推進事業 補助金				
	相模原保育ウィーク実行委 員会補助金				
	相模原市保育士会補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
保健福祉部会	相模原市私立保育園長会補助金				
	相模原保育室連絡協議会補助金				
	保育センター運営費補助金				
	乳児保育促進事業補助金				
	借入償還金補助金				
	民間保育所土地賃借料補助金				
	分園施設賃借料補助金				
	分園運営費補助金				
	一時保育促進事業補助金				
	時間延長型保育事業補助金				
	休日保育推進事業補助金				
	産休等代替職員雇用費補助金				
	認可外保育施設支援事業補助金				
	認定保育室補助金				
	施設整備費補助金				
	相模原市障害児者福祉団体連絡協議会補助金				
	相模原市精神障害者家族会（みどり会）補助金				
身体障害者ケア付住宅運営事業補助金（シャローム分）					

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
保健福祉部会	身体障害者ケア付住宅家賃助成				
	重症心身障害児施設建設資金借入償還金補助金				
	相模原市傷痍軍人会補助金				
	相模原市腎友会補助金				
	相模原失語症友の会補助金				
	在宅障害者家庭内作業指導補助金				
	障害者地域活動センター運営費補助金				
	神奈川県知的障害者スポーツ大会補助金				
	障害者地域作業所等健康診断事業補助金				
	障害者一時ケア補助金				
	相模原市自閉症児・者親の会補助金				
	相模原市障害者地域作業所等連絡協議会補助金				
	障害福祉施設運営費補助金				
	知的障害者更生施設建設資金借入償還金補助金				
	知的障害者授産施設建設資金借入償還金補助金				
	知的障害者福祉ホーム建設資金借入償還金補助金				
	京王橋本駅垂直移動施設整備費補助金				
相模原市在宅ケア対策事業補助金					

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
保健所部会	相模原高齢者よい歯のコンクール事業補助金	津久井郡医師会肺疾患研究助成金	郡医師会肺疾患研究会助成金	郡医師会肺疾患研究会助成金	郡医師会肺疾患研究会助成金
	高齢者等歯科保健医療事業補助金	津久井郡訪問歯科推進事業補助金	郡訪問歯科推進協議会補助金	要介護者歯科診療対策助成金	津久井郡訪問歯科事業助成金
	地域住民検診事業補助金	城山町食生活改善推進協議会助成金	町食生活改善推進団体助成金		
	成人病栄養相談指導事業補助金		健康つくい普及員連絡会補助金		
	妊婦健康診査助成 1 回目				
	妊婦健康診査助成 2 回目				
	健康診査費助成(8 か月児健診)				
	健康診査費助成(1 歳児健診)				
	健康診査費助成(1 歳 6 か月健診)				
	神奈川県小児保健協会補助金				
	結核健康診断事業補助金				
	市医師会サーベイランス事業補助金				
	食品衛生推進委員、指導員活動補助金				
	犬・猫不妊去勢手術補助金				
食中毒予防キャンペーン事業補助金					
市民部会	地域情報紙発行、配送費補助金	津久井郡暴力団排除活動推進協議会補助金	津久井郡暴力団排除活動推進協議会助成金		太陽の市場実行委員会補助金
	地域市民まつり助成金	火葬費助成金	中野山林管理委員会補助金		津久井郡交通安全協会(藤野)(牧野)支部補助金

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
市民部会	自治会等集会所賃借料補助金	防犯指導員活動補助金	各地区地域振興協議会助成金		藤野町幼児交通安全クラブ補助金
	神奈川県建設連合国民健康保険組合補助金	津久井交通安全協会城山支部補助金	三ヶ木財務委員会助成金		
	神奈川県医師国民健康保険組合補助金		津久井町交通指導隊運営費交付金		
	神奈川県歯科医師国民健康保険組合補助金		地域振興特例事業補助金		
	神奈川県建設業国民健康保険組合補助金		鳥屋地域振興協議会施設整備補助金		
	神奈川県薬剤師国民健康保険組合補助金		各地区地域振興協議会補助金		
	神奈川県食品衛生国民健康保険組合補助金		鳥屋地域振興協議会助成金		
	建設連合国民健康保険組合（神奈川県支部）補助金		串川地域振興協議会助成金		
	防犯モデル地区活動費助成金		青根地区コミュニティ委員会運営費助成金		
	相連防 防犯灯整備費補助金 南連防 防犯灯整備費補助金		青野原地域振興協議会助成金		
	安全・安心まちづくり推進協議会補助金		青根地域振興協議会助成金		
	防犯灯設置費補助金		地域まちづくり委員会補助金		
	相模原市消費者団体連絡会補助金		広場整備費補助金		
経済部会	第2センター入居研究室補助金	郡農産物直売事業連絡協議会交付金	郡農産物直売事業連絡協議会補助金	郡農産物直売事業連絡協議会助成金	津久井郡農産物直売事業連絡協議会補助金
	テクノ相模協同組合共有施設等補助金	郡森林組合事業活動促進費補助金	群森林組合補助金	群森林組合補助金	郡森林組合補助金
	グリーンピア田名協同組合共有施設等補助金	水田共同防除事業補助金	津久井湖魚族放流事業助成金	相模湖魚族委員会補助金 ワカサギ津久井湖放流補助金	協力協約推進事業補助金
	体質強化支援資金利子補給金	茶病虫害防除対策事業補助金	協力協約推進事業補助金	「水源の森林づくり事業」協力協約推進事業費補助金	魚族保護推進事業補助金
	起業支援資金利子補給金	花き病虫害防除対策事業補助金	津久井湖観光センター運営費補助金	樹・水・星のカーニバル開催事業補助金	津久井郡観光振興対策協議会負担金

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
経済部会	中小企業研究開発補助金	枝打推進事業補助金	神之川林道開設改良事業助成金	観光農業推進事業費	和田鯉のぼり谷渡しの会補助金
	景気対策特別小口資金利子補給金	除間伐推進事業補助金	森林ミュージアム推進委員会補助金	さがみこファームフェスタ運営費補助金	やまなみ五感体験ツアー実行委員会補助金
	景気対策特別資金利子補給金	地域活性化イベント事業補助金	道志ダム関連地域環境整備事業補助金	ふるさとの森事業推進組合助成金	佐野川茶生産組合助成金
	倒産関連防止資金利子補給金			道志川アユの里づくり事業費補助金	まちづくり助成助成金
	中小企業景気対策特別融資信用保証料補助金				菅井農業小学校運営補助金
	販路開拓支援事業補助金				農とみどりの整備事業補助金
	工業団体活動促進事業補助金				佐野川茶業工場施設修繕補助金
	ビジネススクール補助金				沢井地区鳥獣害対策協議会補助金
	相模原市産業振興財団運営費補助金				ふじの里山くらぶ補助金
	商業地形成事業融資資金利子補給金				
	商業地形成事業融資資金信用保証料補助金				
	相模大野地区商店会連合会事業推進補助金				
	上溝地区まちづくり推進連絡協議会運営補助金				
	東林間地区まちづくり推進連絡協議会運営補助金				
	淵野辺地区まちづくり推進連絡協議会運営補助金				
	相原・二本松地区まちづくり推進委員会運営補助				
	古淵地区商店街振興計画推進委員会運営補助金				
	商店街共同駐車場維持補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
経済部会	相模原市営自動車駐車場回数券共同購入事業補助金				
	商店街街路灯修繕費補助金				
	商店街ステップアップ事業補助金				
	空き店舗活用事業補助金				
	商店街イベント事業補助金				
	商業団体等活動促進事業補助金				
	相模原市商店会連合会活動促進事業補助金				
	ジュニア商人体験事業補助金				
	水郷田名新堀用水路を愛する会運営事業補助金				
	橋本七夕まつり				
	相模の大凧まつり補助金				
	上溝夏祭り補助金				
	泳げ鯉のぼり相模川補助金				
	東林間サマーわぁ！ニバル補助金				
	相模大野まんどろまつり補助金				
	相模ねぶたカーニバル補助金				
	よさこいまつり補助金				
商業地形成事業商店街環境整備事業補助金					

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
経済部会	公衆浴場設備整備費補助金				
	勤労者住宅資金利子補給金				
	商工会議所特定退職金共済掛金補助金				
	労働祭補助金（地域連合）				
	（財）神奈川県駐労福祉センター補助金				
	労働祭補助金（総連合）				
	相模原・津久井労働災害防止団体連絡協議会補助金				
	県民のいのちとくらしを守る県民のつどい補助金				
	相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金				
	営農指導員設置事業補助金				
	農作業受託オペレーター設置事業補助金				
	実験圃場整備事業補助金				
	農地流動化助成金				
	環境保全型農業推進事業補助金				
	野菜振興対策事業補助金				
	花卉植木振興対策事業補助金				
	景観草花栽培事業補助金				
相模原市大沢南部営農組合補助金					

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
経済部会	相模原市田名西部営農組合補助金				
	援農システム整備事業補助金				
	農業青年育成事業補助金				
	新規就農者等研修奨励金				
	新規就農者農作業オペレーター支援				
	野菜生産出荷奨励金事務取扱交付金				
	野菜生産出荷奨励金				
	相模原米穀小売商組合補助金				
	農協出荷奨励金				
	農業まつり補助金				
	さがみはら市民朝市補助金				
	農業体験学習事業補助金				
	下大島用水組合運営事業補助金				
	認定農業者育成事業補助金				
	アグリセンター事業運営補助金				
果樹振興対策事業補助金					
相模原市果実組合補助金					
環境保全部会	住宅用太陽光発電設備設置補助金	保護動植物指定区域土地所有者等助成金	合併処理浄化槽設置替奨励金		

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
環境保全部会	小規模雨水利用設備設置補助金	自然コミュニオンエリア推進団体助成金	集中浄化槽維持管理経費補助金		
	住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金	城山自然の家協会助成金			
	低公害自動車購入奨励金	小倉松並木景観保存事業補助金			
環境事業部会	集団資源回収事業用物品整備補助金	一般家庭浄化槽清掃経費補助金	ごみ箱設置費補助金	ごみ集積箱設置費補助金	ゴミ集積箱設置費補助金
	資源分別回収事業補助金			雑排水処分事業専用車車検代助成金	浄化槽清掃費補助金
都市部会	小田急多摩線延伸促進協議会補助金	生活交通路線維持費補助金	生活道路舗装促進事業助成金		生活交通確保対策補助金
	相模原市公共交通整備促進協議会補助金				
	ノンステップバス導入補助金				
	バス停留所等上屋設置補助金				
	橋本6丁目東町地区優良建築物等整備事業補助金				
	橋本6丁目D地区優良建築物等整備事業補助金				
	上鶴間道正山土地区画整理事業補助金				
	民間自転車駐車場維持管理補助金				
	民間自動車駐車場整備利子補給金				
	民間自転車駐車場整備資金利子補給金				
	A地区市街地再開発事業補助金				
	A地区市街地整備事業負担金				
A地区市街地整備事業負担金(本年度分)					

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
建築部会	運営費等補助金		木造住宅耐震診断補助金		
	検査点検費用補助金				
	建設資金利子補給補助金				
土木部会	相模原市みちの協会運営費補助金	水洗便所改造等奨励金	原材料等支給事業助成金	水洗便所改造等資金利子補給金	主要地方道山北藤野線改良整備促進協議会運営補助金
	相模原市幹線道路網整備促進協議会運営補助金	水洗便所改造等資金融資斡旋及び利子補給金			下水道排水設備の水洗便所改造等工事費特別助成金
	雨水浸透施設設置助成金	水洗便所改造等工事費特別助成金			下水道排水設備の水洗便所改造等助成金
	生活扶助世帯水洗便所改造等工事費特別助成金				下水道排水設備の水洗便所改造等資金融資あっせん及び利子補給
					農業集落排水設備の水洗便所改造等助成金
					農業集落排水設備の水洗便所改造等工事費特別助成金
					簡易水道事業等補助金
管理部会	(社)相模原市幼稚園協会補助金	対外派遣費補助金(小学校)	体育大会等生徒派遣費補助金	文化体育派遣費	学校経営等研究費補助金(小学校)
	相模原私立幼稚園教育会補助金	対外派遣費補助金(中学校)	児童派遣費負担金		学校経営等研究費補助金(中学校)
	相模原幼児教育協議会補助金	校内研究費補助金(小学校)			幼稚園経営研究補助金
	私立幼稚園園児健康診断補助金	校内研究費補助金(中学校)			情報発信補助金(小学校)
	私立幼稚園教育研究県央地区大会補助金	湘南小学校児童バス通学費補助金			情報発信補助金(中学校)
	相模原市私立幼稚園障害児教育助成金	遠距離通学費補助金(中学校)			統廃合関連校思い出づくり実行委員会補助金
	中学校課外活動助成金				大会等出場経費助成金

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
管理部会	相模原市立小中学校教育器楽合奏研究会補助金				小学校通学費助成金
	相模原市学校図書館協議会補助金				中学校通学費助成金
	相模原市立小中学校教育連合会補助金				藤野小学校設置連絡協議会補助金
	相模原市学校給食運営協議会補助金				
学校教育部会	相模原市青少年相談員協議会運営費補助金	国際交流教育推進事業補助金	研究助成金		町教育委員会指定研究補助金（小学校）
		夢のびやか教育推進事業費（小学校）			町教育委員会指定研究補助金（中学校）
		夢のびやか教育推進事業費（中学校）			授業改革研究補助金
		野外体験研修費補助金（小学校）			
		野外体験研修費補助金（中学校）			
		交通安全指導補助金（小学校）			
		指定研究校補助金（小学校）			
		環境保全・啓発補助金（小学校）			
		情操教育推進事業補助金（中学校）			
		社会福祉研究活動費補助金（中学校）			
生涯学習部会	相模原市社会教育関係団体事務室利用者協議会補助金	家庭教育学級開催費補助金	家庭教育学級開催費補助金	県総合体育大会参加選手派遣事業費	青少年健全育成・伝承活動補助金
	相模原市女性学習グループ連絡協議会補助金	公民館まつり実行委員会補助金	津久井城山を愛する会補助金		県総合体育大会選手派遣補助金
	相模原市民吹奏楽団補助金	城山の教育を考える会補助金	尾崎行雄を全国に発信する会補助金		
	相模原市民交響楽団補助金	町体育振興奨励金	地区文化祭開催費補助金		

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
生涯学習部会	相模原市合唱連盟補助金	町体育団体育成補助金	実行委員会補助金（町民大学）		文化祭実行委員会補助金
	市民合同演奏会補助金	県総合体育大会派遣費	遙かな友に道志川合唱祭開催事業補助金		成人式実行委員会補助金
	青少年音楽団体育成補助金	神奈川県陸上競技協会一時登録料	尾崎弔堂杯争奪青年演説大会実行委員会補助金		地区スポーツ振興事業補助金
	相模原市音楽等コンクール参加奨励金		地区体育振興会助成金		社会教育団体物品等助成金
	公民館運営協議会等活動費補助金		総合体育大会選手派遣費助成金		子どもソフトボール大会支援補助金
	相模原市公民館連絡協議会補助金		駅伝競走大会選手派遣費助成金		青少年育成事業補助金
	相模原市民俗芸能保存協会補助金		駅伝競走大会選手派遣費助成金		市町村駅伝競走大会派遣補助
	相模原市文化財研究協議会補助金		宮ヶ瀬湖マラソン大会実行委員会補助金		神奈川県国体記念大会運営補助
	相模原市スポーツ大会出場奨励金		郡郷土資料館運営委員会助成金		やまなみクロスカントリー駅伝競走大会実行委員会補助
	スポーツ大会等開催・誘致奨励補助金		町民大学実行委員会補助金		各種目協会補助金
	相模原市体育指導委員連絡協議会運営費補助金				
	（財）相模原市体育協会派遣職員人件費等補助金				
	（財）相模原市体育協会事業費補助金				
	（財）相模原市体育協会管理費補助金				
	相模原市青少年健全育成連絡協議会補助金				
	地域・子どもふれあい事業補助金				
	相模原市子ども会育成連絡協議会運営補助金				

専門部会	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
生涯学習部会	相模原市青少年指導員連絡協議会運営補助金				
	相模原市少年鼓笛バンド連盟運営補助金				
	相模原市少年少女合唱団育成会運営補助金				
	ボーイスカウト・ガールスカウト相模原連絡協議会運営補助金				
	相模原市16 [≡] 映画研友会補助金				
選挙管理委員会部会	不在者投票交付金				
	ポスター作成交付金				
	選挙運動用自動車交付金(個別契約)				
	選挙運動用自動車交付金(ハイヤー契約)				
	選挙運動用通常はがき交付金				
消防部会	相模原市防災協会補助金				

報告第10号

各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成17年10月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

調整方針一覧（Bランク）

財務部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	市税及び個人の県民税の収納管理、督促、滞納処分等	口座振替手数料については、合併時に相模原市の指定金融機関の口座振替手数料に統合する。 藤野町の督促手数料については、合併時に廃止する。	236
2	前納報奨金	藤野町の前納報奨金については、合併時に廃止する。	237

保健福祉部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	小児医療費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	238
2	地域型在宅介護支援センター運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、業務内容、職員配置等の委託内容については、合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	240
3	福祉タクシー利用料助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	241
4	市心身障害者福祉手当支給事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	243

市民部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	地域振興	合併後3年を目途に見直しを行う。	244
2	戸籍情報システム維持管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	247

経済部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	畜産振興事業	合併後3年以内に段階的に相模原市の制度に統合する。	248

環境保全部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	開発行為等における緑地に係る協議、指導、監督及び検査事務	合併後3年以内に相模原市の制度に統合する。	250
2	開発行為等における公園に係る協議、指導、監督及び検査事務	合併後3年以内に相模原市の制度に統合する。	251

都市部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	地理情報システム開発事業	合併後5年以内に相模原市の制度を適用する。	252
2	都市計画基本図作成事業	合併後5年以内に相模原市の制度に統合する。	253
3	バス対策事業	合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。	254
4	総合交通計画関連事業	合併後5年を目途に新市において検討する。	255
5	開発行為等指導事務	合併後3年以内に相模原市の制度に統合する。	257
6	放置自転車対策事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	259

管理部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	幼稚園就園奨励補助金	公立幼稚園の国庫補助分については、現行のまま新市に引き継ぐ。 私立幼稚園の単独補助分については、合併時に相模原市の制度を適用する。	260
2	公立幼稚園に関する こと	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、入園料、保育料、送迎バス及び給食については、合併後の新市において均衡が図れるよう必要な調整を行う。	261
3	学校給食事業の取扱い	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、藤野町の小学校及び相模原市と藤野町の中学校給食のあり方については、合併後3年間で新市において検討する。	263

生涯学習部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	文化財保護管理事業	合併後、文化財の研究、保存団体及びその補助金・交付金対応の調整を図りながら、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、公開施設については、市立博物館を核にネットワーク化を検討する。 ただし、津久井郡郷土資料館については、城山町、津久井町、相模湖町の意向を踏まえ、新市に引き継ぐ。	264
2	文化財調査事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、文化財の現況調査を実施する。	266
3	遺跡保存整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	267
4	埋蔵文化財の保護と開 発事業との調整	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	269
5	はたちのつどい開催事 業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、開催場所等の事業のあり方については、合併後新市において検討する。	271

調整方針一覧（Ｃランク）

財務部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	固定資産評価審査委員会	委員報酬については、合併時に相模原市の制度に統合する。	1
2	財政状況の公表	合併時に相模原市の制度に統合する。	2
3	財政調整基金及び減債基金の運用管理	合併時に相模原市の制度に統合する。	3
4	指定金融機関等	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、藤野町の収納代理金融機関については、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、統合にあたって、藤野町の指定金融機関である津久井郡農業協同組合及び指定代理金融機関である山梨信用金庫及び半原信用組合については、新市において収納代理金融機関とする。	4
5	電源立地地域対策交付金	現行のまま新市に引き継ぐ。	5
6	相模川ダム周辺地域振興協力基金交付金	現行のまま新市に引き継ぐ。	6
7	土地開発基金の運用管理	合併時に相模原市の制度に統合する。	7
8	契約業者の登録及び指定	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、基本的に当該事務事業については、現在、県とともに進められている「電子入札システム」の中で一体で行われることになり、相模原市は平成18年度に新システムに移行するため、町と事前に調整する。	8
9	用品調達基金の運用管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	9
10	納税貯蓄組合	現行のまま新市に引き継ぐ。	10

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 1	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の取扱い	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、藤野町で交付した標識については、廃車するまで引き続き使えるよう、経過措置を設ける。</p>	1 1
1 2	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	1 2

保健福祉部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	社会福祉審議会事務	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	13
2	社会福祉統計調査事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	14
3	民間社会福祉施設賠償責任保険負担金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	15
4	防災資機材の整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	16
5	さがみはら健康都市宣言普及事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	17
6	保健福祉センター	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、保健福祉圏域における保健福祉センターのあり方については、合併後新市において検討する。	18
7	町立児童館及び青少年広場並びに町立佐野川デイサービスセンターの管理運営	合併時までには施設等の位置付けを検討し、新市に引き継ぐ。	19
8	社会福祉法人、社会福祉施設等に係る認可、指導等	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	20
9	支援費制度における指定事業者・施設等指導監査	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	21
10	民生委員審査専門分科会事務	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	22
11	民生(児童)委員活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、法定協議会の設置数については、現行のまま新市に引き継ぐ。	23
12	人権啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	25
13	市民福祉の集い開催事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	26
14	社会福祉功労者、福祉作文等入賞者表彰事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	27

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
15	社会福祉協議会運営助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、市町の社会福祉協議会の合併については、法人間で協議中である。	28
16	あじさい会館等売店運営助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	30
17	社会福祉事業振興資金補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	31
18	社会福祉事業団本部運営補助事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	32
19	地区社会福祉協議会育成推進事業補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	33
20	地域福祉計画策定事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、計画の運用にあたっては、藤野町の地域性などを尊重する。	34
21	社会福祉基金運用事業補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	35
22	社会福祉基金積立金	合併時に相模原市の制度に統合する。	36
23	福祉機器展示室運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	37
24	人命救助者等見舞金	合併時に相模原市の制度に統合する。	38
25	在宅福祉サービス供給事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	39
26	ねたきり高齢者等おむつ支給事業	合併後3年を目途に相模原市の制度に統合する。	41
27	低所得者等援護事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	42
28	災害援護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	44
29	行事等災害見舞金	合併時に相模原市の制度に統合する。	48

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
30	ボランティア活動指導者等災害保障保険料	合併時に相模原市の制度に統合する。	49
31	慰霊塔の維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	50
32	慰霊祭開催事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	51
33	戦争犠牲者援護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、補助金額については、合併後新市において検討する。	52
34	行旅病人・死亡人の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、納骨場所については、合併後新市において検討する。	53
35	各種社会福祉団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、補助金額については、合併後新市において検討する。	54
36	防災ボランティア推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	55
37	生活保護施設運営費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	56
38	生活保護法に規定する医療機関及び介護機関の指定、指導及び施術機関の登録	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	57
39	生活保護法に規定する保護施設等	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	58
40	市民福社会館の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	59
41	法外援護事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	60
42	保健福祉総合相談事業	合併後3年を目途に段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、保健福祉総合相談システムの設置や保健福祉総合相談窓口のあり方も併せて検討する。	61
43	基幹型在宅介護支援センター運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、保健福祉圏域のあり方や在宅介護支援センター運営協議会委員の見直しも併せて検討する。	62

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 4	保健及び福祉に係る相談並びにサービスの決定(福祉事務所の主管に属するものを除く)	現行のまま新市に引き継ぐ。	6 3
4 5	保健福祉サービス調整機構の運営	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 4
4 6	重度障害者医療費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	6 5
4 7	障害者歯科診療事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	6 6
4 8	ひとり親家庭等医療費助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	6 8
4 9	老人保健医療給付費	現行のまま新市に引き継ぐ。	6 9
5 0	老人保健医療審査支払手数料	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 1
5 1	高齢者入所判定委員会運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 3
5 2	高齢者保健福祉計画推進事業	合併時に新市において検討する。	7 4
5 3	高齢者大学運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 5
5 4	生きがい農園運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 6
5 5	高齢者交流事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、平成 1 7 年度中に事業のあり方について検討する。	7 7
5 6	シルバー人材センター育成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 8
5 7	老人クラブ補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 9
5 8	老人いこいの家の維持管理	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 0

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
59	福祉施策紹介冊子作成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	81
60	敬老会開催事業	合併後速やかに新市において検討する。	82
61	敬老訪問事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	83
62	敬老祝金等支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、敬老訪問事業との統合や事業見直しについては、合併後新市において検討する。	84
63	高齢者能力活用施設運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	85
64	れんげの里あらいその管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	86
65	給食サービス事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	87
66	ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、移送サービス事業のあり方については、合併後新市において検討する。	88
67	寝具消毒乾燥事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	89
68	家事援助事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	90
69	住宅改修相談事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、相談員の配置場所については、合併後新市において検討する。	91
70	ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	92
71	生きがいデイサービス事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	93
72	緊急一時入所事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	95
73	徘徊高齢者家族支援サービス助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	96

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
74	家族介護慰労金支給事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	97
75	生活援助員派遣事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	99
76	成年後見制度利用支援事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	100
77	高齢者住宅設備改善費助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	101
78	緊急通報システム運営事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	102
79	慰問品支給事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、事業内容については、合併後新市において見直しを行う。	103
80	日常生活用具給付事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	104
81	はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、事業内容については、合併後新市において見直しを行う。	105
82	老人ホーム入所措置事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	106
83	在日外国人高齢者等福祉給付金支給事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	107
84	特別養護老人ホーム等建設費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	108
85	軽費老人ホーム事務費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	109
86	高齢者福祉施設運営費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	110
87	施設入所高齢者福祉給付金支給事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	111
88	老人福祉センターの管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	112

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
89	介護老人保健施設建設費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	113
90	市立高齢者デイサービスセンター等の管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	114
91	介護予防事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	115
92	電話貸与事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	117
93	電話訪問サービス事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、相模原市では、本事業を平成17年度から在宅介護支援センター事業の中へ統合する方向のため、合併後は同事業の一環として実施する。	118
94	特別養護老人ホーム等建設費借入償還金補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	119
95	介護老人保健施設建設費借入償還金補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	120
96	高齢者・障害者虐待防止体制	合併時に相模原市の制度を適用する。	121
97	生きがい対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	122
98	社会福祉審議会児童福祉専門分科会	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	126
99	婦人保護事業	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、相談員の人数及び任用（公募）手続きや配置場所（事務所）については、支所の設置構想等との庁内調整が必要となる。	127
100	幼児養育費の助成	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、平成17年度中に事業のあり方について検討する。	128
101	児童手当・特例給付事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	129
102	助産施設母子生活支援施設入所委託事業	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	130

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
103	(仮称)子どもの権利条例制定事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	131
104	次世代育成支援行動計画進行管理事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、相模原市の計画を基本とし、藤野町の計画との整合を図る。	132
105	ファミリー・サポート・センター推進事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	133
106	児童扶養手当の認定及び支給事務	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、認定及び支給事務については、一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	135
107	母子寡婦自立支援計画策定事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	136
108	母子・父子家庭等援護事業	母子・父子家庭等福祉手当については、合併時に相模原市の制度を適用する。 母子・父子家庭等高校進学・就職支度金については、合併時に相模原市の制度を適用する。 母子福祉資金等利子補給については、合併時に相模原市の制度を適用する。 相模原市母子寡婦福祉協議会補助金については、合併時に相模原市の制度を適用する。	137
109	母子相談事業	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、相談員の人数及び任用（公募）手続きや配置場所（事務所）については、支所の設置構想等との庁内調整が必要となる。	138
110	母子家庭等自立支援事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	139
111	母子家庭等日常生活支援事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	141
112	ひとり親家庭生活支援事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	142
113	母子家庭等厚生活動事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	143

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 1 4	母親クラブ育成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 4 4
1 1 5	母子福祉資金貸付事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 5
1 1 6	特別児童扶養手当の調整事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 6
1 1 7	ひとり親家庭等証明書等発行事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 7
1 1 8	子育て広場事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 4 8
1 1 9	家庭児童相談事業	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、相談員の人数及び任用（公募）手続きや配置場所（事務所）については、支所の設置構想等との庁内調整が必要となる。	1 4 9
1 2 0	児童虐待防止事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、協議会委員などの選出、育児支援教室の会場や開催回数などについては、調整が必要である。	1 5 0
1 2 1	育児支援家庭訪問事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 5 2
1 2 2	児童遊園維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 5 3
1 2 3	子どもの広場助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 5 4
1 2 4	児童館管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 5 5
1 2 5	児童クラブ管理運営事業	合併後 3 年以内に相模原市の制度に統合する。	1 5 6
1 2 6	民間児童クラブ運営費補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 5 8
1 2 7	児童クラブ整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、児童クラブの設置基準については、合併後新市において検討する。	1 5 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
128	こどもセンター管理運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	160
129	こどもセンター建設事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	162
130	保育料	合併時に相模原市の制度に統合する。	163
131	公立保育所の管理運営	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	164
132	認定保育室補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	165
133	コミュニティ保育推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	166
134	児童福祉関係団体補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	167
135	入所児童災害見舞金	合併時に相模原市の制度を適用する。	168
136	民間保育所入所児童保育委託	合併時に相模原市の制度に統合する。	169
137	民間保育所助成費	合併時に相模原市の制度を適用する。	170
138	保育所施設整備事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度を適用する。	172
139	公立保育所民営化推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、公立保育園の運営のあり方については、合併後新市において検討する。	173
140	保育所の設置認可等	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	174
141	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・審査部会	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	175
142	社会福祉協議会補助金（障害者・高齢者財産安全管理センター運営費）	合併時に相模原市の制度を適用する。	176

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
143	福祉バス提供事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	178
144	障害者福祉団体補助金	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	179
145	支援費制度経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	180
146	障害福祉相談員設置事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	181
147	身体障害者福祉バス(あじさい号)運行事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 ただし、対象者は、市制度を基本とするが、藤野町で対象としている内部障害者等の取扱いについては、合併後3年を目途に新市において検討する。 なお、高齢者は、高齢者福祉で別途調整する。	182
148	障害児者入浴サービス事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 ただし、委託先については、地域性なども踏まえ、合併後3年を目途に調整する。 なお、高齢者については、高齢者福祉で別途調整する。	183
149	重症心身障害児者通園事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	184
150	手話・要約筆記通訳者養成・派遣事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	185
151	身体障害者スポーツ・レクリエーション等事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	187
152	身体障害児者支援費事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	188
153	身体障害児者補装具・日常生活用具給付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、平成17年度中に事業のあり方について検討する。	190
154	更生医療給付事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、平成17年度中に事業のあり方について検討する。	192

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
155	障害者手帳交付診断料 助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	193
156	住宅設備改善費助成事 業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	194
157	自動車運転訓練費助成 事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	195
158	自動車改造費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	196
159	自動車燃料費助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	197
160	障害児者宿泊費助成事 業	合併時に相模原市の制度を適用する。	198
161	更生訓練費等支給事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	199
162	特別障害者等福祉手当 支給事業	一般市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	200
163	在日外国人障害者等福 祉給付金支給事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	201
164	身体障害者ケア付住宅 設置運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	202
165	身体障害者ケア付住宅 家賃助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	203
166	重症心身障害児施設建 設資金借入償還金補助 事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	204
167	民営鉄道駅舎垂直移動 施設整備事業補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	205
168	身体障害者手帳交付事 務	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	206
169	在宅障害者家庭内作業 指導運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	207

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
170	障害者地域作業所運営事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、藤野町の地域作業所内のサポートスペースの位置付けも併せて検討する。	208
171	障害者小規模通所授産施設運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	210
172	障害者地域活動センター設置運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	211
173	精神障害者地域生活支援センター運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	212
174	知的障害者スポーツ・レクリエーション等事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	213
175	知的障害児者支援費事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	214
176	生活ホーム等設置運営事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	216
177	生活ホーム等家賃助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	217
178	更生施設等通園・通所者交通費助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	218
179	施設入所医療費等経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	219
180	健康診断料助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	220
181	障害者福祉的就労協力事業所奨励事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	221
182	障害者地域作業所等健康診断事業補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	222
183	障害者一時ケア事業補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	223
184	障害福祉施設運営費補助金	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	224

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
185	知的障害者援護施設建設資金借入償還金補助事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	225
186	社会福祉事業団経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	226
187	障害児検討委員会運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	227
188	障害者福祉計画	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、藤野町の計画の内容、期間、指標の設定等を考慮し、新市全域を対象とする計画を策定する。それまでの間は、現行の計画を地域別計画とする。	228
189	身体障害者福祉法に規定する売店設置に係る協議等	現行のまま新市に引き継ぐ。	229
190	指定居宅支援事業者、指定施設等の指定	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	230
191	障害者支援センターの管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	231
192	けやき体育館の管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	232
193	市立身体障害者デイサービスセンターの管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	233
194	進行性筋萎縮症療養給付	合併時に相模原市の制度を適用する。	234
195	障害者地域作業所指導監査	合併時に相模原市の制度を適用する。	235
196	老人福祉法に規定する福祉の措置	現行のまま新市に引き継ぐ。	236
197	児童福祉法に規定する福祉の措置及び保育の実施	合併時に相模原市の制度に統合する。	237
198	母子及び寡婦福祉法に規定する福祉の措置	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	238

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
199	身体障害者福祉法に規定する福祉の措置	現行のまま新市に引き継ぐ。	239
200	知的障害者福祉法に規定する福祉の措置	現行のまま新市に引き継ぐ。	241
201	生活保護法に規定する保護の決定、実施その他生活保護法の施行に関する事務	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	242
202	婦人保護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	243
203	老人福祉施設入所者費用の決定	現行のまま新市に引き継ぐ。	244
204	児童福祉施設入所者費用の決定	合併時に相模原市の制度に統合する。	245
205	障害者に対する居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給決定	現行のまま新市に引き継ぐ。	246
206	身体障害者更生援護施設入所者費用の決定	現行のまま新市に引き継ぐ。	247
207	知的障害者援護施設入所者費用の決定	現行のまま新市に引き継ぐ。	248
208	特別児童扶養手当の認定請求事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	249
209	障害児福祉手当、特別障害者手当等の決定	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	250
210	重度心身障害者等福祉手当の決定	合併時に相模原市の制度を適用する。	251
211	高齢者に対する在宅福祉サービス(保健福祉総合相談課及び高齢者福祉課の主管に属するものを除く)の決定	合併時に相模原市の制度に統合する。	252

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
2 1 2	障害者に対する在宅福祉サービス(保健福祉総合相談課及び障害福祉課の主管に属するものを除く)の決定	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 3
2 1 3	母子・父子相談、女性相談、家庭児童相談その他福祉相談事業	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 5
2 1 4	陽光園管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、第一陽光園、第二陽光園及び第三陽光園については、現行のまま新市に引き継ぐ。	2 5 6

市民部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	地域市民まつり助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、藤野町については、合併後に対象となる地域規模等の交付基準の見直しを行い事業を推進する。	258
2	ふれあい広場事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、藤野町への設置については、合併後に設置基準の見直しを行い設置を進める。	259
3	防災資機材整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	260
4	出張所維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	261
5	市民健康文化センターの管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	262
6	斎場の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	264
7	地域センター管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	265
8	相談事業（市民相談）	合併後3年を目途に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、藤野町で相談需要の測定を行い、相談場所、相談日、相談体制を確定する。	268
9	相談事業（法律相談）	合併後3年を目途に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、藤野町で相談需要の測定を行い、開催回数、委託先の見直しを行う。	269
10	相談事業（特設相談）	合併後3年を目途に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、藤野町で相談需要の測定を行い、相談項目の見直しを行う。	270
11	人権擁護委員	合併により相模原市人権擁護委員会及び藤野町にある連絡会は、相模原人権擁護委員協議会と近似した組織になるため、合併時に廃止する。	272
12	行政相談委員	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、藤野町の行政相談委員は、相模原市行政相談委員連絡会に合流する。	273

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 3	戸籍住民課連絡所維持 管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 7 4
1 4	日直代行員経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7 5
1 5	住居表示整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 7 6
1 6	戸籍、住民基本台帳及び 印鑑登録事務(統計、総 括及び指導を含む)	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7 7
1 7	外国人登録事務	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、原票管理は本庁での一元管理とし、 藤野町で取扱う各種申請については、現行 のサービス水準を維持する方向で調整す る。	2 7 8
1 8	住民基本台帳カードの 発行	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7 9
1 9	公的個人認証事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 0
2 0	埋火葬許可及び改葬許 可並びに斎場火葬炉使 用承認事務(身体の一部 に係るものを除く)	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8 1
2 1	死体解剖保存法第 13 条 に規定する死体交付証 明書の交付	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8 2
2 2	相続税法第 58 条に規定 する通知事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8 3
2 3	破産者、禁治産者、準禁 治産者、成年被後見人及 び犯罪人名簿に関する 事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8 4
2 4	公職選挙法第 11 条第 3 項及び第 29 条第 1 項に 規定する通知事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8 5
2 5	人口動態調査	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8 6
2 6	住民実態調査	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 8 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
27	自動車臨時運行許可	現行のまま新市に引き継ぐ。	288
28	自衛官募集	合併時に相模原市の制度に統合する。	289
29	児童手当に係る認定請求書等の受理	合併時に相模原市の制度に統合する。	290
30	国民年金に係る資格取得届書等の受理	現行のまま新市に引き継ぐ。	291
31	介護保険に係る資格者証の作成交付及び認定申請書等の受付	現行のまま新市に引き継ぐ。	292
32	国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付	現行のまま新市に引き継ぐ。	293
33	妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付	合併時に相模原市の制度に統合する。	294
34	し尿の処理に係る届出書の受付	合併時に相模原市の制度に統合する。	295
35	学齢児童及び生徒に係る入学期日の通知及び就学すべき学校の指定	合併時に相模原市の制度に統合する。	296
36	証明書自動交付機システム維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、藤野町への設置については、新市において検討する。	297
37	住民基本台帳ネットワークシステム維持管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	298
38	住民基本台帳事務オペレーション委託業務	合併時に相模原市の制度を適用する。	299
39	相模原市民証交付業務	合併時に廃止の方向で調整する。	300
40	国民年金事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	301

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 1	防犯活動等推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0 2
4 2	連合防犯協会補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 3
4 3	交通安全思想普及啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 4
4 4	交通安全教室事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、事業実施にあたっては、現行の交通安全指導員数で行う。	3 0 5
4 5	鹿沼児童交通公園管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0 6
4 6	交通安全団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 7
4 7	交通指導隊事業	合併後、3年以内に廃止の方向で調整する。 なお、当制度が交通安全に果たしてきた役割、また、その歴史等から、直ちに廃止することは困難であるため、合併後、3年間で交通安全協会の交通安全指導員制度に移行する。	3 0 8
4 8	安全・安心まちづくり推進協議会補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0 9
4 9	消費者啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1 0
5 0	消費者保護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1 1
5 1	消費生活推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1 2
5 2	計量検査等事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1 3
5 3	家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に規定する表示監視	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 4

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
5 4	窓口業務の取扱い	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 5
5 5	出張所の維持管理及び 秩序保持	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 7

経済部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	産業振興ビジョン推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、「さがみはら産業振興ビジョン」等については、合併後新市において見直しを行う。	318
2	相模原商工会議所補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	319
3	工業団体育成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	320
4	優良従業員等表彰事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	321
5	新事業創出促進事業(産業振興課分)	合併時に相模原市の制度を適用する。	322
6	青年起業家育成基金積立金	合併時に相模原市の制度を適用する。	324
7	情報集積促進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	325
8	工業集積促進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	326
9	中小企業国際活動支援事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	327
10	中小企業経営安定対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	328
11	中小企業景気対策事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	330
12	相模原市産業振興財団補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	331
13	産業会館の管理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。	332
14	事業協同組合等の設立認可等	現行のまま新市に引き継ぐ。	333
15	工業地域等における住宅開発の指導	合併時に相模原市の制度を適用する。	334

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
16	工業立地法に規定する届出、勧告等	現行のまま新市に引き継ぐ。	335
17	中小企業経営革新支援事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	336
18	商業地形成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	337
19	中心市街地活性化事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	338
20	商店街振興支援事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	339
21	商店街活性化事業補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	340
22	商業実態調査事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	341
23	買物公園道路維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	342
24	商業団体育成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	343
25	新事業創出促進事業(商業観光課分)	合併時に相模原市の制度を適用する。	344
26	市民まつり開催事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、藤野町のまつりは「相模原市観光振興計画」に基づき位置付けを行う。	345
27	観光宣伝事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	346
28	キャンプ場管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	347
29	観光事業補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、藤野町の観光事業は「相模原市観光振興計画」に基づき位置付けを行う。	349
30	地域活性化イベント事業補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、藤野町のイベントは「相模原市観光振興計画」に基づき位置付けを行う。	351

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
3 1	市観光協会補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 3
3 2	相模の大仏センター経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 4
3 3	たてしな自然の村管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 5
3 4	相模川自然の村管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 6
3 5	観光施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 7
3 6	東海・首都圏自然歩道管理受託事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 5 8
3 7	交流の里づくり事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 6 4
3 8	自然公園法に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7 0
3 9	フィルムコミッション事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併時までに新市全体の制度のあり方を検討する。	3 7 1
4 0	温泉管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7 2
4 1	雇用促進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 7 3
4 2	緊急雇用対策推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 7 4
4 3	技能功労者表彰事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 7 5
4 4	勤労者福祉事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 7 6
4 5	勤労者総合福祉センター管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 6	各種労働関係団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 7 8
4 7	中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 7 9
4 8	無料職業紹介事業	現行のまま新市に引き継ぐ	3 8 0
4 9	伝統技能チャレンジャー事業	現行のまま新市に引き継ぐ	3 8 1
5 0	経営・生産対策推進会議	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、基本構想及び認定農業者の認定基準については、合併後速やかに統合する。	3 8 2
5 1	営農センター助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、事業内容については、合併後新市において見直しを行う。	3 8 3
5 2	認定農業者育成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 8 4
5 3	米の数量調整実施事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、水田農業ビジョンについては、合併後新市において速やかに見直しを行う。	3 8 5
5 4	環境保全型農業導入支援事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 8 6
5 5	農産物振興対策事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 8 7
5 6	営農対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、有害鳥獣対策事業については、町の実施状況を踏まえ、合併後速やかに統合する。 【藤野園芸ランド運営協議会】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、合併後の新市において同協議会と調整等を図る。	3 8 9
5 7	農業後継者・担い手確保対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 9 1
5 8	地場農産物ブランド化促進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、ブランド名称等については、合併後新市において検討する。	3 9 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
59	農産物流通対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、新市において出荷等の実態調査を行う。	393
60	都市農業ふれあい事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	394
61	市民農園整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	395
62	(株)神奈川食肉センター 食肉流通施設整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	396
63	農道等維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、台帳等の整備については、合併後速やかに統合する。	397
64	農道・用水路等整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	398
65	農道等調査測量設計委託事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	399
66	各種農業団体補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	400
67	農業振興地域整備計画	合併後速やかに新たな計画を策定する。	401
68	生産緑地に係る営農指導	現行のまま新市に引き継ぐ。	402
69	農産物の生産、経営技術等の指導事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	403
70	農産・園芸団体の指導及び連絡事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	404
71	水田農業推進協議会事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	405
72	農作物の病虫害防除	現行のまま新市に引き継ぐ。	406
73	土地改良事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	407

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
74	漁業及び林業	現行のまま新市に引き継ぐ。	408
75	家畜の防疫	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	410
76	農業者年金基金法	合併時に相模原市の制度に統合する。	411
77	荒廃農地対策等活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	412
78	林道整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後管理区分の明確化及び管理台帳の調製を実施する。	413
79	農とみどりの整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	415
80	共進会に関すること	合併後3年以内に段階的に相模原市の制度に統合する。	416
81	有害鳥獣対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、事業内容については、合併後速やかに統合する。	417
82	相模原市森林整備計画	合併後速やかに新市全体を対象とする計画を策定する。	418
83	神奈川県地域森林計画対象森林における届出事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	419
84	松くい虫の防除	合併時に相模原市の制度を適用する。	420
85	自然保護奨励金の委託事務に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	421
86	林地開発に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	422
87	岩石採取に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	423
88	治山・治水事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	424

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
89	保安林に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。	425
90	水源の森林づくり事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	426
91	農村環境改善センター (農村総合整備モデル 事業)	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、今後の利用方法を含めて合併後の 新市において検討する。	428
92	ふじの里山くらぶ	現行のまま新市に引き継ぐ。	429
93	藤野町営産業施設の管 理運営	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、今後の利用方法を含めて合併後の 新市において検討する。	430
94	新都市農業推進事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用す る。	432

環境保全部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊3 ページ
1	環境審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1
2	自然環境観察員事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2
3	自然エネルギー等利用 設備補助事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	4
4	環境保全啓発事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5
5	環境月間事業開催経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	6
6	環境基本計画	合併後速やかに新市において新たな環境 基本計画の策定に着手する。	7
7	環境基本法に規定する 公害防止計画	現行のまま新市に引き継ぐ。	9
8	環境影響評価事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	10
9	相模原市特殊建築物等 設置に伴う環境保全に 係る指導指針	合併時に相模原市の制度を適用する。	13
10	相模原の環境をよくする 会負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。	14
11	桂川・相模川流域協議会 負担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	15
12	環境管理システム推進 事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	16
13	新エネルギー導入促進 事業	「藤野町地域新エネルギービジョン」は 現行のまま新市に引き継ぎ、新市において 新たな環境基本計画を策定する際に内容を 反映させる。	19
14	環境指導啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	20
15	環境監視測定事業	中核市事務により、合併時に相模原市の 制度に統合する。	21

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
16	常時監視測定局管理運営事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	23
17	環境監視情報システム管理事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	24
18	環境検査センター管理運営事業	平成18年4月に衛生検査施設（保健所所管）に統合されるため、合併時に廃止する。	25
19	公害監視設備整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	26
20	合併処理浄化槽設置補助事業	合併後5年以内に事業見直しを含め相模原市の制度に統合する。	27
21	低公害自動車普及促進事業	新市において検討する。	28
22	大気汚染、水質の汚濁、悪臭、土壌の汚染、騒音及び振動に係る規制及び指導事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	29
23	大気汚染等に係る苦情の処理	合併時に相模原市の制度に統合する。	30
24	土砂等による盛土及び土地の埋立て並びに切土の規制事務	合併後3年以内に事業見直しを含め相模原市の制度に統合する。	31
25	浄化槽の設置届出等に関する事務	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	32
26	浄化槽保守点検業者の登録	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	33
27	環境保全に関する条例に基づく事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	35
28	緑地保全活用事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	37
29	(財)相模原市みどりの協会補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	38
30	緑地等維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	39

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
3 1	緑地等整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 0
3 2	緑地保全用地購入事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 1
3 3	相模川等保全活用事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 2
3 4	みどりの基本計画及び相模川計画	合併後速やかに新市において新たな計画の策定に着手する。	4 3
3 5	みどりのまちづくり基金及び緑地保全基金の運用管理	合併時に相模原市の制度を適用する。	4 4
3 6	首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 5
3 7	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 6
3 8	相模原市相模川ふれあい科学館の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	4 7
3 9	生垣設置費補助事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	5 0
4 0	公園の管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 2
4 1	霊園管理運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	5 3
4 2	公園整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	5 4
4 3	霊園整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	5 5
4 4	公園用地購入事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	5 6

都市部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1	都市計画審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	57
2	区域区分界等調査測量事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	58
3	市民参加型まちづくり推進事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	59
4	都市計画提案制度推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	60
5	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築の許可及び指導	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	61
6	都市防災に係る基盤整備計画	合併後3年以内に新市において策定する。	62
7	生産緑地地区内の建築行為等の許可	合併時に相模原市の制度を適用する。 ただし、藤野町の区域が合併後、首都圏近郊整備地帯に含まれない場合は、生産緑地制度が適用されないため、生産緑地地区内の建築行為等の許可は発生しない。	63
8	鉄道対策事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 ただし、中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会については、現行のまま新市に引き継ぐ。	64
9	新しい交通システム検討事業	合併後5年を目途に新市において検討する。 なお、検討にあたっては、総合都市交通計画と整合を図る。	66
10	駅舎自由通路等維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	67
11	交通バリアフリー基本構想推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	68
12	都市計画法に規定する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整	合併時に相模原市の制度に統合する。	69

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1 3	開発審査会経費	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	7 0
1 4	都市計画法に規定する開発行為及び建築等の制限の許可、証明及び承認	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	7 1
1 5	開発行為等の違反防止	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	7 2
1 6	地域整備推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 3
1 7	駅周辺施設維持管理事業	合併時に新市において検討する。	7 4
1 8	安全で快適な歩行者空間創出事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 5
1 9	市街地整備基金積立金	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 6
2 0	アドバイザー派遣事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 7
2 1	優良建築物等整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	7 8
2 2	土地区画整理事業	合併時に新市において検討する。	7 9
2 3	市街地開発・再開発事業 (補助事業を含む)	合併時に相模原市の制度を適用する。	8 0
2 4	個人施行及び組合施行の土地区画整理事業に係る促進、指導及び許可等	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	8 1
2 5	土地区画整理法第 76 条に規定する土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の許可	合併時に相模原市の制度を適用する。	8 2
2 6	都市計画法第 53 条に規定する土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の許可	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	8 3

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
27	土地区画整理組合が行った土地区画整理法に基づく処分に係る審査請求	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	84
28	市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可	一般市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	85
29	民間自動車駐車場整備促進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	86
30	自転車整理指導事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	87
31	自転車駐車場管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	88
32	民間自転車駐車場助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	89
33	自転車駐車場整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	90
34	自動車駐車場管理運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	91
35	駐車場整備地区における駐車場整備計画	合併時に相模原市の制度を適用する。	92
36	路外駐車場の設置等の届出	現行のまま新市に引き継ぐ。	93
37	相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	94

土木部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊3 ページ
1	相模原市みちの協会補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	95
2	道路交通量調査委託	合併時に相模原市の制度を適用する。 なお、適用にあたっては、道路交通量調査については、5年毎に行っており、次回は平成21年度に予定しているため、藤野町の必要箇所を検討し、実施する。	96
3	土木工事積算事務電算処理経費	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	97
4	災害時仮設トイレ用移動型人孔蓋整備事業	平成17年度で事業終了のため、合併時まで廃止する。	98
5	開発行為(開発行為に準ずるものを含む)における道路及び下水道に係る協議、指導及び検査	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、整備すべき道路等の基準に若干の差異が見受けられるため、これらは都市部会が所管する「開発行為等指導事務」で新市において検討する。	99
6	公共工事に伴う発生残材の有効利用の推進	現行のまま新市に引き継ぐ。	100
7	公共建設発生土の処理処分対策	現行のまま新市に引き継ぐ。	101
8	路線再編成基準に基づく路線の編成	現行のまま新市に引き継ぐ。	102
9	道路情報管理システム業務委託	合併後5年間で段階的に相模原市の制度を適用する。	103
10	首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路)の整備促進	合併時に相模原市の制度に統合する。	104
11	広域幹線道路整備構想の推進の要請	現行のまま新市に引き継ぐ。	105
12	国県道の整備促進	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、市町が単独で加入している協議会等については、現行のまま新市に引き継ぐ。	106
13	公共工事安全点検パトロール経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	108

番号	事務事業名	調整方針	別冊3 ページ
14	路上違反広告物撤去事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	109
15	道路認定路線網図作成委託	合併時に相模原市の制度に統合する。	110
16	道路境界整備事業	合併後5年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	111
17	国有財産取得事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	112
18	道路境界確定事業	合併後5年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	113
19	廃道路敷等測量委託	合併時に相模原市の制度を適用する。	114
20	路上放置自動車等撤去委託	合併時に相模原市の制度を適用する。	115
21	道路の認定、区域決定、供用開始等	合併時に相模原市の制度に統合する。	116
22	廃道路敷の処分	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	117
23	未登記道路の取得	現行のまま新市に引き継ぐ。	118
24	道路の通行禁止及び車両制限	現行のまま新市に引き継ぐ。	119
25	都市基準点の管理	合併後5年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	120
26	道路台帳の整備、保管及び閲覧	合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。	121
27	道路に係る不服申立て、訴訟等	合併時に相模原市の制度に統合する。	122
28	道路の占用許可	合併時に相模原市の制度に統合する。	123

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
29	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認、監督、検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	124
30	道路改良事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、道路整備計画を合併後速やかに策定する必要がある。	125
31	踏切改良関連事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	126
32	都市計画道路事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、道路整備計画を合併後速やかに策定する必要がある。	127
33	駅前等交通広場の整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、道路整備計画を合併後速やかに策定する必要がある。	128
34	魅力あるみちづくり事業等	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、道路整備計画を合併後速やかに策定する必要がある。	129
35	道路の用地取得に係る残地の管理及び処分	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	130
36	道路用地維持管理費	合併時に相模原市の制度を適用する。	131
37	道路点検パトロール経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	132
38	道路維持補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、生活道路の除雪については、合併時までには検討する。	133
39	街路樹維持管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、シルバー人材センター及び相模原市みちの協会との調整が必要になる。	134
40	交通安全施設整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	135
41	交通安全施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	136
42	狭あい道路拡幅整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	137

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
4 3	私道路整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 3 8
4 4	橋りょう維持補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 3 9
4 5	寄附道路整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 0
4 6	歩道整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、歩道整備計画については、合併後速やかに策定する必要がある。	1 4 1
4 7	交通バリアフリー道路特定事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4 2
4 8	河川維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 3
4 9	河川安全施設整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 4
5 0	水位観測施設管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4 5
5 1	水路維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 4 6
5 2	河川改修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、合併後に雨水対策における整備方針（公共下水道（雨水） 河川等）を定める必要がある。	1 4 7
5 3	河川に係る整備計画の策定、認可及び変更	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 4 8
5 4	廃水路敷の処分	合併後 3 年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	1 4 9
5 5	河川及び水路の指定	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5 0
5 6	河川・湖に係る急傾斜地の崩壊防止	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 5 1

管理部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊3 ページ
1	教育委員会運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	152
2	日直代行員等経費	日直代行員制度については、合併後5年間で段階的に相模原市の制度を適用する。 学校管理業務については、合併後5年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	153
3	職員の研修	合併時に相模原市の制度に統合する。	154
4	構造改革特別区域計画 (名倉小)	現行のまま新市に引き継ぐ。	155
5	廃校利用	現行のまま新市に引き継ぐ。	156
6	私立幼稚園教育振興補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	157
7	私立幼稚園運営助成事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	158
8	私立幼稚園障害児教育助成金	合併時に相模原市の制度を適用する。	159
9	奨学金貸付金	合併時に相模原市の制度を適用する。	160
10	奨学基金積立金	合併時に相模原市の制度を適用する。	161
11	中学校課外活動助成金	合併時に相模原市の制度に統合する。	162
12	各種教育研究団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	163
13	各種教育研究大会等分担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	164
14	児童生徒指導対策助成金	合併時に相模原市の制度に統合する。	165
15	進路指導対策助成金	合併時に相模原市の制度を適用する。	166

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1 6	学童及び生徒の通学安全事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後 5 年間で新市において事業内容の検討を行う。	1 6 7
1 7	小・中学校維持管理補修費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 6 8
1 8	小・中学校運営費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 2
1 9	小・中学校教材等整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 4
2 0	小・中学校教科書等購入費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 7
2 1	校外活動助成費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 8
2 2	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 0
2 3	障害児学級児童生徒就学奨励費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 2
2 4	児童及び生徒の就学	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 3
2 5	学級編制	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 4
2 6	通学区域	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 5
2 7	学校規模の適正化	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 6
2 8	義務教育事務委託事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 7
2 9	コミュニティバス・スクールバス運行事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後 5 年間で新市において事業内容の検討を行う。	1 8 8
3 0	町立小学校統合	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
3 1	学校医等公務災害補償費	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 9 0
3 2	児童生徒災害見舞金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 1
3 3	各種教育研究団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 2
3 4	給食センター施設管理運営事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 9 3
3 5	学校医等報酬	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 4
3 6	児童・生徒健康診断事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 5
3 7	学校歯科保健事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1 9 6
3 8	学校環境衛生経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 7
3 9	保健室管理運営費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 8
4 0	児童・生徒災害共済負担金等経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 9
4 1	ランチルーム整備事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 0 0
4 2	学校給食施設・設備整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 1
4 3	小・中学校維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 2
4 4	小・中学校屋内運動場改修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 3
4 5	小・中学校校舎耐震補強事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 4

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
4 6	小・中学校校舎等整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 5
4 7	小・中学校環境対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 6

学校教育部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊3 ページ
1	教職員研修事業	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	207
2	学校教育研究事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	208
3	児童生徒指導推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	209
4	障害児教育推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	210
5	水泳授業指導協力者派遣事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	211
6	部活動技術指導者派遣事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	212
7	図書整理員経費	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、図書整理員の配置については、巡回派遣、ボランティア対応等配置方法の調整を行う。	213
8	学校情報教育推進事業	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、機器の設置・整備の進捗状況が異なっているため、設置・整備の開始時期や内容については十分に検討する。	214
9	障害児学級設備整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	215
10	教育課程推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	216
11	地域教育力活用事業	合併後3年以内に相模原市の制度に統合する。	217
12	学校評議員事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	218
13	外国人英語指導助手小中学校派遣事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	219

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1 4	国際交流教育支援事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2 0
1 5	海外帰国及び外国人児童生徒教育支援事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	2 2 1
1 6	福祉教育推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2 2
1 7	さがみ風っ子文化祭事業	合併後 3 年以内に相模原市の制度に統合する。	2 2 3
1 8	人権教育事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 4
1 9	各種相談・指導・訪問事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 5
2 0	教科用図書採択事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 7
2 1	学生ボランティア制度	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 2 8
2 2	障害児就学指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 2 9
2 3	介助員（臨時的任用職員）派遣事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 0
2 4	少人数指導等支援事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 3 1
2 5	教職員互助団体補助	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 2
2 6	教職員表彰事務（市表彰）	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 3
2 7	教職員健康診断	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 4
2 8	教職員の任免その他の人事の内申	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
29	教職員の昇給、昇格、特別昇給等給与の内申	合併時に相模原市の制度に統合する。	236
30	教職員の服務監督	合併時に相模原市の制度に統合する。	237
31	教職員定数の内申	合併時に相模原市の制度に統合する。	238
32	教職員褒賞・表彰事務 (国・県表彰)	合併時に相模原市の制度に統合する。	239
33	教職員の公務(通勤)災害	合併時に相模原市の制度に統合する。	240
34	教職員組合に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	241
35	市費負担による非常勤講師の任用	合併時に相模原市の制度を適用する。	242
36	教職員互助団体に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	243
37	教職員衛生管理	合併時に相模原市の制度を適用する。	244
38	教職員被服貸与	合併時に相模原市の制度を適用する。	245
39	野外体験教室活動事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	246
40	野外体験教室管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	247
41	青少年・教育相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	248
42	ヤングテレホン事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	249
43	青少年街頭指導・相談事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	250

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
4 4	青少年相談員経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 5 1
4 5	青少年相談センター運営協議会経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 5 2
4 6	教育相談研究員経費	平成 1 7 年度で事業終了のため、合併時までに廃止する。	2 5 3
4 7	適応指導教室事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 4
4 8	施設維持管理補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 5 5

生涯学習部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
1	社会教育委員経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 6
2	生涯学習ルーム運営費 (小中学校余裕教室)	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 5 7
3	社会教育関係団体事務 室利用者協議会補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 5 8
4	人権教育事業	合併後 3 年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を尊重 する。	2 5 9
5	美術品等収集事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	2 6 0
6	J R 相模原駅ビル公 共施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 6 1
7	家庭教育啓発事業	合併後 3 年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を尊重 する。	2 6 2
8	市民文化祭経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 6 3
9	音楽等振興事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 6 4
1 0	相模原市民ギャラリー 運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 6 6
1 1	公民館館長等経費	合併後 3 年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を尊重 する。	2 6 7
1 2	公民館運営協議会等経 費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 8
1 3	公民館非常勤職員等経 費	合併後 3 年間で段階的に相模原市の制度 に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を尊重 する。	2 6 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
14	公民館活動事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	271
15	公民館施設維持管理補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	272
16	彫刻のあるまちづくり事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	273
17	P T A 育成費	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。	276
18	地域婦人団体育成費	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。	277
19	女性グループ育成費	現行のまま新市に引き継ぐ。	278
20	文化団体育成費	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。	279
21	音楽関係団体等補助金	現行のまま新市に引き継ぐ。	280
22	生涯学習推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	281
23	藤野町ふるさと芸術村メッセージ事業（アート・スフィア）	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、事業規模、事業内容等については、新市において検討する。	283
24	文化財保護審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	284
25	文化財普及事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	285
26	スポーツ振興審議会経費	合併時に相模原市の制度を適用する。	287
27	体育指導委員活動推進事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域住民の意向や地域性を尊重する。	288

番号	事務事業名	調整方針	別冊3 ページ
28	スポーツ振興に関する事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	289
29	各種体育大会等実施事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を尊重する。	290
30	(財)相模原市体育協会補助金	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。	292
31	スポーツ大会等開催・誘致奨励補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	294
32	スポーツ施設管理事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	295
33	スポーツ施設の整備	現行のまま新市に引き継ぐ。	296
34	学校施設開放事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、料金、減免措置については、合併後新市において検討する。	297
35	青少年問題協議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	300
36	青少年健全育成環境づくり事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	301
37	青少年指導員活動推進事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域住民の意向や地域性を尊重する。	303
38	青少年関係団体補助金	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、過去の経緯や地域性、団体の意向を尊重する。	304
39	青少年学習センター施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	305
40	青年海外派遣基金の運用管理	合併時に相模原市の制度を適用する。	306

番号	事務事業名	調整方針	別冊3 ページ
4 1	青少年学習センター活動自主事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0 7
4 2	青少年学習センター活動団体委託事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 0 8
4 3	総合学習センター施設利用承認事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 0 9
4 4	総合学習センター施設運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 0
4 5	市民大学実施事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 1 1
4 6	教育の調査研究事業	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	3 1 2
4 7	生涯学習活動の支援事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 1 3
4 8	情報活用推進事業	合併後段階的に相模原市の制度を適用する。	3 1 5
4 9	教材作成事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	3 1 6
5 0	教育図書資料の収集整理活用事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度を適用する。	3 1 7
5 1	教育研究所連盟	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 1 8
5 2	教職員研修（基本研修）	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	3 1 9
5 3	学習相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2 0
5 4	学社融合推進事業	合併後3年間で段階的に相模原市の制度を適用する。 なお、適用にあたっては、地域性を尊重する。	3 2 1
5 5	出前講座事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 2 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
5 6	公民館に関する調査研究・研修	合併後 3 年間で段階的に相模原市の制度を適用する。 なお、適用にあたっては、地域性を尊重する。	3 2 3
5 7	生涯学習情報化推進事業	合併後段階的に相模原市の制度を適用する。	3 2 4
5 8	教職員研修(基本研修以外)	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 2 5
5 9	学校教育相談事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 2 7
6 0	図書館協議会経費	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 2 8
6 1	図書館施設維持管理費・施設維持補修費	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 2 9
6 2	視聴覚ライブラリー自主事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 3 0
6 3	視聴覚関係団体補助金	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 3 1
6 4	図書資料充実経費	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	3 3 2
6 5	図書館サービス経費	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	3 3 3
6 6	図書館施設運営費	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、利用相談員の配置の必要性、配送業務方法(コース等)を検討する。	3 3 4
6 7	図書等複写費用	合併後速やかに相模原市の制度に統合する。	3 3 5
6 8	図書館システム経費	合併後速やかに相模原市の制度を適用する。	3 3 6
6 9	視聴覚ライブラリー施設運営費	合併時に相模原市の制度を適用する。	3 3 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊 3 ページ
7 0	博物館協議会	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 3 9
7 1	資料収集保存事業	合併後、3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、資料の収蔵施設の独自性や設立経過、住民活動などを考慮し、協議する期間を設け検討する。	3 4 0
7 2	資料調査研究事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 4 1
7 3	展示・教育普及事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 4 2
7 4	プラネタリウム事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 4 3
7 5	博物館施設維持管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	3 4 4

その他

(1) 相模原市・藤野町合併市町村基本計画(素案)の公表及び意見募集要領(案)

1 目的

この要領は、相模原市・藤野町合併市町村基本計画(以下「基本計画」という。)の素案の公表及び意見募集に関し必要な事項を定めることにより、基本計画の作成にあたり広く住民の意見を反映することを目的とする。

2 素案の公表の方法

素案の公表は、次の方法により行う。

(1) 相模原市・藤野町合併協議会(以下「合併協議会」という。)ホームページへの掲載

(2) 合併協議会が発行する広報紙への掲載

(3) 次の場所での閲覧及び配布

ア 相模原市 相模原市・藤野町合併協議会事務局(広域行政推進課)行政資料コーナー、各出張所(12)、各公民館(23)

イ 藤野町 合併推進課、各支所(2)

ウ 津久井町 合併対策室、町政情報コーナー、各支所(4)、生涯学習センター、文化福社会館、串川ひがし会館

エ 相模湖町 合併推進課、各公民館(2)、さがみ湖リフレッシュセンター、相模湖交流センター

3 意見を提出できるもの

意見を提出できるものは、次に掲げるものとする。

(1) 相模原市、藤野町、津久井町又は相模湖町の区域内に住所を有する者

(2) 相模原市、藤野町、津久井町又は相模湖町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 上記のほか、素案に対して意見を有するもの

4 意見の受付期間

意見の受付期間は、平成17年11月1日から同年11月30日までとする。

5 意見の提出方法

意見を提出しようとするものは、住所、氏名、連絡先を明らかにし、次の方法により意見を提出しなければならない。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 次の場所への書面の提出

ア 相模原市 相模原市・藤野町合併協議会事務局(広域行政推進課)

イ 藤野町 合併推進課
ウ 津久井町 合併対策室
エ 相模湖町 合併推進課

6 提出された意見の取扱

- (1) 提出された意見は、事務局でその概要をとりまとめ、基本計画の協議にあたって参考とするため合併協議会に提出する。
- (2) 合併協議会は、提出された意見を考慮して基本計画を作成するものとし、決定した基本計画並びに提出された意見の概要及び意見に対する合併協議会の考え方について、素案と同様の方法により公表する。

7 附 則

この要領は、平成17年10月 日から施行する。